

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

規 則

- 北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則…………… (農業経済課) 115
- 農業協同組合法施行細則…………… (農業経済課) 115
- 北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則…… (農業経済課) 139

告 示

- 平成15年度指定鳥獣保護区の指定等に係る公聴会の開催…………… (自然環境課) 140
- 大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)の届出…………… (地域産業課) 141
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項(変更)の届出…………… (地域産業課) 142
- 大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(変更)の届出…………… (地域産業課) 143
- 土地改良区の定款の変更の認可…………… (土地改良指導課) 146
- 道営土地改良事業変更計画の決定…………… (土地改良指導課) 146
- 土地改良事業の施行の同意…………… (土地改良指導課) 146
- 種畜証明書の交付…………… (酪農畜産課) 146
- 家畜伝染病の発生…………… (酪農畜産課) 148
- 釧路十勝海区における共同漁業の漁場計画…………… (漁業管理課) 149
- 根室海区における共同漁業の漁場計画…………… (漁業管理課) 149
- 知事権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課) 159
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課) 160
- 建設業者に対する監督処分…………… (建設情報課) 160
- 公共測量の実施の通知(2件)…………… (建設部総務課) 162
- 公有水面の埋立ての免許…………… (砂防災害課) 162
- 環境影響評価方法書の縦覧…………… (都市計画課) 163
- 政府調達に関する苦情の処理手続の一部改正…………… (出納局総務課) 163

支 庁 告 示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 163

札幌医科大学告示

- 一般競争入札の実施…………… 165

道室蘭土木現業所告示

- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 165

道旭川土木現業所告示

- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 167

道釧路土木現業所告示

- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 169

道教育庁日高教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 170

道選挙管理委員会告示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正…………… 171

道公安委員会告示

- 道交法の規定に基づく地域交通安全活動推進委員の委嘱…………… 171
- 遊技機の認定及び型式の検定等の告示…………… 178

道函館方面公安委員会告示

- 道交法の規定に基づく地域交通安全活動推進委員の委嘱…………… 190

道旭川方面公安委員会告示

- 道交法の規定に基づく地域交通安全活動推進委員の委嘱…………… 191

道釧路方面公安委員会告示

- 道交法の規定に基づく地域交通安全活動推進委員の委嘱…………… 194

道北見方面公安委員会告示

- 道交法の規定に基づく地域交通安全活動推進委員の委嘱…………… 196

公 布 さ れ た 規 則 の あ ら ま し

◇北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(規則第72号)

- 趣旨
農業近代化資金の利子補給率を改定することとするため、この規則を制定することとした。
- 内容
農業近代化資金の利子補給率のうち年0.45パーセントとあるものを年0.5パーセントに改めることとした(第2条の表関係)。
- 施行期日等
この規則は、公布の日から施行し、平成15年3月19日以後の利子補給承認分から適用することとした。

◇農業協同組合法施行細則(規則第73号)

- 趣旨
農業協同組合法(以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めることとす

るため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 法の施行については、農業協同組合法施行令（以下「政令」という。）、農業協同組合法施行規則及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下「信用事業命令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによることとした（第1条関係）。
- (2) 法、政令、信用事業命令及びこの規則に規定する知事の権限（北海道農業協同組合中央会及び道の区域を地区とする農業協同組合連合会に係るものを除く。）は、農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「組合」という。）並びに農事組合法人の主たる事務所を所管区域とする支庁長に委任することとした（第3条関係）。
- (3) 国債等の募集の取扱事業等の認可の申請に係る申請書を定めることとした（第4条から第7条まで及び別記第1号様式から別記第4号様式まで関係）。
- (4) 信用事業規程等の設定、変更及び廃止の承認の申請書及び添付書類を定めることとした（第8条、第13条、第14条、第16条、第17条、別記第5号様式、別記第10号様式、別記第11号様式及び別記第13号様式から別記第15号様式まで関係）。
- (5) 承認を要しない信用事業規程の変更の届出に係る届出書及び添付書類を定めることとした（第9条及び別記第6号様式関係）。
- (6) 信用事業方法書の制定、変更及び廃止の届出の届出書及び添付書類を定めることとした（第10条及び別記第7号様式関係）。
- (7) 同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることの承認の申請に係る申請書を定めることとした（第11条及び別記第8号様式関係）。
- (8) 特定関係者との間の取引等の承認の申請に係る申請書を定めることとした（第12条及び別記第9号様式関係）。
- (9) 信託財産の管理方法の変更の請求等の請求書又は申請書及びこれらの添付書類を定めることとした（第15条及び別記第12号様式関係）。
- (10) 子会社対象会社を子会社としようとする場合等の届出に係る申請書を定めることとした（第18条及び別記第16号様式関係）。
- (11) 基準議決権数を超えて議決権を1年を超えて有することについての承認の申請に係る申請書を定めることとした（第19条及び別記第17号様式関係）。
- (12) 仮理事の選任又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会の招集の請求書を定めることとした（第20条及び別記第18号様式関係）。
- (13) 組合の定款の変更の認可の申請書及び添付書類を定めることとした（第21条及び別記第19号様式関係）。
- (14) 組合の定款の変更について、認可を要しない場合における届出に係る届出書及び添付書類を定めることとした（第22条及び別記第20号様式関係）。

- (15) 信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けの認可の申請に係る申請書並びに信用事業の全部を譲渡したことの届出書を定めることとした（第23条から第25条まで及び別記第21号様式から別記第23号様式まで関係）。
- (16) 共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の届出書及び添付書類を定めることとした（第26条及び別記第24号様式関係）。
- (17) 業務報告書の提出に係る書面及び提出書類を定めることとした（第27条第1項及び別記第25号様式関係）。
- (18) 業務報告書の提出の延期の承認の申請書を定めることとした（第27条第2項及び別記第26号様式関係）。
- (19) 業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧の開始の延期の承認の申請書を定めることとした（第28条及び別記第27号様式関係）。
- (20) 業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧の開始の届出書を定めることとした（第29条及び別記第28号様式関係）。
- (21) 組合の設立の認可の申請書及び添付書類を定めることとした（第30条及び別記第29号様式から別記第33号様式まで関係）。
- (22) 組合の解散の議決の認可の申請書及び添付書類を定めることとした（第31条及び別記第34号様式関係）。
- (23) 組合の解散の届出書及び添付書類を定めることとした（第32条及び別記第35号様式関係）。
- (24) 組合の合併の認可の申請に係る申請書を定めることとした（第33条及び別記第36号様式関係）。
- (25) 農業協同組合連合会の権利義務の承継の認可の申請書及び添付書類を定めることとした（第34条及び別記第37号様式関係）。
- (26) 農事組合法人の定款の変更、成立、解散、合併及び清算結了の届出書及び添付書類を定めることとした（第35条から第39条まで及び別記第38号様式から別記第42号様式まで関係）。
- (27) 農事組合法人の組織変更の届出書及び添付書類を定めることとした（第40条及び別記第43号様式関係）。
- (28) 組合の不祥事件の届出書及び添付書類並びに農事組合法人の不整事項の報告書を定めることとした（第41条、別記第44号様式及び別記第45号様式関係）。
- (29) 業務又は会計の状況の検査の請求書及び添付書類を定めることとした（第42条及び別記第46号様式関係）。
- (30) 業務又は会計の状況の検査は知事の職員をして実施させることとし、当該職員の身分を示す証票について定めることとした（第43条及び別記第47号様式関係）。
- (31) 議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求書及び添付書類を定めることとした

(第44条及び別記第48号様式関係)。 (32) 法、信用事業命令又はこの規則の規定により同時に2以上の申請等をしようとする場合において、添付書類に同一のものとあるときの特例を定めることとした(第45条関係)。 3 施行期日 この規則は、公布の日から施行することとした。 ◇北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則(規則第74号) 1 趣旨及び内容 中山間地域活性化資金について、12年以内及び12年を超え15年以内の償還期間ごとに定めていた貸付利率及び利子補給率を、9年以内、9年を超え11年以内、11年を超え14年以内及び14年を超え15年以内の償還期間ごとに定めるとともに、貸付利率及び利子補給率を改定することとするため、この規則を制定することとした。 2 施行期日等 この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月18日以後の利子補給承認分から適用することとした。	平成15年6月17日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第73号 農業協同組合法施行細則 農業協同組合法施行細則(昭和53年北海道規則第73号)の全部を改正する。 (趣旨) 第1条 農業協同組合法(昭和22年法律第132号。以下「法」という。)の施行については、農業協同組合法施行令(昭和37年政令第271号。以下「政令」という。)、農業協同組合法施行規則(平成13年農林水産省令第148号)及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成5年大蔵省農林水産省令第1号。以下「信用事業命令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 (定義) 第2条 この規則において「組合」とは、法第98条第1項の規定により知事が所管行政庁である農業協同組合及び農業協同組合連合会を総称する。 2 この規則において「農事組合法人」とは、法第98条第1項の規定により知事が所管行政庁である農事組合法人をいう。 3 この規則において「中央会等」とは、北海道農業協同組合中央会及び道の区域を地区とする農業協同組合連合会を総称する。 (支庁長への委任) 第3条 法、政令、信用事業命令及びこの規則に規定する知事の権限(中央会等に係るものを除く。)は、組合及び農事組合法人の主たる事務所の所在地を所管区域とする支庁長(以下「支庁長」という。)に委任する。ただし、知事が自らその権限を行使することを妨げない。 (国債の募集の取扱事業等の認可申請) 第4条 法第10条第17項の規定による同条第6項第5号及び第6号の2に規定する事業の認可又は同条第20項の規定による同条第7項に規定する事業の認可の申請に係る信用事業命令第2条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。 (金融等デリバティブ取引等の事業の認可申請) 第5条 法第10条第18項の規定による同条第6項第13号から第16号までの事業の認可の申請に係る信用事業命令第3条第1項の申請書は、別記第2号様式によるものとする。 (信託業務に係る事業の認可申請) 第6条 法第10条第21項の規定による同条第8項に規定する信託業務に係る事業の認可の申請に係る信用事業命令第4条第1項の申請書は、別記第3号様式によるものとする。 (債券の募集又は管理の受託事業等の認可申請)																										
<table><tr><th colspan="2">規 則</th></tr><tr><td colspan="2">北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。</td></tr><tr><td colspan="2">平成15年6月17日</td></tr><tr><td colspan="2">北海道知事 高 橋 はるみ</td></tr><tr><td colspan="2">北海道規則第72号</td></tr><tr><td colspan="2">北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則</td></tr><tr><td colspan="2">北海道農業近代化資金利子補給規則(昭和37年北海道規則第12号)の一部を次のように改正する。</td></tr><tr><td colspan="2">第2条の表中「年0.45パーセント」を「年0.5パーセント」に改める。</td></tr><tr><td colspan="2">附 則</td></tr><tr><td colspan="2">1 この規則は、公布の日から施行する。</td></tr><tr><td colspan="2">2 この規則による改正後の北海道農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成15年3月19日以後に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金については、なお従前の例による。</td></tr><tr><td colspan="2"> </td></tr><tr><td colspan="2">農業協同組合法施行細則をここに公布する。</td></tr></table>	規 則		北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。		平成15年6月17日		北海道知事 高 橋 はるみ		北海道規則第72号		北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則		北海道農業近代化資金利子補給規則(昭和37年北海道規則第12号)の一部を次のように改正する。		第2条の表中「年0.45パーセント」を「年0.5パーセント」に改める。		附 則		1 この規則は、公布の日から施行する。		2 この規則による改正後の北海道農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成15年3月19日以後に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金については、なお従前の例による。				農業協同組合法施行細則をここに公布する。		
規 則																											
北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。																											
平成15年6月17日																											
北海道知事 高 橋 はるみ																											
北海道規則第72号																											
北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則																											
北海道農業近代化資金利子補給規則(昭和37年北海道規則第12号)の一部を次のように改正する。																											
第2条の表中「年0.45パーセント」を「年0.5パーセント」に改める。																											
附 則																											
1 この規則は、公布の日から施行する。																											
2 この規則による改正後の北海道農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成15年3月19日以後に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給についての知事の承認を受けた農業近代化資金については、なお従前の例による。																											
農業協同組合法施行細則をここに公布する。																											

第7条 法第10条第22項の規定による同条第9項に規定する事業の認可の申請に係る信用事業命令第5条第1項の申請書は、別記第4号様式によるものとする。

（信用事業規程の設定等の承認申請）

第8条 法第11条第1項の規定による信用事業規程の設定又は同条第3項の規定による信用事業規程の変更若しくは廃止の承認の申請は、別記第5号様式の申請書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 理由書
 - (2) 信用事業規程（変更の場合にあっては、変更部分に係る新旧対照表）
 - (3) 設定又は変更若しくは廃止の議決を行った総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
 - (4) その他参考となるべき事項を記載した書類
- （承認を要しない信用事業規程の変更の届出）

第9条 法第11条第4項の規定による信用事業規程の変更の届出は、別記第6号様式の届出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 理由書
 - (2) 信用事業規程の変更部分に係る新旧対照表
 - (3) 変更について議決を行った総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
 - (4) その他参考となるべき事項を記載した書類
- （信用事業方法書の制定等の届出）

第10条 信用事業命令第7条第2項の規定による信用事業方法書の制定、変更又は廃止の届出は、別記第7号様式の届出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 理由書
 - (2) 信用事業方法書（変更の場合にあっては、変更部分に係る新旧対照表）
 - (3) 制定、変更又は廃止の議決を行った理事会の議事録の謄本又は抄本
 - (4) その他参考となるべき事項を記載した書類
- （同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることの承認申請）

第11条 法第11条の3第1項ただし書（同条第2項後段において準用する場合を含む。）の規定による同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることの承認の申請に係る信用事業命令第18条第3項及び第21条第2項の申請書は、別記第8号様式によるものとする。

（特定関係者との間の取引等の承認申請）

第12条 法第11条の3の2ただし書の規定による特定関係者又は特定関係者に係る利用者と組合との間の取引又は行為を行うことの承認の申請に係る信用事業命令第25条第1項の申請書は、別記第9号様式によるものとする。

（共済規程の設定等の承認申請）

第13条 法第11条の4第1項の規定による共済規程の設定又は同条第3項の規定による共済

規程の変更若しくは廃止の承認の申請は、別記第10号様式の申請書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 理由書
 - (2) 共済規程（変更の場合にあっては、変更部分に係る新旧対照表）
 - (3) 設定又は変更若しくは廃止の議決を行った総会又は総代会（定款で理事会の権限とされた事項にあっては、理事会）の議事録の謄本又は抄本
 - (4) その他参考となるべき事項を記載した書類
- （信託規程の設定等の承認申請）

第14条 法第11条の8第1項の規定による信託規程の設定又は同条第3項の規定による信託規程の変更若しくは廃止の承認の申請は、別記第11号様式の申請書に次に掲げる書類を添えてなければならない。

- (1) 理由書
 - (2) 信託規程（変更の場合にあっては、変更部分に係る新旧対照表）
 - (3) 設定又は変更若しくは廃止の議決を行った総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
 - (4) その他参考となるべき事項を記載した書類
- （信託財産の管理方法の変更の請求等）

第15条 法第11条の11の規定により知事の権限とされた信託法（大正11年法律第62号）第23条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）、第47条及び第58条の規定による請求又は同法第46条の規定による申請は、別記第12号様式の請求書又は申請書に次に掲げる書類（同条の規定による申請にあっては、第4号に掲げるものを除く。）を添えてしなければならない。

- (1) 理由書
 - (2) 信託契約書の写し
 - (3) 信託財産に係る登記簿の謄本
 - (4) 請求人が委託者の相続人又は利害関係人であるときは、これを証する書類
 - (5) その他参考となるべき事項を記載した書類
- （宅地等供給事業実施規程の設定等の承認申請）

第16条 法第11条の14第1項の規定による宅地等供給事業実施規程の設定又は同条第3項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更若しくは廃止の承認の申請は、別記第13号様式の申請書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 理由書
 - (2) 宅地等供給事業実施規程（変更の場合にあっては、変更部分に係る新旧対照表）
 - (3) 設定又は変更若しくは廃止の議決を行った総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
 - (4) その他参考となるべき事項を記載した書類
- （農業経営規程の設定等の承認申請）

第17条 法第11条の15の3第1項の規定による農業経営規程の設定又は同条第3項の規定による農業経営規程の変更若しくは廃止の承認の申請は、別記第14号様式の申請書に次に掲げる書類（廃止の場合にあっては、第4号に掲げるものを除く。）を添えてしなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 農業経営規程（変更の場合にあっては、変更部分に係る新旧対照表）
- (3) 設定又は変更若しくは廃止の議決を行った総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- (4) 農業の経営を行うことについての法第11条の15の2第3項の規定による同意に関する証明書（別記第15号様式）
- (5) その他参考となるべき事項を記載した書類
（子会社対象会社を子会社としようとする場合等の届出）

第18条 法第11条の16第3項の規定による子会社対象会社を子会社としようとする場合等の届出に係る信用事業命令第30条の届出書は、別記第16号様式によるものとする。
（基準議決権数を超えて議決権を有することについての承認申請）

第19条 法第11条の17第2項ただし書の規定による承認の申請に係る信用事業命令第32条第1項の申請書は、別記第17号様式によるものとする。
（仮理事の選任又は総会の招集の請求）

第20条 法第40条第1項又は第73条第2項において準用する民法（明治29年法律第89号）第56条の規定による請求は、別記第18号様式の請求書によりしなければならない。
（定款変更の認可申請）

第21条 法第44条第2項の規定による定款変更の認可の申請は、別記第19号様式の申請書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 定款の変更部分に係る新旧対照表
- (3) 変更の議決を行った総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- (4) 法第10条第2項に規定する出資組合（以下「出資組合」という。）の出資1口の金額を減少させるための変更の場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表
 - イ 法第49条第2項の規定による手続を完了したことを証する書面
 - ウ 法第50条第2項の規定による手続を要する場合にあっては、その手続を完了したことを証する書面
- (5) 農業協同組合連合会がその地区を地区とする他の農業協同組合連合会が現に行っている事業を新たに行うための変更の場合にあっては、農業協同組合連合会の会員である組合のそれぞれの法第46条の2の規定による議決を行った総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本

- (6) その他参考となるべき事項を記載した書類
（認可を要しない定款変更の届出）

第22条 法第44条第4項の規定による定款変更の届出は、別記第20号様式の届出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 定款の変更部分に係る新旧対照表
- (3) 変更の議決を行った総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- (4) その他参考となるべき事項を記載した書類
（信用事業の全部又は一部の譲渡の認可申請）

第23条 法第50条の2第3項の規定による信用事業の全部又は一部の譲渡の認可の申請に係る信用事業命令第50条第1項の申請書は、別記第21号様式によるものとする。
（信用事業の全部又は一部の譲受けの認可申請）

第24条 法第50条の2第3項の規定による信用事業の全部又は一部の譲受けの認可の申請に係る信用事業命令第51条第1項の申請書は、別記第22号様式によるものとする。
（信用事業の全部の譲渡の届出）

第25条 法第50条の2第7項の規定による信用事業の全部の譲渡の届出は、別記第23号様式の届出書によりしなければならない。
（共済事業の全部の譲渡等の届出）

第26条 法第50条の3第5項において準用する法第50条の2第7項の規定による共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の届出は、別記第24号様式の届出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 譲渡又は移転の議決を行った総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- (3) 譲渡契約書又は移転契約書の写し
- (4) 法第50条の3第4項において準用する法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表
- (5) 法第50条の3第4項において準用する法第49条第2項の規定による手続を完了したことを証する書面
- (6) 第50条の3第4項において準用する法第50条第2項の規定による手続を要するときは、その手続を完了したことを証する書面
- (7) その他参考となるべき事項を記載した書類
（業務報告書の提出）

第27条 法第54条の2第1項又は第2項の規定による業務報告書の提出は、別記第25号様式により当該業務報告書の事業年度の決算に係る総会又は総代会の議事録の謄本を添えてしなければならない。

2 信用事業令第53条第4項の規定による業務報告書の提出の延期の承認の申請に係る同条第5項の申請書は、別記第26号様式によるものとする。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧開始延期の承認申請）

第28条 法第54条の3第1項又は第2項の規定により作成した説明書類の縦覧の開始を延期しようとする場合の信用事業令第56条第2項の規定による承認の申請に係る同条第3項の申請書は、別記第27号様式によるものとする。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧開始の届出）

第29条 法第54条の3第1項又は第2項の規定により作成した説明書類の縦覧を開始した場合の信用事業令第58条第3項の規定による届出に係る同条第4項の届出書は、別記第28号様式によるものとする。

（設立の認可申請）

第30条 法第59条第1項の規定による設立の認可の申請は、別記第29号様式の申請書に次に掲げる書類（法第30条第9項の規定により役員を選任することとした場合にあっては、第14号に掲げるものを除く。）を添えてしなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 定款
- (3) 事業計画書（別記第30号様式）
- (4) 設立経過報告書（別記第31号様式）
- (5) 発起人名簿
- (6) 農業協同組合を設立しようとする場合にあっては発起人がすべて農業者であることを証する市町村長の証明書、農業協同組合連合会を設立しようとする場合にあっては発起人である組合の登記簿の謄本及び発起人となることについての議決を行った総会又は総代会の議事録の謄本又は抄本
- (7) 発起人会の開催を証する書面
- (8) 法第56条第1項の規定により作成した設立目論見書
- (9) 設立準備会の開催公告の写し
- (10) 設立準備会の議事録の謄本
- (11) 定款作成委員名簿
- (12) 創立総会の開催公告の写し
- (13) 創立総会の議事録の謄本
- (14) 役員選挙結果報告書（別記第32号様式）
- (15) 役員調書（別記第33号様式）
- (16) その他参考となるべき事項を記載した書類

（解散の議決の認可申請）

第31条 法第64条第2項の規定による解散の議決の認可の申請は、別記第34号様式の申請書

に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 理由書
 - (2) 解散の議決を行った総会又は総代会の議事録の謄本
 - (3) 総代会において解散の議決を行った場合にあっては、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
 - (4) 法第48条の2第2項の規定による総会の招集があった場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 当該総会までの経過を記載した書類
 - イ 当該総会の議事録の謄本
 - (5) 解散時の財産目録及び貸借対照表（法第10条第4項に規定する非出資組合（以下「非出資組合」という。）にあっては、財産目録）
 - (6) 清算人名簿
 - (7) その他参考となるべき事項を記載した書類
- （解散の届出）

第32条 法第64条第4項又は第7項の規定による解散の届出は、別記第35号様式の届出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 解散時の財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては、財産目録）
 - (2) 清算人名簿
 - (3) その他参考となるべき事項を記載した書類
- （合併の認可申請）

第33条 法第10条第1項第3号の事業を行う組合の法第65条第2項の規定による合併の認可の申請に係る信用事業令第57条第1項の申請書は、別記第36号様式によるものとする。

2 法第10条第1項第3号の事業を行う組合以外の組合の法第65条第2項の規定による合併の認可の申請は、別記第36号様式の申請書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 合併の議決を行った総会又は総代会の議事録の謄本
- (3) 合併契約書の写し
- (4) 法第65条第4項において準用する法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては、財産目録）
- (5) 当該合併を行う組合が出資組合である場合にあっては、次に掲げる書類
 - ア 法第65条第4項において準用する法第49条第2項の規定による手続を完了したことを証する書面
 - イ 法第65条第4項において準用する法第50条第2項の規定による手続を要する場合にあっては、その手続を完了したことを証する書面
- (6) 総代会において合併の議決を行った場合にあっては、法第48条の2第1項の規定によ

る通知の状況を記載した書類 (7) 法第48条の2第2項の規定による総会の招集があった場合にあっては、次に掲げる書類 ア 当該総会までの経過を記載した書類 イ 当該総会の議事録の謄本 (8) 合併後存続する組合又は合併により設立される組合の定款 (9) 合併後存続する組合又は合併により設立される組合の事業計画書（別記第30号様式） (10) 合併によって組合を設立する場合にあっては、次に掲げる書類（設立委員と合併後の組合の役員が同一である場合にあっては、ウに掲げるものを除く。） ア 設立委員会の議事録の謄本 イ 設立委員調書（別記第33号様式） ウ 役員調書（別記第33号様式） (11) その他参考となるべき事項を記載した書類 （農業協同組合連合会の権利義務の承継の認可申請） 第34条 法第70条第2項において準用する法第65条第2項の規定による認可の申請は、別記第37号様式の申請書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。 (1) 理由書 (2) 経過報告書 (3) 権利義務の承継の議決を行った総会又は総代会の議事録の謄本 (4) 法第70条第2項において準用する法第65条第4項において準用する法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては、財産目録） (5) 農業協同組合連合会が出資組合である場合にあっては、次に掲げる書類 ア 法第70条第2項において準用する法第65条第4項において準用する法第49条第2項に規定する手続を完了したことを証する書面 イ 法第70条第2項において準用する法第65条第4項において準用する法第50条第2項に規定する手続を要する場合にあっては、その手続を完了したことを証する書面 ウ 法第12条第2項第2号又は第3号の規定による会員がいなかったことを証する書面 (6) 総代会において権利義務の承継の議決を行った組合にあっては、法第70条第2項において準用する法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類 (7) 法第70条第2項において準用する法第48条の2第2項の規定による総会の招集があった場合にあっては、次に掲げる書類 ア 当該総会までの経過を記載した書類 イ 当該総会の議事録の謄本 (8) 農業協同組合連合会に対して有する組合の持分が第三者の権利の目的となっていないことを証する書面	(9) その他参考となるべき事項を記載した書類 （農事組合法人の定款変更の届出） 第35条 法第72条の13第2項の規定による定款変更の届出は、別記第38号様式の届出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。 (1) 理由書 (2) 定款の変更部分に係る新旧対照表 (3) 変更の議決を行った総会の議事録の謄本又は抄本 (4) その他参考となるべき事項を記載した書類 （農事組合法人の成立の届出） 第36条 法第72条の16第4項の規定による成立の届出は、別記第39号様式の届出書に、同項に規定する書類のほか次に掲げる書類を添えてしなければならない。 (1) 事業計画書 (2) 設立総会の議事録の謄本 (3) その他参考となるべき事項を記載した書類 （農事組合法人の解散の届出） 第37条 法第72条の17第2項の規定による解散の届出は、別記第40号様式の届出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。 (1) 法第73条第4項において準用する法第65条第4項において準用する法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表（法第72条の8第2項に規定する非出資農事組合法人（以下「非出資農事組合法人」という。）にあっては、財産目録） (2) その他参考となるべき事項を記載した書類 （農事組合法人の合併の届出） 第38条 法第72条の18第3項の規定による合併の届出は、別記第41号様式の届出書に、同項に規定する書類のほか次に掲げる書類を添えてしなければならない。 (1) 理由書 (2) 合併の議決を行った総会の議事録の謄本 (3) 合併契約書の写し (4) 合併によって設立した農事組合法人にあっては、事業計画書 (5) 法第73条第4項において準用する法第65条第4項において準用する法第49条第1項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表（非出資農事組合法人にあっては、財産目録） (6) 合併前の農事組合法人が法第72条の12の2第1項に規定する出資農事組合法人であった場合にあっては、次に掲げる書類 ア 法第73条第4項において準用する法第65条第4項において準用する法第49条第2項の規定による手続を完了したことを証する書面
---	--

イ 法第73条第4項において準用する法第65条第4項において準用する法第50条第2項の規定による手続を要する場合にあっては、その手続を完了したことを証する書面

(7) その他参考となるべき事項を記載した書類
(農事組合法人の清算結了の届出)

第39条 法第73条第4項において準用する民法第83条の規定による清算結了の届出は、別記第42号様式の届出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 決算報告書の承認を行った総会の議事録の謄本
- (2) 決算報告書
- (3) 清算結了に係る登記簿の謄本
(農事組合法人の組織変更の届出)

第40条 法第73条の12の規定による組織変更の届出は、別記第43号様式の届出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 法第73条の3第1項の規定により作成した組織変更計画書
- (2) 組織変更の議決を行った総会の議事録の謄本
- (3) 法第73条の13第1項に規定する組織変更に関する事項を記載した書面
- (4) 組織変更後の会社の登記簿の謄本
(不祥事件の届出等)

第41条 信用事業命令第58条第3項第16号に該当する場合に行う同項の規定による不祥事件の届出は、別記第44号様式の届出書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 不祥事件の概要書
- (2) その他参考となるべき事項を記載した書類

2 法第73条第2項において準用する民法第59条第3号の規定による農事組合法人の不整事項の報告は、別記第45号様式による報告書によりしなければならない。
(業務又は会計の状況の検査の請求)

第42条 法第94条第1項の規定による業務又は会計の状況の検査の請求は、別記第46号様式の請求書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 請求に同意した組員又は会員が記名押印した同意書
- (3) 請求日現在における組員又は会員の総数及び請求に同意した者が組員又は会員であることを証する書面
- (4) その他参考となるべき事項を記載した書類
(業務又は会計の状況の検査の実施)

第43条 法第94条第1項から第5項までの規定による組合及び農事組合法人並びに中央会等の業務又は会計の状況の検査（中央会等にあっては、法第98条第11項の規定により知事が行うこととされた検査に限る。）は、知事の職員をして実施させるものとする。

2 前項の規定により検査をする職員は、別記第47号様式のその身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(議決等の取消しの請求)

第44条 法第96条第1項の規定による議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求は、別記第48号様式の請求書に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 請求に同意した組員又は会員が記名押印した同意書
- (3) 請求日現在における組員又は会員の総数及び請求に同意した者が組員又は会員であることを証する書面
- (4) その他参考となるべき事項を記載した書類
(申請手続の特例)

第45条 法、信用事業命令又はこの規則の規定により申請、請求、届出、報告又は提出をしようとする者が、同時に2以上の申請、請求、届出、報告又は提出をしようとする場合において、添付すべき書類に同一のものがあるときは、1の申請書、請求書、届出書、報告書又は提出書にこれを添付すれば足りる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の農業協同組合法施行細則（次項において「改正前の規則」という。）の様式による証票は、この規則による改正後の農業協同組合法施行細則（次項において「改正後の規則」という。）の様式による証票とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、平成15年7月31日までの間使用することを妨げない。

別記第1号様式（第4条関係）

国債の募集の取扱事業等の認可申請書

年 月 日

北海道知事 様
(支庁長)

所 在 地

組 合 名

代表理事 氏

名 印

〔合併に伴う申請の場合は、設立委員会の事務〕
〔所の所在地及び名称並びに設立委員長の名氏〕

国債の募集の取扱いの事業等を行いたい（農業協同組合法第10条第20項前段の規定により認可を受けた事業の内容及び方法を変更したい）ので、農業協同組合法第10条第17項（第20項）の規定により、申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信用事業方法書（変更の場合にあっては、変更部分の新旧対照表）
- 3 最近の貸借対照表及び損益計算書
- 4 当該事業を行う（事業の内容及び方法を変更する）ことについての議決を行った理事会の議事録の謄本又は抄本
- 5 当該事業に係る経理方針を記載した書類
- 6 その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第2号様式（第5条関係）

金融等デリバティブ取引等の事業の認可申請書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

所 在 地
組 合 名
代表理事 氏 名 印
〔合併に伴う申請の場合は、設立委員会の事務〕
〔所の所在地及び名称並びに設立委員長の氏名〕

金融等デリバティブ取引（金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ若しくは代理、有価証券店頭デリバティブ取引又は有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ若しくは代理）の事業を行いたいので、農業協同組合法第10条第18項の規定により、申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信用事業方法書
- 3 最近の貸借対照表及び損益計算書
- 4 当該事業を行うことについての議決を行った理事会の議事録の謄本又は抄本
- 5 当該事業に係る経理方針を記載した書類

- 6 その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第3号様式（第6条関係）

信託業務に係る事業の認可申請書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

所 在 地
組 合 名
代表理事 氏 名 印
〔合併に伴う申請の場合は、設立委員会の事務〕
〔所の所在地及び名称並びに設立委員長の氏名〕

信託業務に係る事業を行いたい（農業協同組合法第10条第21項前段の規定により認可を受けた事業の内容及び方法を変更したい）ので、農業協同組合法第10条第21項の規定により、申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信用事業方法書（変更の場合にあっては、変更部分の新旧対照表）
- 3 最近の貸借対照表及び損益計算書
- 4 当該事業を行う（事業の内容及び方法を変更する）ことについての議決を行った理事会の議事録の謄本又は抄本
- 5 当該事業に係る経理方針を記載した書類
- 6 その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第4号様式（第7条関係）

債券の募集又は管理の受託事業等の認可申請書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

所 在 地
組 合 名
代表理事 氏 名 印

〔合併に伴う申請の場合は、設立委員会の事務〕
〔所の所在地及び名称並びに設立委員長の氏名〕

債券の募集又は管理の受託の事業等を行いたいのので、農業協同組合法第10条第22項の規定により、申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信用事業方法書
- 3 最近の貸借対照表及び損益計算書
- 4 当該事業を行うことについての議決を行った理事会の議事録の謄本又は抄本
- 5 当該事業に係る経理方針を記載した書類
- 6 その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第5号様式（第8条関係）

信用事業規程設定（変更、廃止）承認申請書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

所 在 地
組 合 名
代表理事 氏 名 印

〔合併に伴う申請の場合は、設立委員会の事務〕
〔所の所在地及び名称並びに設立委員長の氏名〕

信用事業規程を設定（変更、廃止）したいので、農業協同組合法第11条第1項（第3項）の規定により、申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信用事業規程（変更の場合にあっては、変更部分に係る新旧対照表）
- 3 設定（変更、廃止）の議決を行った総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第6号様式（第9条関係）

信 用 事 業 規 程 変 更 届 出 書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

所 在 地
組 合 名
代表理事 氏 名 印

信用事業規程を変更したので、農業協同組合法第11条第4項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信用事業規程の変更部分に係る新旧対照表
- 3 変更の議決を行った総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第7号様式（第10条関係）

信用事業方法書制定（変更、廃止）届出書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

所 在 地
組 合 名
代表理事 氏 名 印

〔合併に伴う届出の場合は、設立委員会の事務〕
〔所の所在地及び名称並びに設立委員長の氏名〕

信用事業方法書を制定（変更、廃止）したので、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第7条第2項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信用事業方法書（変更の場合にあっては、変更部分に係る新旧対照表）
- 3 制定（変更、廃止）の議決を行った理事会の議事録の謄本又は抄本
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第8号様式（第11条関係）

信用供与等限度額超過承認申請書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

所 在 地

組 合 名

代表理事 氏

名 印

同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなるので、農業協同組合法第11条の3第1項ただし書（第2項後段において準用する同条第1項ただし書）の規定により、申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書類
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第9号様式（第12条関係）

特定関係者等取引（行為）承認申請書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

所 在 地

組 合 名

代表理事 氏

名 印

次の特定関係者（特定関係者に係る利用者）との間で農業協同組合法第11条の3の2に該当する取引（行為）を行いたいのので、同条ただし書の規定により、申請します。

記

特定関係者（特定関係者に係る利用者）の所在地（住所）及び法人名（氏名）

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第10号様式（第13条関係）

共済規程設定（変更、廃止）承認申請書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

所 在 地

組 合 名

代表理事 氏

名 印

〔合併に伴う申請の場合は、設立委員会の事務〕
〔所の所在地及び名称並びに設立委員長の氏名〕

共済規程を設定（変更、廃止）したいので、農業協同組合法第11条の4第1項（第3項）の規定により、申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 共済規程（変更の場合にあっては、変更部分に係る新旧対照表）
- 3 設定（変更、廃止）の議決を行った総会（総代会、理事会）の議事録の謄本又は抄本
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第11号様式（第14条関係）

信託規程設定（変更、廃止）承認申請書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

所 在 地

組 合 名

代表理事 氏

名 印

〔合併に伴う申請の場合は、設立委員会の事務〕
〔所の所在地及び名称並びに設立委員長の氏名〕

信託規程を設定（変更、廃止）したいので、農業協同組合法第11条の8第1項（第3項）の規定により、申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信託規程（変更の場合にあっては、変更部分に係る新旧対照表）
- 3 設定（変更、廃止）の議決を行った総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第12号様式（第15条関係）**その1**

信 託 財 産 管 理 方 法 変 更 請 求 書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）住 所
氏 名 ㊟
〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

農業協同組合法第11条の11の規定に基づく信託法第23条第1項（第2項において準用する同条第1項）の規定により、次の受託者に係る信託財産の管理方法の変更を請求します。

記

受託者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信託契約書の写し
- 3 信託財産に係る登記簿の謄本
- 4 請求人が委託者の一般承継人であるときは、これを証する書類
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

その2

受 託 者 辞 任 許 可 申 請 書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

所 在 地

組 合 名
代表理事 氏 名 ㊟

受託者を辞任したいので、農業協同組合法第11条の11の規定に基づく信託法第46条の規定により、申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信託契約書の写し
- 3 信託財産に係る登記簿の謄本
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

その3

受 託 者 解 任 請 求 書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）住 所
氏 名 ㊟
〔法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

農業協同組合法第11条の11の規定に基づく信託法第47条の規定により、次の受託者の解任を請求します。

記

受託者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 信託契約書の写し
- 3 信託財産に係る登記簿の謄本
- 4 請求人が委託者の一般承継人であるときは、これを証する書類
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

その4

信 託 解 除 命 令 請 求 書

年 月 日 北海道知事 様 (支庁長) 住 所 氏 名 ㊞ 〔法人にあっては、主たる事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名〕 農業協同組合法第11条の11の規定に基づく信託法第58条の規定により、次の受託者に 係る信託の解除を命じることを請求します。 記 受託者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名 (添付書類) 1 理由書 2 信託契約書の写し 3 信託財産に係る登記簿の謄本 4 請求人が委託者の一般承継人又は利害関係人であるときは、これを証する書類 5 その他参考となるべき事項を記載した書類 別記第13号様式 (第16条関係) 宅地等供給事業実施規程設定 (変更、廃止) 承認申請書 年 月 日 北海道知事 様 (支庁長) 所 在 地 組 合 名 代表理事 氏 名 ㊞ 〔合併に伴う申請の場合は、設立委員会の事務 所の所在地及び名称並びに設立委員長の氏名〕 宅地等供給事業実施規程を設定 (変更、廃止) したいので、農業協同組合法第11条の 14第1項 (第3項) の規定により、申請します。 (添付書類) 1 理由書	2 宅地等供給事業実施規程 (変更の場合にあっては、変更部分に係る新旧対照表) 3 設定 (変更、廃止) の議決を行った総会 (総代会) の議事録の謄本又は抄本 4 その他参考となるべき事項を記載した書類 別記第14号様式 (第17条関係) 農業経営規程設定 (変更、廃止) 承認申請書 年 月 日 北海道知事 様 (支庁長) 所 在 地 組 合 名 代表理事 氏 名 ㊞ 〔合併に伴う申請の場合は、設立委員会の事務 所の所在地及び名称並びに設立委員長の氏名〕 農業経営規程を設定 (変更、廃止) したいので、農業協同組合法第11条の15の3第1 項 (第3項) の規定により、申請します。 (添付書類) 1 理由書 2 農業経営規程 (変更の場合にあっては、変更部分に係る新旧対照表) 3 設定 (変更、廃止) の議決を行った総会 (総代会) の議事録の謄本又は抄本 4 農業の経営を行うことについての正組合員 (正会員) の書面による同意に関する 証明書 5 その他参考となるべき事項を記載した書類 注 4に掲げる書類は、農業経営規程の設定又は変更の承認の申請の場合に添付するこ と。 別記第15号様式 (第17条関係) 農業の経営を行うことについての農業協同組合法 第11条の15の2第3項の同意に関する証明書 年 月 日 北海道知事 様 (支庁長)
--	---

所 在 地
組 合 名
代表理事 氏 名 印
〔合併に伴う申請の場合は、設立委員会の事務
所の所在地及び名称並びに設立委員長の氏名〕

農業の経営及びこれに附帯する事業を行うことについて、農業協同組合法第11条の15の2第3項の同意を得たことを証明します。

記

- 1 年 月 日現在の正組合員（正会員）数
- 2 正組合員（正会員）数の3分の2に相当する数
- 3 書面同意者数

注1 1の年月日は、総会において農業経営規程の設定又は変更の議決を行った日とすること。

注2 2の「正組合員（正会員）数の3分の2に相当する数」は、小数点以下を切り上げて記入すること。

別記第16号様式（第18条関係）

子 会 社 届 出 書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

所 在 地
組 合 名
代表理事 氏 名 印

次の会社を子会社とする（次の子会社が子会社でなくなった、次の子会社が子会社対象会社に該当しない子会社となった）ので、農業協同組合法第11条の16第3項の規定により、届け出ます。

記

会社（子会社）の所在地及び名称

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 組合に関する次に掲げる書類

- (1) 最終の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書（損失金処理計算書）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- (2) 届出後における収支の見込みを記載した書類
- 3 組合及びその子会社の届出後における収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類
- 4 この届出に係る子会社に関する次に掲げる書類
 - (1) 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類
 - (2) 業務の内容を記載した書類
 - (3) 最終の貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書（損失処理計算書）その他最近の業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
 - (4) 役員の役職名及び氏名を記載した書類
- 5 組合又はその子会社が合算して基準議決権数を超えて議決権を有することとなる信用事業会社である国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 6 その他参考となるべき事項を記載した書類

注1 2から5までに掲げる書類は、子会社対象会社を子会社とする場合に限り、添付すること。

注2 5に掲げる書類は、組合又はその子会社が信用事業会社である国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合に限り、添付すること。

別記第17号様式（第19条関係）

基準議決権数超過議決権保有承認申請書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

所 在 地
組 合 名
代表理事 氏 名 印

信用事業会社である国内の会社の議決権を基準議決権数を超えて、当組合（当組合の子会社）がその取得した（保有することとなった）日から1年を超えて保有したいので、農業協同組合法第11条の17第2項ただし書の規定により、申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 3 承認に係る国内の会社の議決権のうち、その基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第18号様式（第20条関係）

仮 理 事 選 任 （ 総 会 招 集 ） 請 求 書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

組 合 員 （ 利 害 関 係 人 ）

住 所

氏 名

㊦

農業協同組合法第40条第1項（第73条第2項において準用する民法第56条）の規定により、次のとおり仮理事の選任（役員を選挙又は選任するための総会の招集）を請求します。

記

- 1 組合（農事組合法人）の所在地及び名称
 - （1）所在地
 - （2）名 称
- 2 請求人と組合（農事組合法人）との関係
- 3 役員の職務を行う者がなくなった年月日
- 4 役員の職務を行う者がいないため遅滞により生ずるおそれのある損害の内容

別記第19号様式（第21条関係）

定 款 変 更 認 可 申 請 書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

所 在 地

組 合 名

代表理事 氏

名 ㊦

定款を変更したいので、農業協同組合法第44条第2項の規定により、申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 定款の変更部分に係る新旧対照表
- 3 変更の議決を行った総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本
- 4 変更の議決を行った日から2週間以内に作成した財産目録及び貸借対照表
- 5 債権者に対する公告及び催告の手続を完了したことを証する書面
- 6 債権者の異議の申出により弁済し、担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面
- 7 農業協同組合連合会の会員である各組合の、農業協同組合法第46条の2に基づく議決を行った総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本
- 8 その他参考となるべき事項を記載した書類

注 4から6までに掲げる書類は出資組合の出資1口の金額を減少させるため定款の変更である場合、7に掲げる書類は農業協同組合連合会がその地区を地区とする他の農業協同組合連合会が現に行っている事業を新たに行うための変更の場合に限り、添付すること。

別記第20号様式（第22条関係）

定 款 変 更 届 出 書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

所 在 地

組 合 名

代表理事 氏

名 ㊦

定款を変更したので、農業協同組合法第44条第4項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 定款の変更部分に係る新旧対照表
- 3 変更の議決を行った総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第21号様式（第23条関係）

信用事業全部（一部）譲渡認可申請書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

所 在 地

組 合 名

代表理事 氏

名 印

信用事業の全部（一部）を、 農業協同組合（農業協同組合連合会）に譲渡したいので、農業協同組合法第50条の2第3項の規定により、申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 譲渡の議決を行った総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本
- 3 譲渡契約書の写し
- 4 譲渡の議決を行った日から2週間以内に作成した財産目録及び貸借対照表
- 5 債権者に対する公告及び催告の手続を完了したことを証する書面
- 6 債権者の異議の申出により弁済し、担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面
- 7 譲渡後の組合及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類
- 8 子会社でなくなる子会社の名称を記載した書類
- 9 その他参考となるべき事項を記載した書類

注 7に掲げる書類は信用事業の一部の譲渡後における組合が子会社等を有する場合、8に掲げる書類は信用事業の譲渡により組合の子会社が子会社でなくなる場合に限り、添付すること。

別記第22号様式（第24条関係）

信用事業全部（一部）譲受け認可申請書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

所 在 地

組 合 名

代表理事 氏

名 印

農業協同組合より、信用事業の全部（一部）を譲り受けたいので、農業協同組合法第50条の2第3項の規定により、申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 譲受けの議決を行った総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本
- 3 譲渡契約書の写し
- 4 譲受けの議決を行った日から2週間以内に作成した財産目録及び貸借対照表
- 5 債権者に対する公告及び催告の手続を完了したことを証する書面
- 6 債権者の異議の申出により弁済し、担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面
- 7 譲受け後における組合の収支及び単体自己資本比率の見込みを記載した書類
- 8 譲受けにより子会社とする子会社対象会社に関する次に掲げる書類
 - （1）名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類
 - （2）業務の内容を記載した書類
 - （3）最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書類
 - （4）役員の役職名及び氏名を記載した書類
- 9 組合及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類
- 10 譲受けにより組合又はその子会社が合算して基準議決権数を超過して議決権を有することとなる国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 11 その他参考となるべき事項を記載した書類

注 8に掲げる書類は信用事業の譲受けにより子会社対象会社を子会社とする場合、9に掲げる書類は組合が子会社等を有する場合、10に掲げる書類は組合又はその子会社が信用事業の譲受けにより国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超過して保有することとなる場合に限り、添付すること。

別記第23号様式（第25条関係）

信用事業全部譲渡届出書

年 月 日

北海道知事 様

(支庁長) 所在地 組 合 名 代表理事 氏 名 印 農業協同組合は、 農業協同組合（農業協同組合連合会）に対し、信用事業の全部を譲渡したので、農業協同組合法第50条の2第7項の規定により、届け出ます。 別記第24号様式（第26条関係） 共済事業（共済契約）全部譲渡（移転）届出書 年 月 日 北海道知事 様 (支庁長) 譲渡（移転）組合 所 在 地 組 合 名 代 表 理 事 氏 名 印 譲受（引受）組合 所 在 地 組 合 名 代 表 理 事 氏 名 印 農業協同組合は、 農業協同組合（農業協同組合連合会）に対し、共済事業（共済契約）の全部を譲渡（移転）したので、農業協同組合法第50条の3第5項において準用する第50条の2第7項の規定により届け出ます。 (添付書類) 1 理由書 2 譲渡又は移転の議決を行った総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本 3 譲渡契約書又は移転契約書の写し 4 譲渡又は移転の議決を行った日から2週間以内に作成した財産目録及び貸借対照表 5 債権者に対する公告及び催告の手続を完了したことを証する書面 6 債権者の異議の申出により弁済し、担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面	る書面 7 その他参考となるべき事項を記載した書類 別記第25号様式（第27条関係） 年 月 日 北海道知事 様 (支庁長) 所 在 地 組 合 名 代表理事 氏 名 印 業 務 報 告 書 の 提 出 に つ い て 事業年度の決算に係る総会（総代会）は、 年 月 日終了したので、農業協同組合法第54条の2第1項（第2項）の規定により提出します。 (添付書類) 1 業務報告書 2 事業年度の決算に係る総会（総代会）の議事録の謄本 3 その他参考となるべき事項を記載した書類 別記第26号様式（第27条関係） 業 務 報 告 書 提 出 延 期 承 認 申 請 書 年 月 日 北海道知事 様 (支庁長) 所 在 地 組 合 名 代表理事 氏 名 印 事業年度の業務報告書の提出を延期したいので、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第53条第4項の規定により、申請します。 (添付書類) 1 理由書 2 その他参考となるべき事項を記載した書類
--	--

別記第27号様式（第28条関係）

業務及び財産状況説明書類縦覧開始延期承認申請書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

所 在 地

組 合 名

代表理事 氏

名 印

事業年度の業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧の開始を延期したいので、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第56条第2項の規定により、申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第28号様式（第29条関係）

業務及び財産状況説明書類縦覧開始届出書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

所 在 地

組 合 名

代表理事 氏

名 印

事業年度の業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧を 年 月 日に開始したので、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第58条第3項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

業務及び財産の状況に関する説明書類

（組合が子会社等を有する場合にあっては、連結して作成した説明書類を含む。）

別記第29号様式（第30条関係）

設 立 認 可 申 請 書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

発起人代表者

住 所

氏 名

印

〔農業協同組合連合会の設立の場合にあっては、組合名及び代表理事の氏名〕

農業協同組合（農業協同組合連合会）を設立したいので、農業協同組合法第59条第1項の規定により、申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 定款
- 3 事業計画書
- 4 設立経過報告書
- 5 発起人名簿
- 6 発起人がすべて農業者であることを証する市町村長の証明書
- 7 発起人である組合の登記簿の謄本及び発起人となることについての議決を行った総会（総代会）の議事録の謄本又は抄本
- 8 発起人会の開催を証する書面
- 9 設立目論見書
- 10 設立準備会の開催公告の写し
- 11 設立準備会の議事録の謄本
- 12 定款作成委員名簿
- 13 創立総会の開催公告の写し
- 14 創立総会の議事録の謄本
- 15 役員選挙結果報告書
- 16 役員調書
- 17 その他参考となるべき事項を記載した書類

注 6に掲げる書類は農業協同組合を設立しようとする場合、7に掲げる書類は農業協同組合連合会を設立しようとする場合、15に掲げる書類は役員を創立総会で選挙した

場合に限り、添付すること。

別記第30号様式（第30条、第33条関係）

事業計画書

1 事業運営についての基本方針

2 組織

(1) 組合員

区 分	第 1 年 度	第 2 年 度	第 3 年 度
正 組 合 員	人	人	人
准 組 合 員	人	人	人
計	人	人	人
正 組 合 員 戸 数	戸	戸	戸

注 農業協同組合連合会においては、「組合員」を「会員」と、「正組合員」を「正会員」と、「准組合員」を「准会員」と、「人」を「団体」として記入することとし、正組合員戸数欄は記入を要しない。

(2) 役職員

区 分	第 1 年 度	第 2 年 度	第 3 年 度
役 員	経 営 管 理 委 員	人	人
	理 事	人	人
	(う ち 常 勤)	人	人
	監 事	人	人
職 員	参 事	人	人
	営 農 指 導 員	人	人
	そ の 他	人	人

注1 農業協同組合法第30条の2第4項の組合以外の組合においては、経営管理委員の欄の記入を要しない。

注2 農業協同組合連合会においては、営農指導員欄の記入を要しない。

3 財務

区 分	第 1 年 度	第 2 年 度	第 3 年 度
出 資 金	総 額	千円	千円
	1 口 金 額	円	円
	口 数	口	口
固定 資産	金 額	千円	千円
	種別、規模、台数等		
外部 出資	金 額	千円	千円
	出 資 先 別 内 訳		
借 入 金	金 額	千円	千円
	借 入 先 内 訳		

4 事業別取扱計画

事 業 名	第 1 年 度		第 2 年 度		第 3 年 度	
	金 額	算定基礎	金 額	算定基礎	金 額	算定基礎
1 信 用 事 業	千円		千円		千円	
(1) 貯 金 等						
(2) 貸 付 金						
2 購 買 事 業						
3 販 売 事 業						
計						

注 実施予定事業について記入すること。

5 事業別推進体制等

注 各事業別に集荷又は販売体制、購買品仕入れ又は配送方法、施設の統合整備に関する事項等その具体的な推進体制等について記載すること。

6 収支計画

科 目		金額等	第 1 年 度		第 2 年 度		第 3 年 度	
		金 額	算定基礎	金 額	算定基礎	金 額	算定基礎	
収 入		千円			千円		千円	
		計						
支 出		千円			千円		千円	
		計						
差 引 き		千円		千円		千円		

年 月 日	事 項	経 過 等
年 月 日	発 起 人 会	開催場所 参集発起人 名
年 月 日	設立準備会 開 催 公 告	公告の方法
年 月 日	設立準備会	開催場所 出席者（組合）数 名（組合） 議長 氏名
年 月 日	創 立 総 会 開 催 公 告	公告の方法
年 月 日	創 立 総 会	開催場所 正組合員（正会員）資格を有する 設立同意者（組合）数 名（組合） うち出席者（組合）数 名（組合） 議長 氏名 議決事項 (1) 定款承認の件 賛成 名（組合）により議決 (2) 事業計画承認の件 賛成 名（組合）により議決 (3) 役員の選任の件 賛成 名（組合）により議決

注 創立総会の議決事項(3)は、農業協同組合法第30条第9項の規定により役員を選任することとした場合に記載すること。

上記のとおり相違ありません。
年 月 日

発起人代表者 氏 名 ㊦

別記第32号様式（第30条関係）

役 員 選 挙 結 果 報 告 書

別記第31号様式（第30条関係）

設 立 経 過 報 告 書

- 1 選挙公告日及び通知期日
- 2 投票日時及び投票所
- 3 開票日時及び開票所
- 4 選挙に関係した者の職氏名

- (1) 選挙管理者
- (2) 選挙立会人
- (3) 投票管理者
- (4) 投票立会人
- (5) 開票管理者
- (6) 開票立会人

- 5 選挙すべき理事及び監事の定数
- 6 選挙権を有する者の数
- 7 投票総数
 - (1) 有効投票数
 - (2) 無効投票数
- 8 棄権者数
- 9 理事、監事別当選者その他得票者の氏名及び得票数
- 10 その他必要な事項

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

発起人代表者 氏
選挙管理者 氏

名 ㊦
名 ㊦

注 農業協同組合法第30条の2第4項の組合にあっては、「理事」とあるのは「経営管理委員」とすること。

別記第33号様式（第30条、第33条関係）

役員（設立委員）調書

役名	氏名	年齢	職業	耕作面積	農業従事 日数	大家畜 所有頭数	公職経歴 の概要

--	--	--	--	--	--	--	--

別記第34号様式（第31条関係）

解散議決認可申請書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

所在地

組合名

代表理事 氏

名 ㊦

農業協同組合（農業協同組合連合会）を解散したいので、農業協同組合法第64条第2項の規定により、申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 解散の議決を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 3 総代会の議決内容の正組合員への通知状況を記載した書類
- 4 正組合員の請求により招集された総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- 5 解散時の財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては、財産目録）
- 6 清算人名簿
- 7 その他参考となるべき事項を記載した書類

注 3に掲げる書類は総代会において解散の議決を行った場合、4に掲げる書類は正組合員からの請求により総会が招集された場合に限り、添付すること。

別記第35号様式（第32条関係）

解散届出書

年 月 日

北海道知事 様
(支庁長)所 在 地
組 合 名
代表清算人 氏 名 ㊤

農業協同組合（農業協同組合連合会）は解散したので、農業協同組合法第64条第4項（第7項）の規定により、届け出ます。

記

- 1 解散年月日
- 2 解散の事由
- 3 解散直前の組合員（会員）数

(添付書類)

- 1 解散時の財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては、財産目録）
- 2 清算人名簿
- 3 その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第36号様式（第33条関係）**その1**（新設合併の場合）

合 併 認 可 申 請 書

年 月 日

北海道知事 様
(支庁長)住 所
名 称
設立委員長 氏 名 ㊤

農業協同組合（農業協同組合連合会）と 農業協同組合（農業協同組合連合会）は、合併して 農業協同組合（農業協同組合連合会）を設立したいので、農業協同組合法第65条第2項の規定により、申請します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 合併の議決を行った総会（総代会）の議事録の謄本

- 3 合併契約書の写し
- 4 合併の議決を行った日から2週間以内に作成した財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては、財産目録）
- 5 債権者に対する公告及び催告の手続を完了したことを証する書面
- 6 債権者の異議の申出により、弁済し、担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面
- 7 総代会の議決内容の正組合員への通知状況を記載した書類
- 8 正組合員の請求により招集された総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- 9 合併により設立される農業協同組合（農業協同組合連合会）の定款
- 10 合併により設立される農業協同組合（農業協同組合連合会）の事業計画書
- 11 設立委員会の議事録の謄本
- 12 設立委員調書
- 13 合併により設立される農業協同組合（農業協同組合連合会）の役員調書
- 14 合併後における単体自己資本比率の見込みを記載した書類
- 15 合併により子会社とする子会社対象会社に関する次に掲げる書類
 - (1) 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類
 - (2) 業務の内容を記載した書類
 - (3) 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書類
 - (4) 役員の役職名及び氏名を記載した書類
- 16 組合及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類
- 17 合併により組合又はその子会社が合算して基準議決権数を超過して議決権を有することとなる国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 18 その他参考となるべき事項を記載した書類

注1 5及び6に掲げる書類は、合併に係る組合が出資組合である場合に限り、添付すること。

注2 7に掲げる書類は総代会において合併の議決を行った場合、8に掲げる書類は正組合員の請求により総会が招集された場合に限り、添付すること。

注3 13に掲げる書類は、設立委員と合併後の組合の役員が同一である場合は添付することを要しない。

注4 14から17までに掲げる書類は、合併により設立される組合が農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う組合である場合に限り、添付すること。

注5 15に掲げる書類は合併により子会社対象会社を子会社とする場合、16に掲げる書

類は組合が子会社等を有する場合、17に掲げる書類は合併により組合又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合に限り、添付すること。

その2（吸収合併の場合）

合 併 認 可 申 請 書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

存続する組合

所 在 地

組 合 名

代表理事 氏

名 図

解散する組合

所 在 地

組 合 名

代表理事 氏

名 図

農業協同組合（農業協同組合連合会）と 農業協同組合（農業協同組合連合会）は、 農業協同組合（農業協同組合連合会）を存続組合として合併したので、農業協同組合法第65条第2項の規定により、申請します。

（添付書類）

- 1 理由書
- 2 合併の議決を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 3 合併契約書の写し
- 4 合併の議決を行った日から2週間以内に作成した財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては、財産目録）
- 5 債権者に対する公告及び催告の手續を完了したことを証する書面
- 6 債権者の異議の申出により、弁済し、担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面
- 7 総代会の議決内容の正組合員への通知状況を記載した書類
- 8 正組合員の請求により招集された総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本

- 9 合併により存続する農業協同組合（農業協同組合連合会）の定款
- 10 合併により存続する農業協同組合（農業協同組合連合会）の事業計画書
- 11 合併後における単体自己資本比率の見込みを記載した書類
- 12 合併により子会社とする子会社対象会社に関する次に掲げる書類
 - (1) 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類
 - (2) 業務の内容を記載した書類
 - (3) 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書類
 - (4) 役員の役職名及び氏名を記載した書類
- 13 組合及びその子会社等の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類
- 14 合併により組合又はその子会社が合算して基準議決権数を超えて議決権を有することとなる国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 15 その他参考となるべき事項を記載した書類

注1 5及び6に掲げる書類は、合併に係る組合が出資組合である場合に限り、添付すること。

注2 7に掲げる書類は総代会において合併の議決を行った場合、8に掲げる書類は正組合員の請求により総会が招集された場合に限り、添付すること。

注3 11から14までに掲げる書類は、合併により設立される組合が農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う組合である場合に限り、添付すること。

注4 12に掲げる書類は合併により子会社対象会社を子会社とする場合、13に掲げる書類は組合が子会社等を有する場合、14に掲げる書類は合併により組合又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合に限り、添付すること。

別記第37号様式（第34条関係）

権 利 義 務 承 継 認 可 申 請 書

年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

承 継 組 合

所 在 地

組 合 名

代表理事 氏

名 図

被承継農業協同組合連合会

所 在 地

組 合 名

代表理事 氏

名 図

農業協同組合は、農業協同組合連合会の権利義務を承継したいので、農業協同組合法第70条第2項において準用する同法第65条第2項の規定により、申請します。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 経過報告書
- 3 権利義務の承継の議決を行った総会（総代会）の議事録の謄本
- 4 権利義務の承継の議決を行った日から2週間以内に作成した財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては、財産目録）
- 5 債権者に対する公告及び催告の手続を完了したことを証する書面
- 6 債権者の異議の申出により、弁済し、担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面
- 7 組合以外の会員がいないことを証する書面
- 8 総代会の議決内容の正組合員への通知状況を記載した書類
- 9 正組合員の請求により招集された総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本
- 10 農業協同組合連合会に対して有する組合の持分が第三者の権利の目的となっていないことを証する書面
- 11 その他参考となるべき事項を記載した書類

注1 5から7までに掲げる書類は、当該農業協同組合連合会が出資組合である場合に限り、添付すること。

注2 8に掲げる書類は総代会において権利義務の承継の議決を行った場合、9に掲げる書類は正組合員の請求により総会が招集された場合に限り、添付すること。

別記第38号様式（第35条関係）

定 款 変 更 届 出 書

年 月 日

北海道知事 様

(支庁長)

所 在 地

農事組合法人名

代 表 者 氏

名 図

農事組合法人の定款を変更したので、農業協同組合法第72条の13第2項の規定により、届け出ます。

(添付書類)

- 1 理由書
- 2 定款の変更部分に係る新旧対照表
- 3 変更の議決を行った総会の議事録の謄本又は抄本
- 4 その他参考となるべき事項を記載した書類

別記第39号様式（第36条関係）

成 立 届 出 書

年 月 日

北海道知事 様

(支庁長)

所 在 地

農事組合法人名

代 表 者 氏

名 図

農事組合法人は、年 月 日成立したので、農業協同組合法第72条の16第4項の規定により、届け出ます。

(添付書類)

- 1 登記簿の謄本
- 2 定款
- 3 事業計画書
- 4 設立総会の議事録の謄本
- 5 その他参考となるべき事項を記載した書類

注 3に掲げる事業計画書は、収支計画を含むものであること。

別記第40号様式（第37条関係）

解 散 届 出 書 年 月 日 北海道知事 様 (支庁長) 所 在 地 農事組合法人名 清 算 人 代 表 氏 名[㊤] 農事組合法人 は解散したので、農業協同組合法第72条の17第2項の規定により、届け出ます。 記 1 解散年月日 2 解散の事由 (添付書類) 1 解散の議決を行った総会の日から2週間以内に作成した財産目録及び貸借対照表 (非出資農事組合法人にあつては、財産目録) 2 その他参考となるべき事項を記載した書類 別記第41号様式 (第38条関係) 合 併 届 出 書 年 月 日 北海道知事 様 (支庁長) 所 在 地 農事組合法人名 代 表 者 氏 名[㊤] 農事組合法人 と農事組合法人 は、本法人を存続法人として合併した(合併して本法人が成立した)ので、農業協同組合法第72条の18第3項の規定により、届け出ます。 (添付書類) 1 登記簿の謄本 2 定款 3 理由書	4 合併の議決を行った総会の議事録の謄本 5 合併契約書の写し 6 事業計画書 7 合併の議決を行った総会の日から2週間以内に作成した財産目録及び貸借対照表 (非出資農事組合法人にあつては、財産目録) 8 債権者に対する公告及び催告の手続を完了したことを証する書面 9 債権者の異議の申出により、弁済し、担保を供し、又は財産を信託したことを証する書面 10 その他参考となるべき事項を記載した書類 注1 2及び6に掲げる書類は、合併によって農事組合法人を設立した場合に限り、添付すること。 注2 8及び9に掲げる書類は、合併前の農事組合法人が出資農事組合法人である場合に限り、添付すること。 別記第42号様式 (第39条関係) 清 算 結 了 届 出 書 年 月 日 北海道知事 様 (支庁長) 所 在 地 農事組合法人名 清 算 人 代 表 氏 名[㊤] 農事組合法人 は、年 月 日清算を結了したので、農業協同組合法第73条第4項で準用する民法第83条の規定により、届け出ます。 (添付書類) 1 決算報告書の承認を行った総会の議事録の謄本 2 決算報告書 3 清算結了に係る登記簿の謄本 別記第43号様式 (第40条関係) 組 織 変 更 届 出 書 年 月 日
---	--

北海道知事 様
（ 支庁長）

所 在 地
会 社 名
代 表 者 氏 名 ㊦

農事組合法人 は、 年 月 日組織変更したので、農業協同組合法
第73条の12の規定により、届け出ます。

（添付書類）

- 1 組織変更計画書
- 2 組織変更の議決を行った総会の議事録の謄本
- 3 組織変更に関する事項を記載した書面の写し
- 4 組織変更後の会社の登記簿の謄本

別記第44号様式（第41条関係）

不 祥 事 件 届 出 書
年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

所 在 地
組 合 名
代表理事 氏 名 ㊦

組合（子会社）において不祥事件が発生したので、農業協同組合及び農業協同組合連
合会の信用事業に関する命令第58条第3項の規定により、届け出ます。

（添付書類）

- 1 不祥事件の概要書
- 2 その他参考となるべき事項を記載した書類

注 不祥事件の概要書には、次に掲げる事項を記載すること。

- 1 不祥事件の内容（発生した部門、事件の種類、事件の発生した時期、経過概要等）
- 2 当事者に関する事項（職種、役職名、氏名、男女の別、年齢、在職年数、性行等）
- 3 発生原因等（原因動機、利用した手口、隠ぺいのためにとった手段等）

- 4 発覚の端緒等（発覚の端緒、発覚した年月日、発生から発覚までの期間等）
- 5 発覚までの監査等の実施状況
- 6 事件後の措置等（警察への連絡の有無、当事者に対する処分、司法の措置等）
- 7 被害状況（被害額、補てん（補てん見込み）額）
- 8 再発防止のために組合が講じた措置等

別記第45号様式（第41条関係）

不 整 事 項 報 告 書
年 月 日

北海道知事 様
（ 支庁長）

所 在 地
農事組合法人名
監 事 氏 名 ㊦

財務の状況（業務の執行）について、次のとおり不整事項を発見したので、農業協同
組合法第73条第2項において準用する民法第59条第3号の規定により、報告します。

記

- 1 不整事項の内容
 - （1）発生時期及び経過概要
 - （2）関係者の経歴等
 - （3）発生原因
 - （4）その他
- 2 発覚した時期、発覚までの監査の実施状況及び発覚の端緒等
- 3 発覚後の措置
 - （1）関係者及び役職員の処分
 - （2）司法の措置
 - （3）その他
- 4 農事組合法人の財産等に及ぼす影響
 - （1）被害額
 - （2）関係者、保証人及び役職員等による補てん額又は補てん見込額
 - （3）実被害額
 - （4）その他

別記第46号様式（第42条関係）

検 査 請 求 書 年 月 日 北海道知事 様 (支庁長) 所 属 組 合 所在地 名 称 請求代表者 住 所 氏 名 農業協同組合法第94条第 1 項の規定により、業務（会計）状況の検査を請求します。 (添付書類) 1 理由書 2 請求に同意した組合員又は会員が記名押印した同意書 3 請求日現在における組合員又は会員の総数及び請求に同意した者が組合員又は会員であることを証する書面 4 その他参考となるべき事項を記載した書類 別記第47号様式（第43条関係） (表) 第 号 所属 職名 氏名 年 月 日生 農業協同組合法第94条の規定による検査を行う職員の証 年 月 日 (裏) 農業協同組合法施行細則 (抜粋) (業務又は会計の状況の検査の実施) 第43条 法第94条第 1 項から第 5 項までの規定による組合及び農事組合法人並びに中央会等の業務又は会計の状況の検査（中略）は、知事の職員をして実施させるものとする。 2 前項の規定により検査をする職員は、別記第47号様式のその身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。		北海道知事 縦 9センチメートル 横 6センチメートル 別記第48号様式（第44条関係） 取 消 請 求 書 年 月 日 北海道知事 様 (支庁長) 所 属 組 合 所在地 名 称 請求代表者 住 所 氏 名 農業協同組合法第96条第 1 項の規定により、 の取消しを請求します。 (添付書類) 1 理由書 2 請求に同意した組合員又は会員が記名押印した同意書 3 請求日現在における組合員又は会員の総数及び請求に同意した者が組合員又は会員であることを証する書面 4 その他参考となるべき事項を記載した書類 北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成15年 6月17日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第74号 北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則 北海道中山間地域活性化資金利子補給規則（平成 3 年北海道規則第102号）の一部を次のように改正する。 別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。
--	--	---

別表（第2条、第4条関係）

償還期間	貸付対象者		貸付利率	利子補給率	
				第2条第3項第1号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	第2条第3項第2号から第4号までに掲げる融資機関が貸し付ける場合
9年以内	大企業		年1.35パーセント以内	年0.8パーセント	年0.05パーセント
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年0.85パーセント以内	年1.3パーセント	年0.55パーセント
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.1パーセント以内	年1.05パーセント	年0.3パーセント
9年を超え11年以内	大企業		年1.4パーセント以内	年0.75パーセント	—
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年0.9パーセント以内	年1.25パーセント	年0.5パーセント
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.15パーセント以内	年1.0パーセント	年0.25パーセント
11年を超え14年以内	大企業		年1.5パーセント以内	年0.65パーセント	—
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.0パーセント以内	年1.15パーセント	年0.4パーセント
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.25パーセント以内	年0.9パーセント	年0.15パーセント
14年を	大企業		年1.6パーセント以内	年0.55パーセント	—

超え15年以内	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.1パーセント以内	年1.05パーセント	年0.3パーセント
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.35パーセント以内	年0.8パーセント	年0.05パーセント

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道中山間地域活性化資金利子補給規則別表の規定は、平成15年4月18日以後に利子補給についての知事の承認を受けた中山間地域活性化資金について適用する。

告 示

北海道告示第1091号

道指定鳥獣保護区及び特別保護地区の指定について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第6項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成15年6月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 渡島支庁
 - 日 時 平成15年7月15日（火）午後1時30分から
 - 場 所 松前郡松前町字神明30 松前町民総合センター 3階大会議室
 - 案 件 道指定大島鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域 松前町の一部）
- 空知支庁
 - 日 時 平成15年7月8日（火）午後1時30分から
 - 場 所 雨竜郡北竜町字和11番地1 北竜町役場2階第1号会議室
 - 案 件 道指定恵徳別鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域 北竜町の一部）
- 上川支庁
 - ア 日 時 平成15年7月8日（火）午後3時から

イ 場 所 勇払郡占冠村字中央 占冠村総合センター視聴覚室 ウ 案 件 道指定占冠鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域 占冠村の一部） (2)ア 日 時 平成15年7月9日（水）午前10時30分から イ 場 所 空知郡南富良野町字幾寅867番地 南富良野町役場2階中会議室 ウ 案 件 道指定幾寅鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域 南富良野町の一部） (3)ア 日 時 平成15年7月14日（月）午後2時30分から イ 場 所 上川郡朝日町字中央4040番地 朝日町役場第一会議室 ウ 案 件 道指定朝日鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域 朝日町の一部） (4)ア 日 時 平成15年7月14日（月）午前11時30分から イ 場 所 上川郡風連町西町196番地1 風連町役場第1会議室 ウ 案 件 道指定風連鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域 風連町の一部） 4 留萌支庁 (1)ア 日 時 平成15年7月11日（金）午後3時から イ 場 所 留萌市住之江町2丁目1番地 留萌合同庁舎1階会議室 ウ 案 件 道指定藤山鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域 留萌市の一部） (2)ア 日 時 平成15年7月11日（金）午後1時から イ 場 所 留萌市住之江町2丁目1番地 留萌合同庁舎1階会議室 ウ 案 件 道指定達布鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域 小平町の一部） (3)ア 日 時 平成15年7月8日（火）午後2時から イ 場 所 苫前郡羽幌町南町1丁目1番地 羽幌町役場4階第2号会議室 ウ 案 件 道指定羽幌鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域 羽幌町の一部） 5 宗谷支庁 (1)ア 日 時 平成15年7月8日（火）午後1時30分から イ 場 所 枝幸郡枝幸町本町916番地 枝幸町役場町民相談室	ウ 案 件 道指定枝幸鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域 枝幸町の一部） (2)ア 日 時 平成15年7月9日（水）午前10時から イ 場 所 天塩郡豊富町大通6丁目 豊富町役場第2号会議室 ウ 案 件 道指定兜沼鳥獣保護区の指定について（区域 豊富町の一部） 6 網走支庁 (1) 日 時 平成15年7月8日（火）午後1時30分から (2) 場 所 紋別郡雄武町字雄武700番地 雄武町役場2階小会議室 (3) 案 件 道指定ピヤシリ鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域 雄武町の一部） 7 十勝支庁 (1)ア 日 時 平成15年7月14日（月）午後1時30分から イ 場 所 広尾郡大樹町東本通33番地 大樹町役場2階中会議室 ウ 案 件 道指定歴舟川鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域 大樹町の一部） (2)ア 日 時 平成15年7月15日（火）午後1時30分から イ 場 所 足寄郡足寄町北1条1丁目3番地1 あしよろ銀河ホール21会議室 ウ 案 件 道指定雌阿寒鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域 足寄町の一部） 8 釧路支庁 (1)ア 日 時 平成15年7月9日（水）午前11時から イ 場 所 白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1 白糠町役場2階庁議室 ウ 案 件 道指定上茶路鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域 白糠町の一部） (2)ア 日 時 平成15年7月10日（木）午前11時から イ 場 所 釧路郡釧路町別保1丁目1番地 別保コミュニティセンター大会議室 ウ 案 件 道指定尾幌鳥獣保護区特別保護地区の指定について（区域 釧路町の一部） 北海道告示第1092号
--	---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年10月17日までに北海道宗谷支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年6月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）クレッセ稚内

稚内市朝日2丁目2183-19の内、2183-77、2555-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和工商リース株式会社 代表取締役社長 梶本 六夫

大阪府大阪市中央区本町橋5番20号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	代 表 者 の 氏 名	住 所
株式会社オートバックス旭栄	代表取締役 戸出 譲	旭川市花咲町6丁目3844-2
株式会社北海道マツヤデンキ	代表取締役 山本 勝彦	札幌市中央区北3条西2丁目1番地
株 式 会 社 ゲ オ イ エ ス	代表取締役 稲生 克典	札幌市東区北10条東5丁目30番3号
未 定		

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年2月10日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,242㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 125台

イ 駐輪場の収容台数 24台

ウ 荷さばき施設の面積 136㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 27㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社オートバックス旭栄	午前10時	午後8時
株式会社北海道マツヤデンキ		午後9時
株 式 会 社 ゲ オ イ エ ス		翌午前0時
未 定	24時間営業	

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

5箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成15年6月9日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課、北海道宗谷支庁商工労働観光課及び稚内市経済部商工観光課

(2) 縦覧期間

平成15年6月17日（火）から10月17日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで（稚内市は、午前8時50分から午後5時20分まで）

北海道告示第1093号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大

規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年10月17日までに北海道石狩支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年6月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

セリオのっぽろ

江別市東野幌本町7番地5ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

野幌煉瓦陶管株式会社 代表取締役 館脇 敏朗

札幌市中央区大通西2丁目5番地

住友不動産株式会社 代表取締役 高城申一郎

東京都新宿区西新宿2丁目4番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 住友石炭鉱業株式会社 代表取締役 鈴木 孝夫

東京都港区西新橋3丁目20番4号

(変更後) 株式会社エスシーエム興産 代表取締役 廣川 和男

東京都北区王子2丁目32番8号

(4) 変更の年月日

平成14年10月1日

(5) 変更する理由

会社分割のため

2 届出年月日

平成15年6月4日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課及び北海道石狩支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成15年6月17日(火)から10月17日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1094号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年10月17日までに北海道石狩支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年6月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 届出事項の概要

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ホクレン商事 代表取締役 菱谷 巖

札幌市北区北7条西1丁目2番地6

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザ大麻

江別市大麻北町519番1・2

ウ 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小 売 業 者 名	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株 式 会 社 ホ ク レ ン 商 事	午 前 10 時	午 後 9 時
株 式 会 社 プ ラ ザ ク リ エ イ ト		
有 限 会 社 マ イ フ ラ ワ ー		
北 雄 ラ ッ キ ー 株 式 会 社		午 後 10 時

（変更後）

小 売 業 者 名	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株 式 会 社 ホ ク レ ン 商 事	午 前 9 時	翌午前0時
株式会社プラザクリエイト		
有 限 会 社 マ イ フ ラ ワ ー		
北 雄 ラ ッ キ ー 株 式 会 社	午 後 10 時	午 後 10 時

- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前9時30分から午後10時30分まで
（変更後）午前8時30分から翌午前0時30分まで（一部は、午後10時まで）

エ 変更する年月日

平成15年6月10日

オ 上記ウの変更に係るもの以外の事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社ホクレン商事	札幌市北区北7条西1丁目2番地6	代表取締役 菱谷 巖
株式会社プラザクリエイト	東京都千代田区五番町1番地	代表取締役 大島 康広
有限会社マイフラワー	札幌市清田区美しが丘4条9丁目1-22	代表取締役 杉本 一義
北雄ラッキー株式会社	札幌市中央区北11条西19丁目36番35号	代表取締役社長 桐生 泰夫

- (イ) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,888㎡
- (ウ) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- a 駐車場の収容台数 145台
- b 駐輪場の収容台数 25台
- c 荷さばき施設の面積 122㎡

d 廃棄物等の保管施設の容量 61㎡

- (エ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- a 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所（出入口2箇所、入口1箇所）
- b 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで

- (2) 届出年月日

平成15年6月5日

- 2(1) 届出事項の概要

- ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ホクレン商事 代表取締役 菱谷 巖

札幌市北区北7条西1丁目2番地6

- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホクレンショップゆめみ野店

江別市ゆめみ野東町2

- ウ 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

（変更後）開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時45分

- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前9時30分から午後9時30分まで

（変更後）午前8時30分から午後10時まで

- エ 変更する年月日

平成15年6月10日

- オ 上記ウの変更に係るもの以外の事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名

株式会社ホクレン商事	札幌市北区北7条西1丁目2番地6	代表取締役 菱谷 巖
株式会社アインファーマシーズ	札幌市東区東苗穂5条1丁目2番1号	代表取締役 大谷 喜一
株式会社プラザクリエイト	東京都千代田区五番町1番地	代表取締役 大島 康広

(イ) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,071㎡

(ウ) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- a 駐車場の収容台数 174台
- b 駐輪場の収容台数 25台
- c 荷さばき施設の面積 163㎡
- d 廃棄物等の保管施設の容量 50㎡

(エ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- a 駐車場の自動車の出入口の数 3箇所
- b 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

(2) 届出年月日

平成15年6月5日

3(1) 届出事項の概要

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ホクレン商事 代表取締役 菱谷 巖

札幌市北区北7条西1丁目2番地6

株式会社アインファーマシーズ 代表取締役 大谷 喜一

札幌市東区東苗穂5条1丁目2番1号

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザ元江別

江別市元江別本町2-2

ウ 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

(変更後) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 翌午前0時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後9時30分まで

(変更後) 午前8時30分から翌午前0時30分まで (一部は、午後10時まで)

エ 変更する年月日

平成15年6月10日

オ 上記ウの変更に係るもの以外の事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社ホクレン商事	札幌市北区北8条西1丁目2番地6	代表取締役 菱谷 巖
株式会社アインファーマシーズ	札幌市東区東苗穂5条1丁目2番1号	代表取締役 大谷 喜一
株式会社プラザクリエイト	東京都千代田区五番町1番地	代表取締役 大島 康広
株式会社ニチロベイクーズ	札幌市西区発寒8条11丁目667-10	取締役社長 川向 國正
サザエ食品株式会社	札幌市中央区宮の森4条1丁目1-35	代表取締役 野村 とみ
有限会社マイフラワー	札幌市清田区美しが丘4条9丁目1-22	代表取締役 杉本 一義

(イ) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,649㎡

(ウ) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- a 駐車場の収容台数 182台
- b 駐輪場の収容台数 33台
- c 荷さばき施設の面積 117㎡

- d 廃棄物等の保管施設の容量 63m³
- (エ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- a 駐車場の自動車の出入口の数
5箇所（出入口1箇所、入口2箇所、出口2箇所）
- b 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで

(2) 届出年月日
平成15年6月5日

4 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課及び北海道石狩支庁商工労働観光課
- (2) 縦覧期間
平成15年6月17日（火）から10月17日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (3) 縦覧時間
午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1095号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成15年6月5日、留
萌土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年6月17日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1096号

道営土地改良（とちかち銀河地区中山間地域総合整備（農業用排水、農道、暗きょ、ほ場
整備、農用地改良保全））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成15年6月18日から20日間、一般の縦
覧に供する。
平成15年6月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1097号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1
項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成15年6月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

同意年月日	事業主体名	地区名	事業の種類
平成15. 6. 6	広尾町	新生	基盤整備促進〔基盤整備〕（農道）
同	幕別町	西猿別	同

北海道告示第1098号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の種畜証明書を次のとおり
交付した。

平成15年6月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

檜 山 支 庁

証明書番号	名	前品	種	生年月日	毛色	検査成績(級)	飼養者の住所及び氏名
平15北海道臨檜	1	桜	流	北海道和種	13. 5. 1	河原毛	級外 江差町 広部 武士

後 志 支 庁

証明書番号	名	前品	種	生年月日	毛色	検査成績(級)	飼養者の住所及び氏名
-------	---	----	---	------	----	---------	------------

平15北海道臨後	1	福 鶴		黒 毛 和 種	13. 1.15	黒	級 外	留寿都村 佐 竹 信 行
胆 振 支 庁								
証 明 書 の 番 号	名		前	品 種	生年月日	毛 色	検査成績(級)	飼 養 者 の 住 所 及 び 氏 名
平15北海道臨胆	1	ボールドカリバー		サ ラ ブ レ ッ ト	10. 1.20	鹿 毛	2 級	静 内 町 農事組合法人レックススタッド
平16北海道臨胆	2	モガミチャンピオン		同	60. 3.17	黒 鹿 毛	同	門 別 町 有限会社大西スティブル
十 勝 支 庁								
証 明 書 の 番 号	名		前	品 種	生年月日	毛 色	検査成績(級)	飼 養 者 の 住 所 及 び 氏 名
平15北海道臨十	1	ライブストック リーサル ウエポン E T		ホルスタイン種	11. 9.16	黒 白	2 級	帯 広 市 株式会社十勝家畜人工授精所
同	2	神 敏 709		黒 毛 和 種	5.10. 7	黒	同	中札内村 川 上 邦 男
同	3	トリストター ランツ E T		ホルスタイン種	12. 9.28	黒 白	同	広 尾 町 萬亀山 正 信
同	4	トモメジロハヤブサ		半 血 種	4. 4.11	芦 毛	同	旭 川 市 大 高 朝 幸
同	5	ク ロ キ チ		同	5. 3.20	青 毛	同	士 別 市 辻 本 学
同	6	竜 椿		北 海 道 和 種	13. 5.14	栗 毛	同	芽 室 町 川 原 弘 之
同	7	ホクト ウエブスター キム E T		ホルスタイン種	14. 2.11	黒 白	同	清 水 町 社団法人ジェネティクス北海道
同	8	F L ロニー アデイ E T		同	14. 3.15	同	同	同 同
同	9	ヘールストーン アムステルダム E T		同	14. 1.14	同	同	同 同
同	10	ミルキーウエイ アジソン エピータ E T		同	14. 3. 6	白 黒	同	同 同
同	11	ヘールストーン セロ タイタニック E T		同	14. 2.22	黒 白	同	同 同
同	12	キュー ジー エロチカ スター E T		同	14. 1. 5	同	同	同 同
同	13	キュー ジー エロチカ ウェブ E T		同	14. 3.26	同	同	同 同
同	14	グリーンファーム R M オニール E T		同	14. 3.10	同	同	同 同
同	15	スミツクランド O G セピア E T		同	14. 1.26	同	同	同 同
同	16	T M F マリナー ルーク ハリアー E T		同	14. 3.26	同	同	同 同
同	17	スミツクランド マース オニキス E T		同	14. 3.14	白 黒	同	同 同
同	18	美 平		黒 毛 和 種	14. 3.23	黒	同	浦 幌 町 山 川 健 児
同	19	ファンファン		シェトランドポニー種	7. 4.30	駢 栗	級 外	同 小 枝 重 市
同	20	J H G エスティーム ブリオ E T		ホルスタイン種	13.11. 5	黒 白	2 級	士 幌 町 有限会社菅原牧場
同	21	J H G マーシャリーズ ロメオ E T		同	14. 2. 8	同	同	同 同

平15北海道臨十	22	ボスエミリー	ポ ニ ー 種	13. 5. 5	鹿 毛	級 外	音 更 町 谷 川 勝 幸
同	23	長 福 7	黒 毛 和 種	12. 3.18	黒	2 級	清 水 町 齊 藤 英 夫
同	24	165北 安 福	同	12.11.10	同	同	同 同

釧 路 支 庁

証 明 書 の 番 号	名	前 品	種	生年月日	毛 色	検査成績(級)	飼 養 者 の 住 所 及 び 氏 名
平15北海道臨釧	1	サムオーシュウ	半 血 種	10. 3.18	栗 毛	2 級	釧 路 市 大 脇 義 久
同	2	ビクトリーラン	同	5. 3.15	同	同	標 茶 町 飯 塚 勝
同	3	トウカイパルサ	ペルシュロン種	10. 5. 1	青 毛	同	鶴 居 村 松 井 紀 行
同	4	第 2 福 照	黒 毛 和 種	7. 1.18	黒	同	弟子屈町 有限会社ラッキー牧場
同	5	幸 若	日 本 短 角 種	14. 1. 1	褐 毛	同	同 同
同	6	高 里	同	14. 3. 8	同	同	同 同

北海道告示第1099号

家畜伝染病が次のとおり発生した。

平成15年6月17日

				北海道知事 高 橋 はるみ								
家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜・疑似患畜の別	発生頭数	発 生 の 場 所	発生年月日							
ヨーネ病	牛	患 畜	1	天塩郡豊富町字上サロベツ713番地の1	平成15. 5. 1	同	同	同	1	広尾郡大樹町字拓進184番地	同	15. 5.20
同	同	同	1	天塩郡豊富町字豊徳6078番地の4	同 15. 5. 3	同	同	同	1	紋別郡滝上町字サクルー原野南3線57番地	同	15. 5.22
同	同	同	1	天塩郡豊富町字アチャルベシベ6811番地の5	同 15. 5. 7	同	同	同	1	根室市湖南2番地の6	同	15. 5.23
同	同	同	1	天塩郡豊富町字アチャルベシベ8041番地の4	同	同	同	同	1	常呂郡置戸町字中里117番地	同	15. 5.26
同	同	同	3	河西郡芽室町伏美15線41番地	同	同	同	同	1	虻田郡留寿都村字向丘121番地	同	15. 5.27
同	同	同	1	樺戸郡新十津川町字花月240番地1	同 15. 5.13	同	同	同	1	天塩郡豊富町字上サロベツ6313番地の1	同	
同	同	同	1	天塩郡豊富町字アチャルベシベ7941番地の2	同	同	同	同	4	足寄郡足寄町常盤11番地の2	同	
						同	同	同	1	河東郡音更町南住吉台7番地	同	15. 5.28
						同	同	同	1	広尾郡大樹町字大全195番地	同	
						同	同	同	1	天塩郡豊富町字上サロベツ1442番地の1	同	15. 5.31

北海道告示第1100号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、釧路十勝海区における共同漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成15年6月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 免許予定日 平成15年9月1日
- 2 申請期間 平成15年6月18日から7月10日午後5時まで
- 3 存続期間 免許の日から平成25年8月31日まで
- 4 免許の内容たるべき事項、関係地区及び制限又は条件

漁場番号	免許の内容			た る べ き 事 項		関係地区	制 限 又 は 条 件
	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域		
十海共第13号	第2種共同漁業	にしん刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで	浦幌町、豊頃町、 大樹町及び広尾 町地先	釧路十勝海区漁業 調整委員会に備え 置く漁場図のとお り	浦幌町、豊 頃町、大樹 町及び広尾 町	(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
	同	ほっけ刺し網漁業					
	同	たら刺し網漁業					

北海道告示第1101号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、根室海区における共同漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成15年6月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 免許予定日 平成15年9月1日
- 2 申請期間 平成15年6月26日から7月10日午後5時まで
- 3 存続期間 免許の日から平成25年8月31日まで
- 4 免許の内容たるべき事項、関係地区及び制限又は条件

漁場番号	免許の内容			た る べ き 事 項		関係地区	制 限 又 は 条 件
	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域		
根海共第1号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から 12月31日まで	羅臼町地先	根室海区漁業調整 委員会に備え置く 漁場図のとお	羅臼町	な し
	同	こんぶ漁業					
	同	ちがいそ漁業					
	同	のり漁業					
	同	ふのり漁業					
	同	まつも漁業					
	同	つぶ漁業					
	同	ほっきがい漁業					
	同	えむし漁業					

根海共第2号	第1種共同漁業	ほ く か い え び 漁 業					
	第1種共同漁業	ほ た て が い 漁 業					
	同	う に 漁 業					
	同	た こ 漁 業					
	同	な ま こ 漁 業					
	同	ほ や 漁 業					
根海共第3号	第2種共同漁業	かじか・わらずか・あい なめ刺し網漁業	6月1日から 8月31日まで				北海道海面漁業調整規則（昭和39年規則第132号。以下「規則」という。）第32条の2に基づく別表第2の2で定める(1)から(22)までの点を順次に結んだ線及び(22)の点から真方位160度の線以東の区域では操業してはならない。ただし、規則第32条の2に基づく知事の承認を得た場合は、この限りでない。
	同	ち か 刺 し 網 漁 業	1月1日から 12月31日まで				(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。
	同	ほっけ・こまい・かれい ・ます小型定置網漁業	11月21日から 翌年 8月31日まで				イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
	第3種共同漁業	かれい・こまい・ちか地 びき網漁業	1月1日から 12月31日まで				(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
根海共第4号	第1種共同漁業	つ ぶ 漁 業		標津町地先		標津町	な し
根海共第5号	第1種共同漁業	こ ん ぶ 漁 業					規則第32条の2に基づく別表第2の2で定める(1)から(22)までの点を順次に結んだ線及び(22)の点から真方位160度の線以東の区域では操業してはならない。ただし、規則第32条の2に基づく知事の承認を得た場合は、この限りでない。
	同	え ぞ ば か が い 漁 業					
	同	ほ た て が い 漁 業					
	同	ほ っ き が い 漁 業					
	同	う に 漁 業					
	同	え む し 漁 業					
	同	た こ 漁 業					
	同	な ま こ 漁 業					
	同	ほ や 漁 業					
根海共第6号	第2種共同漁業	かじか・わらずか・あい なめ刺し網漁業	11月1日から 翌年 8月31日まで				(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やか
	同	ちか・こまい・はたはた 刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで				

	第2種共同漁業	こまい・かれい・ちか・ます小型定置網漁業	11月21日から翌年8月31日まで				に海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
	同	ほっけ・こまい・かれい底建網漁業	10月20日から翌年8月31日まで				
	同	こまい・ちか待網漁業	12月1日から翌年3月31日まで				(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
	同	くりがにかご漁業	1月1日から				(3) 底建網漁業は、次の条件に従って操業しなければならない。
	第3種共同漁業	かれい・こまい・ちか地びき網漁業	12月31日まで				ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、18メートル以下でなければならない。
根海共第7号	第1種共同漁業	ふのり漁業		別海町及び標津町地先		別海町野付、尾岱沼、床丹及び国土地理院三角点原賛を通る緯線以北の本別海	なし
	同	あさり漁業					
	同	おおのがい漁業					
	同	つぶ漁業					
	同	ほたてがい漁業					
	同	うに漁業					
	同	なまこ漁業					
	同	ほくかいえび漁業					
根海共第8号	第1種共同漁業	ほや漁業					
	同	えぞばかがい漁業					規則第32条の2に基づく別表第2の2で定める(1)から(2)までの点を順次に結んだ線及び(2)の点から真方位160度の線以東の区域では操業してはならない。ただし、規則第32条の2に基づく知事の承認を得た場合は、この限りでない。
	同	ほっきがい漁業					
	同	えむし漁業					
根海共第9号	第2種共同漁業	かじか・わらずか・あいなめ刺し網漁業	11月1日から翌年8月31日まで				(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガニ
	同	しらうお刺し網漁業	1月1日から				
	同	ちか・こまい・はたはた刺し網漁業	12月31日まで				

	第2種共同漁業	こまい・かれい・ちか・ ます小型定置網漁業	12月1日から 翌年 8月31日まで				ニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベ ニズワイガニが採捕された場合には、 速やかに海中に戻さなければならない。
	同	ほっけ・こまい・かれい 底建網漁業	10月20日から 翌年 8月31日まで				(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁 業の漁業ごとに行使の数及び統数並び に使用する漁船の総トン数の最高限度 を規定しなければならない。
	同	こまい・ちか・きゅうり うお待網漁業	11月1日から 翌年 3月31日まで				(3) 底建網漁業は、次の条件に従って操 業しなければならない。
	同	く り が に か ご 漁 業	1月1日から				ア 身網の大きさは、80メートル以下 でなければならない。
	第3種共同漁業	かれい・こまい・ちか・ しらうお地びき網漁業	12月31日まで				イ 網は、水面から水深の3分の2以 下に敷設しなければならない。
							ウ 身網の高さ（網立）は、18メート ル以下でなければならない。
根海共第10号	第1種共同漁業	つ ぶ 漁 業		別海町地先		別海町奥行、	な し
	同	ほ た て が い 漁 業				走古丹及び	
	同	う に 漁 業				国土地理院	
	同	ほ く か い え び 漁 業				三角点原賛	
根海共第11号	第1種共同漁業	え ぞ ば か が い 漁 業				を通る緯線	
	同	お お み ぞ が い 漁 業				以南の本別	
	同	さ ら が い 漁 業				海	
	同	ほ っ き が い 漁 業					
根海共第12号	第2種共同漁業	かじか・わらずか・あい なめ刺し網漁業	11月1日から 翌年 8月31日まで				(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁 業の方法について次の制限を規定しな なければならない。
	同	ちか・こまい・はたはた 刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで				ア 9月1日から11月30日までの間シ ロサケが採捕された場合は、速やか に海中に戻さなければならない。
	同	こまい・かれい・きゅう りうお・ます小型定置網 漁業	12月1日から 翌年 8月31日まで				イ ケガニ、ハナサキガニ、トラバガ ニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベ ニズワイガニが採捕された場合には、 速やかに海中に戻さなければならない。
	同	こまい・かれい・はたは た・きゅうりうお底建網 漁業	10月20日から 翌年 8月31日まで				(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁 業の漁業ごとに行使の数及び統数並び に使用する漁船の総トン数の最高限度 を規定しなければならない。
	同	こまい・ちか・きゅうり うお待網漁業	11月1日から 翌年 3月31日まで				(3) 底建網漁業は、次の条件に従って操 業しなければならない。
	同	く り が に か ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで				

	第3種共同漁業	かれい・こまい・ちか地 びき網漁業					ア 身網の大きさは、80メートル以下 でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以 下に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、18メー トル以下でなければならない。
根海共第13号	第1種共同漁業	て ん ぐ さ 漁 業	11月1日から 翌年 8月31日まで	別海町及び根室 市地先	根室市幌茂 尻、温根沼、 春国岱、東 梅、酪陽、 川口、湖南、 檜昔、別海 町奥行、走 古丹及び国 土地理院三 角点原贅を 通る緯線以 南の本別海	な し	
	同	あ さ り 漁 業					
	同	お お の が い 漁 業					
	同	し じ み が い 漁 業					
	同	つ ぶ 漁 業					
	同	ほ っ き が い 漁 業					
	同	う に 漁 業					
根海共第14号	第2種共同漁業	ほくかいえび漁業	11月1日から 翌年 8月31日まで			(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁 業の方法について次の制限を規定しな ければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シ ロサケが採捕された場合は、速やか に海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガ ニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベ ニズワイガニが採捕された場合には、 速やかに海中に戻さなければならな い。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁 業の漁業ごとに行使の数及び統数並び に使用する漁船の総トン数の最高限度 を規定しなければならない。	
	同	し ら う お 刺 し 網 漁 業					
	同	ち か ・ わ か さ ぎ ・ き ゅ う り う お 刺 し 網 漁 業					
	同	に し ん 刺 し 網 漁 業					
	同	ま す 刺 し 網 漁 業					
	同	こ ま い ・ ち か ・ わ か さ ぎ ・ に し ん ・ ま す 待 網 漁 業	4月1日から 8月31日まで	11月1日から 翌年 8月31日まで			
	第3種共同漁業	かれい・こまい・ちか・ にしん・わかさぎ地びき 網漁業	1月1日から 12月31日まで				
根海共第15号	第1種共同漁業	ふ の り 漁 業	1月1日から 12月31日まで	根室市地先	根室市幌茂 尻、温根沼、 春国岱、東 梅、酪陽、 川口、湖南 及び檜昔	な し	
	同	あ さ り 漁 業					
	同	お お の が い 漁 業					
	同	つ ぶ 漁 業					
	同	ほくかいえび漁業					
根海共第16号	第1種共同漁業	えぞばかがい漁業					
	同	お お み ぞ が い 漁 業					
	同	さ ら が い 漁 業					

根海共第17号	第1種共同漁業	ほ っ き が い 漁 業					
	第2種共同漁業	かじか・わらずか・あい なめ刺し網漁業	11月1日から 翌年 8月31日まで				{ (1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の条件に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、18メートル以下でなければならない。
	同	ちか・こまい・はたはた ・きゅうりうお刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで				
	同	こまい・かれい・はたは た・にしん・ます小型定 置網漁業	10月20日から 翌年 8月31日まで				
	同	こまい・かれい・ちか・ にしん底建網漁業					
	同	こまい・ちか・きゅうり うお・にしん・ます待網 漁業					
	同	く り が に か ご 漁 業	1月1日から 12月31日まで				
根海共第18号	第3種共同漁業	かれい・こまい・ちか・ きゅうりうお地びき網漁 業					
	第1種共同漁業	あ さ り 漁 業					{ な し
	同	お お の が い 漁 業					
	同	か き 漁 業					
	同	つ ぶ 漁 業					
	同	ほ た て が い 漁 業					
	同	ほ く か い え び 漁 業					
根海共第19号	同	う に 漁 業					
	第1種共同漁業	こ ん ぶ 漁 業					{ 根室市（幌 茂尻、温根 沼、春国岱、 東梅、酪陽、 川口、湖南、 檜昔、豊里、 温根元、納 沙布、瑠瑠 瑠、齒舞、 双沖、友知、
	同	ち が い そ 漁 業					
	同	の り 漁 業					
	同	ふ の り 漁 業					
	同	あ さ り 漁 業					
	同	え ぞ ば か が い 漁 業					
	同	お お み ぞ が い 漁 業					
	同	さ ら が い 漁 業					

根海共第20号	第1種共同漁業	つ ぶ 漁 業	11月1日から 翌年 8月31日まで			落石東、落 石西、浜松、 昆布盛、長 節及び初田 牛を除く。}	(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の条件に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、18メートル以下でなければならない。				
	同	ほ っ き が い 漁 業									
	同	ほ く か い え び 漁 業									
	第2種共同漁業	かじか・わらずか・あいなめ刺し網漁業									
	同	ちか・こまい・はたはた刺し網漁業									
	同	こまい・かれい・はたはた・いか・ます小型定置網漁業									
	同	ほっけ・こまい・かれい・はたはた・いか底建網漁業									
根海共第21号	同	こまい・ちか・はたはた・ます待網漁業	10月20日から 翌年 8月31日まで			根室市豊里、 温根元、納沙布、瑠瑠瑠、 齒舞、 双沖及び友知	規則第32条の2に基づく別表第2の2で定める(1)から(2)までの点を順次に結んだ線及び(2)の点から真方位160度の線以東の区域では操業してはならない。ただし、規則第32条の2に基づく知事の承認を得た場合は、この限りでない。				
	同	くりがにかご漁業									
	第3種共同漁業	かれい・こまい・ちか地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで								
	第1種共同漁業	ぎ ん な ん そ う 漁 業									
	同	こ ん ぶ 漁 業									
	同	ち が い そ 漁 業									
	同	の り 漁 業									
	同	ふ の り 漁 業									
	同	あ さ り 漁 業									
	同	え ぞ ば か が い 漁 業									
	同	つ ぶ 漁 業									
	同	ほ っ き が い 漁 業									
	同	え む し 漁 業									
同	ほ く か い え び 漁 業										
根海共第22号	第1種共同漁業	こ ん ぶ 漁 業					な し				
同	ち が い そ 漁 業										

根海共第23号	第2種共同漁業	かじか・わらずか・あい なめ刺し網漁業	11月1日から 翌年 8月31日まで				(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の条件に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、18メートル以下でなければならない。 (4) 規則第32条の2に基づく別表第2の2で定める(1)から(2)までの点を順次に結んだ線及び(2)の点から真方位160度の線以東の区域では操業してはならない。ただし、規則第32条の2に基づく知事の承認を得た場合は、この限りでない。
	同	ちか・こまい・はたはた ・きゅうりうお刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで				
	同	こまい・かれい・はたは た・ます小型定置網漁業	11月1日から 翌年 8月31日まで				
	同	ほっけ・こまい・かれい 底建網漁業	10月20日から 翌年				
	同	こまい・ちか・はたはた 待網漁業	8月31日まで				
	同	くりがにかご漁業	1月1日から 12月31日まで				
根海共第24号	第3種共同漁業	かれい・こまい・ちか地 びき網漁業					
	第2種共同漁業	かじか・わらずか・あい なめ刺し網漁業	11月1日から 翌年 8月31日まで				
	同	ちか・こまい・はたはた ・きゅうりうお刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで				
	同	こまい・かれい・はたは た・ます小型定置網漁業	11月1日から 翌年 8月31日まで				
	同	ほっけ・こまい・かれい 底建網漁業	10月10日から 翌年				
	同	こまい・ちか・はたはた 待網漁業	8月31日まで				
根海共第25号	同	くりがにかご漁業	1月1日から 12月31日まで				根室市（幌 茂尻、温根 沼、春国岱、 東梅、酪陽、 川口、湖南、 檜昔、豊里、 温根元、納 沙布、瑠瑤
	第3種共同漁業	かれい・こまい・ちか地 びき網漁業					
	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業					
	同	こんぶ漁業					
	同	ちがいそ漁業					
	同	のり漁業					
	同	ふのり漁業					なし
	同	えぞばかがい漁業					

根海共第26号	第1種共同漁業	おおみぞがい漁業	11月1日から 翌年 8月31日まで			瑠、齒舞、 双沖、友知、 落石東、落 石西、浜松、 昆布盛、長 節及び初田 牛を除く。)	{	(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベニズワイガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。
	同	さがい漁業						
	同	つぶ漁業						
	同	ほっきがい漁業						
	同	ほくかいえび漁業						
	第2種共同漁業	かじか・わらずか・あいなめ刺し網漁業						
	同	ちか・こまい・はたはた刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで					(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 底建網漁業は、次の条件に従って操業しなければならない。 ア 身網の大きさは、80メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 ウ 身網の高さ（網立）は、18メートル以下でなければならない。
	同	こまい・かれい・はたはた・いか・ます小型定置網漁業	11月1日から 翌年 8月31日まで					
	同	ほっけ・こまい・かれい・はたはた・いか底建網漁業	10月10日から 翌年 8月31日まで					
	同	くりがにかご漁業	1月1日から 12月31日まで					
	第3種共同漁業	かれい・こまい・ちか地びき網漁業						
根海共第27号	第1種共同漁業	ぎんなんそう漁業				根室市落石東、落石西、 浜松、昆布盛、長節及び初田牛	{	なし
	同	こんぶ漁業						
	同	ちがいそ漁業						
	同	のり漁業						
	同	ふのり漁業						
	同	えぞばかがい漁業						
	同	つぶ漁業						
	同	ほっきがい漁業						
根海共第28号	同	ほくかいえび漁業	11月1日から 翌年 8月31日まで				{	(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。
	第2種共同漁業	かじか・わらずか・あいなめ刺し網漁業						

	第2種共同漁業	ちか・こまい・はたはた 刺し網漁業	1月1日から 12月31日まで				ア 9月1日から11月30日までの間シ ロサケが採捕された場合は、速やか に海中に戻さなければならない。
	同	こまい・かれい・はたは た・ます小型定置網漁業	11月1日から 翌年 8月31日まで				イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガ ニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベ ニズワイガニが採捕された場合には、 速やかに海中に戻さなければならない。
	同	ほっけ・こまい・かれい 底建網漁業	10月10日から 翌年 8月31日まで				(2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁 業の漁業ごとに行使の数及び統数並び に使用する漁船の総トン数の最高限度 を規定しなければならない。
	同	こまい・ちか・はたはた ・わかさぎ・ます待網漁 業					(3) 底建網漁業は、次の条件に従って操 業しなければならない。
	同	くりがにかご漁業	1月1日から 12月31日まで				ア 身網の大きさは、80メートル以下 でなければならない。
	第3種共同漁業	かれい・こまい・ちか地 びき網漁業					イ 網は、水面から水深の3分の2以 下に敷設しなければならない。
							ウ 身網の高さ（網立）は、18メー トル以下でなければならない。
根海共第29号	第1種共同漁業	ほ た て が い 漁 業		根室市及び別海 町地先		根室市落石 東、落石西、 浜松、昆布 盛、長節及 び初田牛を 除く根室市 並びに別海 町	規則第32条の2に基づく別表第2の2 で定める(1)から(2)までの点を順次に結ん だ線及び(2)の点から真方位160度の線以 東の区域では操業してはならない。ただ し、規則第32条の2に基づく知事の承認 を得た場合は、この限りでない。
	同	う に 漁 業					
	同	た こ 漁 業					
	同	な ま こ 漁 業					
	同	ほ や 漁 業					
根海共第30号	第1種共同漁業	ほ た て が い 漁 業		根室市地先		根室市幌茂 尻、温根沼、 春国岱、東 梅、酪陽、 川口、湖南 及び檜昔を 除く根室市	
	同	う に 漁 業					
	同	な ま こ 漁 業					
	同	ほ や 漁 業					
根海共第31号	第2種共同漁業	かじか・わらずか・あい なめ刺し網漁業	11月1日から 翌年 8月31日まで	羅臼町、標津町、 別海町及び根室 市地先		羅臼町、標 津町、別海 町及び根室 市	(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁 業の方法について次の制限を規定しな なければならない。
	同	ちか・こまい・はたはた ・きゅうりうお刺し網漁 業	1月1日から 12月31日まで				ア 9月1日から11月30日までの間シ ロサケが採捕された場合は、速やか に海中に戻さなければならない。
	同	くりがにかご漁業					イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガ

根海共第32号	第2種共同漁業	かじか・わらずか・あい なめ刺し網漁業	11月1日から 翌年 8月31日まで	根室市地先			ニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベ ニズワイガニが採捕された場合には、 速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁 業の漁業ごとに行使の数及び統数並び に使用する漁船の総トン数の最高限度 を規定しなければならない。 (3) 規則第32条の2に基づく別表第2の 2で定める(1)から(2)までの点を順次に 結んだ線及び(2)の点から真方位160度 の線以東の区域では操業してはならな い。ただし、規則第32条の2に基づく 知事の承認を得た場合は、この限りで ない。
	同	ちか・こまい・はたはた ・きゅうりうお刺し網漁 業	1月1日から 12月31日まで				
根海共第33号	第2種共同漁業	くりがにかご漁業		羅臼町、標津町、 別海町及び根室 市地先			
	同	おひょう刺し網漁業					
	同	かすべ刺し網漁業					
	同	かれい刺し網漁業					
	同	きちじ刺し網漁業					
	同	さめ刺し網漁業					
	同	そい刺し網漁業					
	同	たら刺し網漁業					
	同	にしん刺し網漁業					
	同	ほっけ・めばる刺し網漁 業					
根海共第34号	第2種共同漁業	めぬけ刺し網漁業		根室市地先		根室市幌茂 尻、温根沼、 春国岱、東 梅、酪陽、 川口、湖南 及び檜昔	(1) 漁業権行使規則には、第2種共同漁 業の方法について次の制限を規定しな なければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シ ロサケが採捕された場合は、速やか に海中に戻さなければならない。 イ ケガニ、ハナサキガニ、タラバガ ニ、アブラガニ、ズワイガニ及びベ ニズワイガニが採捕された場合には、 速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第2種共同漁 業の漁業ごとに行使の数及び統数並び に使用する漁船の総トン数の最高限度 を規定しなければならない。
	同	かれい刺し網漁業					
	同	ちか・こまい・はたはた ・きゅうりうお刺し網漁 業					
	同	にしん刺し網漁業					
	同	こまい・ちか・きゅうり うお・にしん・ます待網 漁業	10月20日から 翌年 8月31日まで				
	第3種共同漁業	かれい・こまい・ちか・ きゅうりうお地びき網漁 業	1月1日から 12月31日まで				

北海道告示第1102号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指
定する予定である。
平成15年6月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|--------------------|--|
| 1 保安林予定森林の所
在場所 | 勇払郡厚真町字幌内666の1・667の1（以上2筆について次の
図に示す部分に限る。） |
| 2 指 定 の 目 的 | 土砂の流出の防備 |
| 3 指 定 施 業 要 件 | |

- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1103号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年6月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 千歳市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 風害の防備
(3) 解 除 の 理 由 河川管理施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び千歳市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 積丹郡積丹町大字神岬町字桎泊20の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 上川郡東川町806の2（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

- (3) 解 除 の 理 由 ダム用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び東川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 4(1) 解除予定保安林の所在場所 常呂郡留辺蘂町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び留辺蘂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1104号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、廃業等の届出のあった次の建設業の許可を取り消した。

平成15年6月17日

		北海道知事 高 橋 はるみ			
商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業の許可の番号	申請区分及び許可取消業種	処分年月日	
北海道パイプライン工業株式会社 辻 幹 男	札幌市東区伏古11条3丁目5-15	般-12 石第7936号	一部廃業 塗装	同	15. 5. 2
株式会社アースワーク 西 里 雅 英	札幌市手稲区富丘3条2丁目6-8	般-10 石第16092号	一部廃業 鋼構造物	同	
ヤマグチ建設株式会社 破産管財人 磯 田 丈 弘	札幌市南区真駒内柏丘11丁目1-75	般-12 石第11839号	全部廃業	同	15. 5. 6
有限会社大地 田 井 晴 彦	恵庭市北柏木町1丁目307-49	般-12 石第17071号	同	同	
有限会社マルムラ村上建設 村 上 忠 雄	札幌市中央区南4条西12丁目1296	般-13 石第397号	同	同	15. 5. 7
株式会社アイホーム 鎌 田 潤 一	札幌市東区北42条東6丁目2-20203	般-14 石第17999号	同	同	

有限会社ビーホーム 石坂泰雄	千歳市花園5丁目9-2	般-12 石第16962号	一部廃業 大工	平成15. 5. 8	伊藤建設 伊藤泰亨	七飯町字緑町124-2	般-13 渡第2131号	同	同	15. 5.26
有限会社及川組 破産管財人 佐藤昭彦	札幌市西区発寒10条4丁目3-26	般-13 石第230号	全部廃業	同 15. 5. 9	有限会社高橋電気 高橋きぬ	ニセコ町字本通5	般-13 後第869号	同	同	15. 5.20
有限会社アイル札幌 大山真澄	札幌市北区新琴似6条13丁目5-14	般-10 石第16127号	一部廃業 土木、水道施設、消防施設	同	有限会社松嶋工務店 松嶋博之	小樽市新光1丁目41-32	般-13 後第1627号	同	同	15. 5.21
株式会社ヨシナリ工業 吉成篤四郎	札幌市白石区本郷通2丁目南4-30	般-13 石第8725号	全部廃業	同 15. 5.13	株式会社小樽製作所 永井勝己	小樽市銭函3丁目511-12	般・特-10 後第1678号	同	同	
有限会社坪井設備 坪井貢	札幌市清田区里塚3条4丁目14-17	般-12 石第17227号	同	同 15. 5.14	高橋組 高橋護彦	小樽市豊川町17-15	般-12 後第668号	同	同	15. 5.29
株式会社逞匠 吉田雅樹	札幌市厚別区上野幌3条2丁目11-18	般-12 石第14576号	一部廃業 塗装、防水	同 15. 5.16	空知橋梁建設株式会社 佐々木良明	奈井江町字チャシユナイ1035-48	般-14 空第499号	同	同	15. 5.13
株式会社佐藤造園 土木 佐藤絹代	札幌市北区屯田6条8丁目2-1	特-12 石第2445号	全部廃業	同 15. 5.20	株式会社日多基組 平田昌之	長沼町旭町北1丁目1-19	特-14 空第215号	一部廃業 建築	同	15. 5.14
有限会社アイケイワイ 横田健司	札幌市西区二十四軒1条4丁目2-23	般-13 石第17358号	同	同	毛利建築 毛利孝志	深川市開西町2丁目4-2	般-12 空第1089号	全部廃業	同	15. 5.30
札幌建設株式会社 中川小一	札幌市北区篠路町上篠路60-26	般-13 石第4260号	一部廃業 土木、建築、とび・土工	同 15. 5.22	株式会社山崎組 山崎晴一	美深町字東4条北4丁目7	特-13 上第20号	一部廃業 造園	同	15. 5. 9
有限会社北日本アールシー 庄子直美	札幌市北区篠路町3条2丁目11-18	般-12 石第17707号	全部廃業	同 15. 5.23	株式会社石崎建設 破産管財人 小林史人	旭川市神楽岡16条4丁目4-3	般-13 上第312号	全部廃業	同	15. 5.12
株式会社三正建設 上屋敷正男	札幌市北区新琴似1条6丁目4-7	特-11 石第3193号	同	同 15. 5.29	株式会社大川原産業 岡田勝治	旭川市末広東3条3丁目3-12	般-12 上第2018号	一部廃業 管	同	
有限会社改設備 中川紀	札幌市北区新川3条14丁目3-1	般-11 石第17358号	同	同	第一通建株式会社 寺島幸	名寄市西7条南6丁目6	般-13 上第142号	全部廃業	同	15. 5.26
有限会社ミズモト工業 齊藤幸子	函館市赤川1丁目2-10	般-13 渡第3965号	同	同 15. 5. 7	苗田建設株式会社 苗田忠男	遠軽町南町3丁目2-76	般-10 網第9号	一部廃業 管	同	15. 5. 9
有限会社マルセイ建設 加藤俊三	函館市三原4丁目28-12	般-13 渡第3931号	同	同 15. 5. 9	有限会社庄司 庄司順一	北見市中ノ島町2丁目9-18	般-14 網第2910号	全部廃業	同	15. 5.13
					株式会社シモンズ 神門臣昭	北見市幸町8丁目6-6	般-12 網第2625号	同	同	15. 5.23
					有限会社新晃土木 鉄筋 佐藤晃二	網走市字藻琴153	般-12 網第2847号	一部廃業 土木、とび・土工	同	15. 5.28

有限会社南登建設 南 出 三 夫	登別市富岸町2丁目4-24	般-12 胆第3713号	全部廃業	平成15. 5.13
株式会社山川空調 山 川 政 明	苫小牧市末広町1丁目9-6	般-14 胆第3117号	同	同 15. 5.19
有限会社誠工業 林 末 男	静内町中野町4丁目87	般-14 日第731号	一部廃業 ほ装、造園	同 15. 5.31
株式会社梶尾花園 梶 尾 求	帯広市西3条北1丁目13	般-13 十第1902号	一部廃業 建築	同 15. 5. 6
リフォームプラン 有限会社 竹 内 悟	釧路市鳥取北3丁目12-21	般-13 釧第2440号	全部廃業	同 15. 5.21
小野建設工業株式 会社 小 野 哲 也	羅臼町礼文町7	般-14 根第160号	一部廃業 造園	同 15. 5.22
名久井建設株式 会社 名久井 稔	根室市花園町5丁目14	般-14 根第551号	全部廃業	同 15. 5.29

北海道告示第1105号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年6月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 作業種類 公共測量（座標変換）
- 2 作業期間 平成15年6月5日から8月28日まで
- 3 作業地域 瀬棚町

北海道告示第1106号

網走開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年6月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 作業種類 公共測量（1・2・3級基準点測量）
- 2 作業期間 平成15年6月6日から9月10日まで
- 3 作業地域 網走市

北海道告示第1107号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成15年6月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 免許の年月日 平成15年6月10日
- 2 免許を受けた者
 - (1) 名 称 北海道
 - (2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目
 - (3) 代表者の氏名 北海道知事 高橋はるみ
- 3 埋立区域
 - (1) 位 置 室蘭市東町3丁目4番1及び4番75地先の公有水面
 - (2) 区 域 次の①の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
 - ①の地点 漁港原点（北緯42度20分03秒6061、東経141度02分06秒6650）から方向角209度49分41秒の方向137.57mの地点
 - ②の地点 ①の地点から方向角355度13分47秒の方向110.79mの地点
 - ③の地点 ②の地点から方向角85度14分42秒の方向6.65mの地点
 - ④の地点 ③の地点から方向角355度10分10秒の方向5.70mの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から方向角265度09分22秒の方向2.36mの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から方向角355度12分58秒の方向18.82mの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から方向角85度10分23秒の方向6.45mの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から方向角174度53分12秒の方向24.97mの地点
 - ⑨の地点 ⑧の地点から方向角168度37分53秒の方向15.10mの地点
 - ⑩の地点 ⑨の地点から方向角175度13分45秒の方向95.33mの地点
- (3) 面 積 1,530.63㎡
- 4 埋立に関する工事の施行区域
 - (1) 位 置 室蘭市東町3丁目4番1及び4番75地先
 - (2) 区 域 次のイの地点からルの地点までを順次に結んだ線及びイの地点とルの地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
 - イの地点 漁港原点（北緯42度20分03秒6061、東経141度02分06秒6650）から方向角209度49分41秒の方向137.57mの地点
 - ロの地点 イの地点から方向角355度13分47秒の方向110.79mの地点
 - ハの地点 ロの地点から方向角85度14分42秒の方向6.65mの地点

ニの地点 ハの地点から方向角355度10分10秒の方向5.70mの地点 ホの地点 ニの地点から方向角265度09分22秒の方向2.36mの地点 への地点 ホの地点から方向角355度12分58秒の方向18.82mの地点 トの地点 への地点から方向角85度10分23秒の方向6.45mの地点 チの地点 トの地点から方向角85度10分43秒の方向4.70mの地点 リの地点 チの地点から方向角168度07分22秒の方向25.17mの地点 ヌの地点 リの地点から方向角175度48分58秒の方向110.34mの地点 ルの地点 ヌの地点から方向角265度11分41秒の方向4.79mの地点 (3) 面 積 2,289.91㎡ 5 埋立地の用途 漁港施設用地		(1) 縦 覧 期 間 平成15年 6 月17日（火）から 7 月17日（木）まで（ただし、日曜日及び土曜日を除く。） (2) 縦覧場所及び縦覧時間 北海道建設部都市計画課 午前 8 時45分から午後 5 時30分まで 函館市都市建設部都市計画課 午後 8 時45分から午後 5 時15分まで 7 方法書に対する意見書の提出期限、提出先及び記載事項 方法書についての環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。 (1) 提 出 期 限 平成15年 7 月31日（木） (2) 提 出 先 北海道建設部都市計画課 (3) 記 載 事 項 ア 意見を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） イ 方法書の名称 ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見 エ 意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載すること。	
北海道告示第1108号 環境影響評価法（平成 9 年法律第81号）第40条第 2 項において読み替えて適用される同法第 5 条第 1 項の規定により、方法書を作成した。 その方法書は、次のとおり告示の日から 1 月間、一般の縦覧に供する。 平成15年 6 月17日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 都市計画決定権者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 (1) 名 称 北海道 (2) 代 表 者 の 氏 名 北海道知事 高橋はるみ (3) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 2 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 (1) 名 称 国土交通省北海道開発局 (2) 代 表 者 の 氏 名 北海道開発局長 平野 道夫 (3) 主たる事務所の所在地 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 3 対象事業の名称、種類及び規模 (1) 名 称 函館圏都市計画道路 1・4・3 号 新外環状線 (2) 種 類 一般国道の改築 (3) 規 模 車線数 4 車線、道路延長 約10km 4 対象事業が実施されるべき区域 函館市 5 環境影響評価法第40条第 2 項の規定により読み替えて適用される同法第 6 条第 1 項の都市計画対象事業に係わる環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 函館市 6 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間		北海道告示第1109号 平成 8 年北海道告示第1337号（政府調達に関する苦情の処理手続）の一部を次のように改正する。 平成15年 6 月17日 北海道知事 高 橋 はるみ 第 1 の 2 の(5)の事項を次のように改める。 (5) この手続において文書等が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第99号。以下「法」という。）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者、同条第 9 項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第 3 条第 4 号に規定する外国信書便事業者による同法第 2 条第 2 項に規定する信書便により送付して提出された場合には、その郵便物又は法第 2 条第 3 項に規定する信書便物（以下「郵便物等」という。）の通信日付印により表示された日（その表示がない場合又はその表示が明瞭でない場合には、その郵便物等について通常要する送付日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）に提出されたものとみなすものとする。	
		支 庁 告 示	
		北海道後志支庁告示第 7 号	

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年6月17日

北海道後志支庁長 片 平 美智子

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1)ア	トラクタショベル（バケット容量1.8m ³ ）	1台
イ	トラクタショベル（バケット容量3.2m ³ ）	1台
(2)ア	自走式 ^{たい} 堆肥切り返し機（トラクタショベル仕様）	1台
イ	可搬式 ^{じん} 温風機	2台
(3)ア	粉塵用 ^{たい} 集塵機	1台
イ	堆肥用粗 ^{たい} 粉碎機	1台
ウ	堆肥用微 ^{たい} 粉碎機	1台
エ	電子分析天秤	1台
オ	振とう器	1台
カ	振とう器（カドミウム抽出）	1台
キ	純水製造装置	1台
ク	軟水器（既存装置用）	1台
ケ	pHメーター	2台
コ	ECメーター	2台
サ	分注器	15本
シ	タッチミキサー	1台
ス	分光光度計	1台
セ	サイレントコンプレッサー（分光光度計用）	1台
ソ	原子吸光光度計フレームオートサンプラー付	1式
タ	サイレントコンプレッサー（原子吸光光度計用）	1台
チ	水素化物発生付属装置	1台
ツ	水銀専用測定システム	1式
テ	マッフル炉	1台
ト	送風定温恒温器	1台
ナ	幼植物栽培試験装置	1台
ニ	振とう恒温器	1台
ヌ	蒸留装置	1台
ネ	分解装置	2台
ノ	ホットプレート	1台
ハ	自動滴定装置	1台
ヒ	実体顕微鏡	1台

フ	ドラフトチャンバー スクラバー付	1台
ヘ	ドラフトチャンバー（過塩素酸対応）スクラバー付	1台
ホ	超音波洗浄器	1台
マ	ラボラトリーヴォッシャー	1台
ミ	エレクターシェルフ（W1821×D613×H1700）	1台
ム	エレクターシェルフ（W1212×D460×H1900）	3台
メ	器具乾燥棚	4台
モ	薬品保冷库	1台
ヤ	中央実験台	1台
ユ	サイド実験台	1台
ヨ	作業台	1台
ラ	移動式実験台	1台

2 落札を決定した日

平成15年5月29日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏 名 日立建機株式会社
イ 住 所 東京都文京区後楽2丁目5番1号
- (2)ア 氏 名 エム・エス・ケー農業機械株式会社
イ 住 所 東京都豊島区西池袋3丁目27番地12号
- (3)ア 氏 名 株式会社北海ケミカル
イ 住 所 札幌市厚別区厚別南4丁目2番30号

4 落札金額

- (1) 15,645,000円
(2) 14,175,000円
(3) 59,797,500円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成15年北海道後志支庁告示第4号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道後志支庁総務部会計課
(2) 所在地 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目

札 幌 医 科 大 学 告 示

札幌医科大学告示第51号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年6月17日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 名 称 自動圧力炊飯機

イ 数 量 1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 限 平成15年8月29日（金）

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有しているもの

(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局病院課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目
札幌医科大学附属病院臨床第1B会議室

(2) 入 札 日 時 平成15年6月30日（月）午後1時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局病院課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出期限及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提 出 期 限 平成15年6月27日（金）午前10時

(2) 提 出 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局病院課

11 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局病院課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8556 札幌市中央区南1条西16丁目
電話番号 011-611-2111 内線 3128

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

道室蘭土木現業所告示

北海道室蘭土木現業所告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する

協定の適用を受ける。

平成15年6月17日

北海道室蘭土木現業所長 小 室 裕 一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 除雪トラック（10 t 級、6×6、S・G・2W付2台、S・G付1台）3台

交換契約により除雪トラック3台（10 t 級2台、7 t 級1台）を契約の相手方に供し、除雪トラック3台（10 t 級、6×6、S・G・2W付2台、S・G付1台）を当該契約の相手方から調達する。

イ 除雪グレーダ（4.0m級、シャッターブレード付）1台

交換契約により除雪グレーダ1台（4.0m級）を契約の相手方に供し、除雪グレーダ（4.0m級、シャッターブレード付）1台を当該契約の相手方から調達する。

ウ 凍結防止剤散布車（湿式4.0m³級、4×4）1台

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成15年11月28日

(4) 納入場所

ア 北海道室蘭土木現業所洞爺出張所2台、北海道室蘭土木現業所登別出張所1台

イ 同 苫小牧出張所

ウ 同

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成15年6月17日から7月3日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな

ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-0016 北海道室蘭市幸町9番11号

北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道室蘭市幸町9番11号 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道室蘭市幸町9番11号 北海道室蘭土木現業所4階会議室（送付による場合は、郵便番号 051-0016 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課）

(2) 入札日時 平成15年7月29日 午後2時（送付による場合は、必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道室蘭市幸町9番11号

北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 1の(1)のア及びイについては、道が交換により取得する物品の価格及び道が交換に引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等相当額を含めた額とすること。

イ 1の(1)のウについては、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ウ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道室蘭土木現業所企画総務部総務課 イ 所 在 地 郵便番号 051-0016 北海道室蘭市幸町9番11号 電話番号 0143-22-9131 内線 4114 (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 11 Summary A. Nature and quantity of the products to be purchased : a. Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and two-way side-plow : 2 Attaching one-way snow plow, snow scraper blade : 1) Quantity 3 b. Snow Removing Greder (Blade length : 4.0 meter class. Attatching side-shutter) Quantity 1 c. Truck Mounted Spreader (Wet spreading type, Hopper capacity : 4.0 cubic meters, 4-wheels drive) Quantity 1 B. Date and time for tender : 2:00 P. M., July 29, 2003 C. Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Muroran District Public Works Management Office, Saiwaicho 9-ban, 11-gou, Muroran, Hokkaido, 051-0016 Japan Phone : 0143-22-9131 Extension 4114	なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成15年6月17日 北海道旭川土木現業所長 田 島 正 則 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア ロータリ除雪車（1.5m・100ps（70kw）級1台、1.5m・100PS（70kw）級・粗面形成装置付1台）2台 交換契約によりロータリ除雪車1台（130PS級）及び除雪ドーザ1台（13t級）を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車2台（1.5m・100PS（70kw）級）を当該契約の相手方から調達する。 イ 除雪トラック（10t級、6×6、S・G・1W付） 2台 交換契約により除雪グレーダ1台（3.7m、1W付）及び除雪トラック1台（7t、4×4、S.G.付）を契約の相手方に供し、除雪トラック2台（10t級、6×6、S・G・1W付）を当該契約の相手方から調達する。 ウ 除雪グレーダ（4.0m級・1W付） 1台 交換契約により除雪グレーダ1台（4.0m・1W付）を契約の相手方に供し、除雪グレーダ1台（4.0m級・1W付）を当該契約の相手方から調達する。 エ 凍結防止剤散布車（湿式4.0m³級、4輪駆動） 1台 交換契約により凍結防止剤散布機1台（2.0m³・車載式）を契約の相手方に供し、凍結防止剤散布車1台（湿式4.0m³級、4輪駆動を当該契約の相手方から調達する。） アからエまでについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 限 平成15年11月27日 (4) 納 入 場 所 ア 北海道旭川土木現業所事業第1課 1台、北海道旭川土木現業所事業第1課 粗面形成装置付 1台 イ 北海道旭川土木現業所事業士別出張所 S・G・1W付 1台、北海道旭川土木現業所事業美深出張所 S・G・1W付 1台 ウ 北海道旭川土木現業所事業富良野出張所 1W付 1台 エ 同 事業第1課 1台 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
道 旭 川 土 木 現 業 所 告 示	
北海道旭川土木現業所告示第1号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	

(3) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年6月17日から7月17日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8613 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道旭川土木現業所企画総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道旭川土木現業所3階入札室

(2) 入 札 日 時 平成15年7月28日 午後1時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道旭川土木現業所企画総務部総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落 札 者 の 決 定 方 法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契 約 書 作 成 の 要 否

10 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 道が交換により取得する物品の価格及び道が交換に引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等相当額を含めた額とすること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課

イ 所 在 地 郵便番号 079-8613 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
電話番号 0166-46-5111 内線 4114

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札における入札執行は、公開で行う。

(7) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be purchased :

a. Rotary Snow Remover (Rotary plow length 1.5meters. Rated power of engine : 70kw class) Quantity 2

b. Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and one-way side-plow) Quantity 2

c. Snow Removing Grader (Blade length : 4.0 meters class Attaching shutter) Quantity 1

d. Truck Mounted Spreader (Wet spreading type, Hopper capacity : 4.0 cubic meters, 4-wheels drive) Quantity 1

B. Date and time for tender : 1 : 30 P. M., July 28 2003

C. Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Asahikawa District Public Works Management Office, 6-19-1-1 Nagayama Asahikawa-City Hokkaido, 079-8613 Japan Phone : 0166-46-5111 Extension 4114	
道 釧 路 土 木 現 業 所 告 示	
北海道釧路土木現業所告示第3号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成15年6月17日 北海道釧路土木現業所長 長 栄 作	
1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア ロータリ除雪車（2.6m/3,400t） 1台 交換契約によりロータリ除雪車1台（300PS級）を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1台（2.6m/3,400 t）を当該契約の相手方から調達する。 イ 除雪トラック（10 t 級、6×6、A・G・1W付1台、S・G・1W付1台） 2台 交換契約により除雪トラック2台（10 t 級1台、7 t 級1台）を契約の相手方に供し、除雪トラック2台（10t級、6×6、A・G・1 W付1台、S・G・1 W付1台）を当該契約の相手方から調達する。 ウ ロータリ除雪車（100PS級1台、1.3m/700t/h級1台） 2台 交換契約により小型除雪車2台（80PS級2台）を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車2台（100PS級1台、1.3m/700t/h級1台）を当該契約の相手方から調達する。 アからウまでについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 限 平成15年11月28日 (4) 納 入 場 所 ア 北海道釧路土木現業所中標津出張所 1台 イ 同 A・G・1W付 1台、北海道釧路土木現業所事業部事業課 S・G・1W付 1台 ウ 北海道釧路土木現業所弟子屈出張所 ロータリ除雪車（100PS級1台）、北海道釧路土木現業所事業部事業課 ロータリ除雪車（1.3m/700t/h級1台）	2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成15年6月17日から7月14日まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085－0006 北海道釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所3階会議室（送付による場合は、郵便番号 085－0006 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課） (2) 入 札 日 時 平成15年7月28日 午前10時（送付による場合は、必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定め

るところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道釧路市双葉町6番10号
北海道釧路土木現業所企画総務部総務課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課

イ 所 在 地 郵便番号 085-0006 北海道釧路市双葉町6番10号
電話番号 0154-23-6111 内線 216

- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

- (6) この入札における入札執行は、公開で行う。

- (7) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be purchased :

- a. Rotary snow remover (Rotary plow length 2.6 meters, maximum snow removing capacity : 3,400 tons per an hour class) Quantity 1

b. Snow removing truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching variable snow plow, snow scraper blade and one-way side-plow : 1 Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and one-way side-plow : 1) Quantity 2

c. Rotary snow remover (Rotary plow length 1.5 meters, Rated power engine : 70 kw class : 1 Rotary plow length 1.3 meters, maximum snow removing capacity : 700 tons per an hour class : 1) Quantity 2

B. Date and time for tender : 10:00 A. M., July 28, 2003

C. Contact point of notice: General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Kusiro District Public Works Management Office, 10-gou, 6-ban, Futabachou, Kusiro, Hokkaido, 085-0006 Japan
Phone : 0154-23-6111 Extension 216

道教育庁日高教育局告示

北海道教育庁日高教育局告示第6号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年6月17日

北海道教育庁日高教育局長 福田 誠 行

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) パーソナルコンピュータ 一式 42台×2校（高等学校普通科）
- (2) 同 一式 42台×1校（高等学校職業科）

2 落札を決定した日

平成15年5月15日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) ア 氏 名 エヌイーシーリース株式会社
イ 住 所 東京都港区芝5丁目29番11号
- (2) ア 氏 名 松下リース・クレジット株式会社
イ 住 所 大阪市中央区高麗橋1丁目6番6号

4 落札金額（1月当たりの単価）

- (1) 472,500円
- (2) 299,250円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成15年北海道教育庁日高教育局告示第5号		
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地		
(1) 名 称	北海道教育庁日高教育局企画総務課	
(2) 所在地	北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号	

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示		
---------------------	--	--

北海道選挙管理委員会告示第64号		
昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。		
平成15年6月17日		
北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三		
「特別養護老人ホーム	同 比布町北1線7号	平 2.11. 5
あそか苑		」を
「特別養護老人ホーム	同 比布町北1線7号	平 2.11. 5
あそか苑		
特別養護老人ホーム	同 愛別町字北町299番地の	平15. 6. 9
いこいの里「あい」	1	」に改める。

道 公 安 委 員 会 告 示		
-----------------	--	--

北海道公安委員会告示第61号		
道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり地域交通安全活動推進委員を委嘱した。		
平成15年6月17日		
北海道公安委員会委員長 佐 野 文 男		

氏 名	住 所	活 動 区 域
福 田 肇	札幌市中央区南7条西4丁目422番地	札幌方面中央警察署管内
下 田 はるみ	札幌市中央区南5条西1丁目1番1号	
山 田 敏 行	札幌市中央区南5条西10丁目1013番地	
高 柳 司	札幌市中央区南8条西1丁目13番12号	
大 沼 幹 夫	札幌市中央区南4条東2丁目7番地	
外 山 隆 幸	札幌市中央区南3条東2丁目9番地	

池 原 利 幸	札幌市北区西茨戸2条1丁目4番21号	札幌方面東警察署管内
滝 本 繁	札幌市中央区北1条西7丁目4番地	
橋 本 章一郎	札幌市中央区南2条東2丁目4番地	
森 越 亨 子	札幌市厚別区厚別南7丁目20番6号	
楠 本 勇	札幌市中央区南8条西7丁目1033番地	
小 嶋 信 行	札幌市中央区南6条西8丁目14番地	
中 野 保 子	札幌市中央区南4条西14丁目2番21号	
西 尾 秀 明	札幌市中央区南8条西13丁目2番12号	
上 城 宏	札幌市中央区大通東8丁目1番地	
小 飼 正 樹	札幌市中央区北2条東11丁目23番地	
石 垣 寿 枝	札幌市中央区北2条東19丁目4番21号	
若 林 雅 教	札幌市中央区北1条東7丁目10番地55	
大 場 二 郎	札幌市中央区北4条東2丁目7番	
網 島 泰 子	札幌市中央区北3条東5丁目5番地	
西 森 昌 徳	札幌市中央区北5条西10丁目7番地	
松 田 四 郎	札幌市中央区北5条西19丁目26番地	
清 水 文 代	札幌市中央区北6条西19丁目22番地	
南 舘 全 次	札幌市中央区南1条西4丁目17番地	
原 良 一	札幌市西区西野8条2丁目2番10号	
宮 腰 衛	札幌市中央区南4条西12丁目1296番地35	
森 松太郎	札幌市東区北16条東15丁目3番8号	
本 田 直 治	札幌市北区北17条西4丁目21番地	
森 川 満 彦	江別市大麻宮町4番地	
千 田 外 夫	札幌市中央区大通西16丁目1番地	
佐 藤 克 成	札幌市豊平区西岡2条11丁目4番15号	
山 口 俊 一	札幌市東区北41条東1丁目1番45号	
高 木 茂 夫	札幌市東区北13条東15丁目3番28号	
大 畑 信 一	札幌市東区北35条東20丁目1番3号	

池 田 隆 一	札幌市東区北25条東2丁目2番22号	札幌方面西警察署管内	島 幸 雄	札幌市東区北43条東13丁目2番28号	札幌方面南警察署管内
川 原 要	札幌市東区北7条東13丁目2番19号		赤 松 逸 郎	札幌市手稲区新発寒4条6丁目12番3号	
山 崎 茂	札幌市東区北23条東9丁目2番14号		川 上 堯	札幌市西区西町南14丁目2番11号	
森 数 雄	札幌市東区北46条東8丁目1番3号		佐々木 璋	札幌市手稲区金山2条3丁目10番7号	
氏 家 謹 一	札幌市東区北41条東19丁目3番3号		山 元 昭 男	札幌市西区西野4条4丁目8番27号	
岡 島 武 二	札幌市東区北41条東4丁目2番7号		玉 田 一 至	札幌市西区琴似2条1丁目3番11号	
後 藤 英 治	札幌市東区丘珠町712番地		前 田 豊	札幌市豊平区中の島1条6丁目4番26号	
川 東 實	札幌市東区苗穂町11丁目3番20号		小 山 ユキ子	札幌市手稲区稲穂4条6丁目233番地112	
鈴 井 武 雄	札幌市東区北20条東20丁目5番27号		山 本 辰 志	札幌市手稲区富丘1条6丁目9番20号801	
田 中 勇 一	札幌市東区北25条東18丁目1番1号		立 花 純 子	札幌市中央区宮の森4条13丁目2番28号	
佐 藤 繁	札幌市東区伏古12条2丁目4番15号		松 川 和 男	札幌市手稲区手稲本町2条5丁目10番22号	
成 田 文 男	札幌市東区本町1条3丁目5番6号		平 佐 紘一郎	札幌市手稲区曙12条1丁目6番3号1006	
長 田 隆	札幌市東区丘珠町377番地		原 口 潤 也	札幌市手稲区前田7条10丁目5番12号	
高 田 長 巳	札幌市東区東苗穂3条3丁目2番98号		宮 下 隆 博	札幌市中央区宮の森4条3丁目1番15号	
横 山 義 男	札幌市東区中沼町34番地132		安 田 末 松	札幌市西区西野4条5丁目1番23号	
江 上 進	札幌市東区北7条東4丁目16番地		國 井 和 夫	札幌市手稲区前田1条2丁目6番20号	
山 田 義 勝	札幌市東区北33条東12丁目5番6号		川 越 昭 雄	札幌市手稲区富丘3条1丁目5番5号	
池 川 純 一	札幌市東区北30条東13丁目2番8号		國 安 輝 憲	札幌市中央区南9条西9丁目2番5号	
佐々布 哲 男	札幌市東区伏古12条2丁目11番7号		田 邊 勉	札幌市中央区南19条西8丁目1番7号	
酒 井 純一郎	札幌市東区北17条東1丁目10番地		佐 藤 良 昭	札幌市中央区南14条西6丁目2番13号	
小 山 新 司	札幌市西区発寒10条2丁目1番25号	札幌方面西警察署管内	佐々木 勉	札幌市南区真駒内本町6丁目6番15号	
菅 野 秀 雄	札幌市中央区北5条西25丁目4番21号		加 藤 武 二	札幌市南区真駒内東町1丁目4番31号	
高 橋 陽 子	札幌市西区発寒7条5丁目3番1号		伊 藤 智 子	札幌市南区澄川4条8丁目2番1－105号	
磯 部 功	札幌市西区発寒14条2丁目1番20号		新 保 昭 子	札幌市南区川沿17条1丁目1番7号	
尾 形 美根子	札幌市中央区宮の森2条16丁目11番5号		中 西 博	札幌市南区定山溪温泉東1丁目54番地	
加 藤 則 夫	札幌市手稲区前田2条4丁目5番9号		田 中 義 一	札幌市南区藤野2条3丁目2番15号	
山 本 孝 行	札幌市西区福井2丁目5番8号		山 内 隆	札幌市南区藤野3条7丁目12番38号	
鳴 海 光 治	札幌市西区発寒1条3丁目13番19号		猪 狩 佳 弘	札幌市中央区南20条西16丁目2番8号	

谷口克美	札幌市中央区北3条西13丁目3番1号	札幌方面北警察署管内	下段寿之	石狩郡当別町字樺戸町199番地42	札幌方面白石警察署管内
雨宮清晴	札幌市南区石山3条7丁目3番21号		宮岸茂	厚田郡厚田村大字厚田村2番地14	
柴田凉子	札幌市南区簾舞673番地1		佐藤廣治	厚田郡厚田村大字厚田村43番地2	
館岡武治	札幌市南区常盤1条2丁目17番10号		松本健治	札幌市北区北17条西3丁目21番地	
河崎眞	札幌市南区定山溪温泉東2丁目86番2号		辻野キミ	札幌市北区北29条西7丁目2番20－203号	
原田昭	札幌市南区澄川3条4丁目2番1号		須藤貞子	札幌市北区北35条西10丁目1番6号	
横谷春夫	札幌市南区南沢1条3丁目1番40号		松本輝好	札幌市白石区中央1条4丁目1番6号	札幌方面白石警察署管内
河井博	札幌市南区石山2条5丁目6番35号		渡部忠	札幌市白石区平和通3丁目北5番11号	
坂本方秀	札幌市中央区南12条西15丁目1番5号		中村保男	札幌市白石区南郷通18丁目北6番19号	
松村實	札幌市北区北23条西9丁目1番41－207号		小田義昭	札幌市白石区東札幌4条3丁目5番15号	
五十嵐功	札幌市北区北13条西1丁目5番地		山平俊彦	札幌市白石区東札幌5条3丁目2番30－101号	
塩地清	札幌市北区新琴似4条3丁目3番15号		澤田昭壽	札幌市白石区菊水1条4丁目2番23号	
大畑矩人	札幌市北区北27条西2丁目1番6号		中川愛子	札幌市白石区菊水上町1条3丁目36番地	
長江秀雄	札幌市北区北36条西6丁目1番15号		吉野弘一	札幌市白石区菊水元町7条2丁目4番1号	
小沼久夫	札幌市北区麻生町7丁目2番17号		山本勇	札幌市白石区北郷4条3丁目5番23号	
山内雅樹	札幌市北区新川2条12丁目1番37号		鷹架光一	札幌市白石区川北1条1丁目6番5号	
梶浦忠	札幌市北区屯田7条3丁目1番32号		中澤一郎	札幌市白石区北郷2条14丁目4番11号	
野間高義	札幌市北区新琴似2条2丁目10番5号		土本正三	札幌市白石区本通4丁目南1番22号	
古川賢一	札幌市北区新琴似3条3丁目4番14号		星野蔵造	札幌市白石区北郷7条7丁目5番16号	
吉田允	札幌市北区新琴似10条12丁目4番1号		藤井季雄	札幌市白石区菊水元町9条2丁目9番10号	
熊木盛一郎	札幌市北区百合が原4丁目2番地7		小林辰雄	札幌市白石区南郷通18丁目北1番25号	
神田光男	石狩郡当別町弥生52番地		藤村紀夫	札幌市白石区栄通7丁目7番15号	
春原良一	札幌市北区東茨戸50番地205		山根孝文	札幌市白石区本郷通7丁目北1番27号	札幌方面豊平警察署管内
中村昌	石狩市花川南6条2丁目274番地		安田由成	札幌市清田区清田8条2丁目10番8号	
赤山好明	石狩市花川北6条2丁目97番1号		荒井秀夫	札幌市豊平区美園2条4丁目4番7号	
坂井勝秋	札幌市北区篠路4条5丁目5番17号		富樫淳	札幌市豊平区美園6条5丁目1番9号	
小野一俊	石狩市花川東96番地4		大滝孝好	札幌市豊平区西岡4条7丁目7番8号	
磯角嘉吉	札幌市北区拓北5条2丁目1番地1		清平順一	札幌市豊平区福住3条10丁目8番10号	

犬 飼 信 子	札幌市豊平区中の島2条5丁目10番7号
榎 本 嘉 三	札幌市豊平区中の島2条4丁目4番15号
森 美代子	札幌市清田区清田7条3丁目15番16号
中 根 幸 子	札幌市豊平区月寒東5条16丁目12番10号
相 澤 吉三郎	札幌市清田区北野6条2丁目8番17号
澤 田 政 吉	札幌市清田区北野7条4丁目9番34号
小 川 悦 郎	札幌市豊平区豊平4条7丁目3番2号
宮 越 方 利	札幌市豊平区豊平8条8丁目1番1号
岸 本 豊	札幌市豊平区平岸2条12丁目3番11－1101号
林 尚	札幌市豊平区平岸2条14丁目2番14号
中 川 誠	札幌市手稲区星置1条7丁目6番7号
矢野根 巖	札幌市北区篠路5条9丁目1番5号
室 内 昭 三	札幌市清田区清田2条1丁目5番21号
皆 木 静 江	札幌市清田区平岡8条3丁目6番1号
田 中 迎	札幌市清田区里塚1条2丁目9番12号
中 野 敏 行	札幌市清田区平岡4条3丁目14番5号
林 義 隆	札幌市清田区真栄5条2丁目4番26号
山 田 武	札幌市清田区里塚緑ヶ丘6丁目23番5号
花 蘭 利 治	札幌市厚別区もみじ台東6丁目3番12号
石 野 由 昭	札幌市厚別区厚別東1条3丁目10番26号
齋 藤 敬一郎	札幌市厚別区厚別中央3条4丁目19番22号
松 岡 英 生	札幌市厚別区上野幌1条3丁目12番17号
丸 岡 義 昭	札幌市厚別区厚別北1条1丁目4番10号
川 崎 良 典	札幌市厚別区青葉町3丁目1番C11－106
田 村 春 巳	札幌市厚別区もみじ台北2丁目10番6号
丸 橋 美枝子	札幌市厚別区厚別中央3条3丁目3番28号
増 田 和 夫	北広島市共栄町1丁目20番地1
奥 宮 生 一	北広島市新富町西4丁目5番地7

札幌方面厚別警察署管内

成 瀬 勝 廣	北広島市西の里東1丁目5番地9
石 垣 幸 雄	北広島市大曲中央3丁目8番地5
山 本 智 子	札幌市厚別区厚別中央3条3丁目14番3号
渋谷 弘	札幌市厚別区厚別西5条2丁目15番5号
細 木 一 男	札幌市厚別区厚別東2条1丁目3番33号
野 口 勝 見	札幌市厚別区青葉町8丁目8番2－403号
松 下 宏	札幌市厚別区大谷地東2丁目3番28号
三 好 進	北広島市大曲緑ヶ丘5丁目11番地8
明 道 實 則	北広島市輪厚中央5丁目3番地8
星 秀 雄	江別市上江別108番地の3
宇田川 直 子	江別市一番町19番地の1
丸 山 正 幸	江別市東野幌220番地
高 間 喜美子	江別市東光町45番地の3
砂 田 博 幸	石狩郡新篠津村第46線北13番地
林 紀 晃	石狩郡新篠津村第47線北9番地
野 呂 林 造	江別市東野幌本町5番地の15
山 本 信 昭	江別市5条5丁目5番地705
安 彦 強	江別市大麻91番地
森 浩 一	江別市野幌末広町8番地10
高 村 一 郎	江別市文京台東町4番地の14
池 田 春 男	江別市野幌町43番地の11
西 康 史	江別市豊幌美咲町10番地の4
黒 崎 武一郎	江別市文京台43番地の8
小早川 正 敏	石狩郡新篠津村第47線北9番地
石 丸 正 俊	千歳市住吉3丁目12番19号
榑 哲 雄	千歳市信濃1丁目3番18号
土 橋 巖	千歳市信濃3丁目33番地
矢 田 忠	千歳市信濃4丁目17番11号

札幌方面江別警察署管内

札幌方面千歳警察署管内

宮崎元之	恵庭市恵み野西6丁目13番2号		杉本政雄	夕張郡長沼町東1線北5番地	
上井昭一	千歳市本町1丁目22番地の8		桃野順子	夕張郡長沼町銀座南2丁目8番18号	
土居栄治	千歳市大和1丁目9番12号		萬行功一	夕張郡由仁町本町135番地	
富樫謙次	千歳市東雲町5丁目57番地		楠厚子	夕張郡由仁町川端1044番地	
熊谷勇治	千歳市栄町2丁目25番地の19		富樫義美	空知郡南幌町南15線西2番地	
田井芳郎	恵庭市有明町2丁目16番1号		北瀬善吉	空知郡南幌町南15線西11番地	
福本登志夫	恵庭市末広町45番地		大滝保次	夕張市末広1丁目92番地の8	札幌方面夕張警察署管内
吉村忠弘	恵庭市駒場町2丁目3番4号		古谷満	夕張市鹿の谷3丁目2番地	
野口一則	恵庭市島松旭町19番地		長谷川光次	夕張市清水沢3丁目142番地	
佐野優	恵庭市恵み野西1丁目9番14号		五十嵐悟	夕張市沼ノ沢724番地	
大坪里美	岩見沢市7条東1丁目3番地	札幌方面岩見沢警察署管内	小西真三	夕張市紅葉山131番地	
藤林トキ子	岩見沢市1条西10丁目1番地		林信弘	三笠市いちきしり948番地	札幌方面三笠警察署管内
安藤正俊	岩見沢市幌向南2条5丁目390番地10		土佐啓司	三笠市幌内初音町253番地6	
大坪一夫	岩見沢市7条東1丁目3番地		本田克弘	三笠市本郷町671番地の1	
遠藤ナツ子	岩見沢市7条東3丁目7番地5		東出繁	三笠市宮本町473番地17	
横山泰子	岩見沢市春日町1丁目2番地9		及川騰	三笠市弥生橘町80番地	
中村一二	空知郡栗沢町北本町87番地		猪口金三郎	美唄市東7条北4丁目7番3号	札幌方面美唄警察署管内
吉岡康二	空知郡栗沢町字最上298番地79		熊谷英子	美唄市東3条南7丁目1番8号	
木村忍治	空知郡栗沢町字美流渡末広17番地		川西幸四郎	美唄市東2条南5丁目1番1号	
太田直義	樺戸郡月形町1028番地12		鬼原静一	美唄市茶志内町本町	
坂本辰夫	樺戸郡月形町1027番地26		新谷俊子	美唄市峰延町公園	
久保進	空知郡北村字中央番外地		渋谷ミツエ	美唄市上美唄町2区	
松村敬一	岩見沢市上幌向南1条5丁目698番地3		宮本徹	砂川市西1条北4丁目1番21号	札幌方面砂川警察署管内
池内康夫	岩見沢市幌向南1条1丁目36番地		高川勝義	砂川市西2条南13丁目2番2号	
山形文雄	夕張郡栗山町中央4丁目91番地	札幌方面栗山警察署管内	村山史	砂川市東5条南3丁目2番20号	
獅々堀重孝	夕張郡栗山町松風3丁目78番地		伊藤助孝	砂川市西8条北5丁目1番4号	
古瀬鈴子	夕張郡栗山町朝日4丁目16番地8		榊原二三夫	砂川市西3条北2丁目1番21-2号	
池上榮一	夕張郡長沼町あかね2丁目2番3号		小川道雄	空知郡奈井江町字奈井江町193番地22	

杉 野 実	空知郡奈井江町字奈井江75番地 1		前 田 俊 明	小樽市花園 4 丁目12番18号	
藤 川 壽 一	空知郡上砂川町字下鶴東 2 丁目 1 番 5 号		佐 藤 正 夫	小樽市長橋 3 丁目 8 番 9 号	
高 田 義 則	樺戸郡浦臼町字晩生内35番地の135		丹 羽 忠 昭	小樽市花園 4 丁目24番 3 号	
川 嶋 慎之輔	滝川市栄町 1 丁目 7 番23号	札幌方面滝川警察署管内	大 島 三 男	小樽市銭函 2 丁目 3 番21号	
佐 藤 圭 二	滝川市新町 2 丁目 2 番 1 号		村 井 凌 子	小樽市入船 4 丁目 7 番20号	
鈴 木 光 一	砂川市空知太東 3 条 4 丁目 3 番 3 号		高 木 諳	小樽市奥沢 4 丁目 2 番 6 号	
小野田 喬	滝川市東滝川町 4 丁目16番31号		丸 山 徹	小樽市幸 4 丁目24番 8 号	
河 村 定 信	滝川市泉町 2 丁目 9 番30号		矢 部 文 義	小樽市銭函 3 丁目 7 番地	
平 澤 一 義	滝川市江部乙町134番地		大加瀬 良 治	小樽市見晴町24番 1 号	
篠 原 文 雄	滝川市江部乙町西13丁目1539番地 2		捧 義 和	小樽市新光 1 丁目20番15号	
長 名 實	樺戸郡新十津川町字中央324番地 5		岩 月 定 夫	小樽市桜 4 丁目 5 番 7 号	
時 田 荒 雄	樺戸郡新十津川町字弥生 7 番地 7		四 宮 好四郎	小樽市真栄 2 丁目 7 番 8 号	
三 上 正 信	浜益郡浜益村大字群別村字幌51番地		小 山 純 平	小樽市稲穂 4 丁目14番17号	
中 山 優	浜益郡浜益村大字川下村31番地		青 山 俊 雄	小樽市長橋 2 丁目10番 4 号	
本 間 イ ツ	歌志内市字神威58番地	札幌方面赤歌警察署管内	丸 山 キ ミ	小樽市幸 3 丁目34番 1 号	
葛 西 儀 雄	歌志内市字文珠187番地10		不 藤 義 光	小樽市勝納町 4 番 6 号	
渥 美 茂 一	赤平市若木町西 1 丁目20番地		瀧 上 清 司	余市郡余市町黒川町16丁目36番地11	札幌方面余市警察署管内
越 智 和 俊	赤平市字赤平673番地		水 島 よし子	余市郡余市町富沢町 8 丁目16番地	
菊 島 美 孝	赤平市茂尻元町南 2 丁目33番地		長谷川 裕 子	余市郡余市町黒川町96番地の53	
桜 田 進	芦別市北 3 条西 1 丁目17番地の 1	札幌方面芦別警察署管内	中 西 勇	余市郡仁木町北町 1 丁目39番地	
島 清 吉	芦別市西芦別町 1 番地		久保田 敏 郎	余市郡仁木町銀山 2 丁目237番地の 1	
高 橋 伸 八	芦別市北 5 条西 5 丁目 2 番地		田 島 克 己	古平郡古平町大字浜町390番地	
高 橋 政 雄	芦別市野花南町556番地		北 楯 幸 男	古平郡古平町大字浜町243番地	
神 林 芳 伸	芦別市北 6 条西 4 丁目 2 番地		川 井 順 應	積丹郡積丹町大字入舸123番地	
城 田 英 司	小樽市桜 5 丁目15番 1 号	札幌方面小樽警察署管内	三 上 彰	積丹郡積丹町大字美国町字船濶43番地の 2	
本 間 博	小樽市桜 2 丁目30番30号		高 階 昇	余市郡赤井川村字赤井川84番地の10	
渡 邊 博	小樽市若竹町18番34号		加 藤 正 之	余市郡赤井川村字赤井川289番地の10	
本 間 義 章	小樽市花園 4 丁目16番 8 号		白 石 善 男	虻田郡倶知安町字高砂208番地	札幌方面倶知安警察署管内

邊 見 貫 一	虻田郡倶知安町南 6 条東 1 丁目 1 番地		牛 坂 孜	伊達市元町44番地21	
菊 地 芳 文	虻田郡倶知安町北 4 条東 2 丁目 3 番地		菅 原 康 次	虻田郡虻田町字清水21番地125	
北 村 紀 子	虻田郡倶知安町南 5 条東 4 丁目 1 番地		三 上 炳	虻田郡虻田町字高砂町37番地25	
松 井 武	虻田郡ニセコ町字有島 8 番地76		高 坂 廣 也	虻田郡豊浦町字幸町84番地の 1	
大 木 勉	虻田郡ニセコ町字本通74番地		本 所 忠 夫	虻田郡豊浦町字大岸68番地の 1	
横 山 勉	虻田郡京極町字三崎30番地23		長谷川 道 雄	有珠郡壮瞥町字久保内101番地 3	
久 保 貞 俊	虻田郡京極町字京極511番地		中 山 雄 三	有珠郡壮瞥町字滝之町287番地51	
古 館 政 雄	虻田郡留寿都村字留寿都211番地36		岡 崎 訓	虻田郡洞爺村字洞爺町68番地	
安 野 裕 子	虻田郡留寿都村字留寿都120番地		志 斉 哲 雄	有珠郡大滝村字本郷72番地 5	
金 恭 範	虻田郡喜茂別町字喜茂別259番地 3		桂 川 義 治	有珠郡大滝村字本町107番地	
鷹 羽 保 夫	虻田郡喜茂別町字喜茂別25番地18		磯 部 一 男	室蘭市中島本町 1 丁目 5 番17号	札幌方面室蘭警察署管内
兼 松 良 信	虻田郡真狩村字真狩29番地		加 藤 一 徳	室蘭市水元町19番20号	
島 口 勝	虻田郡真狩村字真狩119番地 1		間 宮 けい子	室蘭市中島町 3 丁目33番 5 号	
親 谷 正 則	磯谷郡蘭越町名駒町166番地		平 間 アツ子	室蘭市中島町 1 丁目10番 5 号	
向 田 弘	磯谷郡蘭越町蘭越町252番地 5		中 村 百合子	室蘭市中島町 3 丁目16番11号	
岡 田 照 和	岩内郡岩内町字清住 4 番地の11	札幌方面岩内警察署管内	本 間 智	室蘭市中島本町 1 丁目17番 8 号	
村 川 範 雄	岩内郡岩内町字東山137番地の14		沖 野 衛	室蘭市中島町 1 丁目36番16号	
藪 内 稔	岩内郡岩内町字栄205番地の 2		秋 山 ミ ヨ	登別市幌別町 3 丁目13番地10	
清 水 ゆかり	岩内郡岩内町字宮園306番地の13		岡 林 厚 夫	室蘭市水元町42番18号	
長谷川 富 雄	岩内郡共和町発足123番地37		今 村 聡	登別市常盤町 4 丁目18番地12	
竹 田 宏	岩内郡共和町南幌似83番地		新 倉 哲 子	室蘭市水元町 2 番19号	
野 澤 哲 夫	岩内郡共和町国富 2 番地13		三 島 道 明	登別市富士町 5 丁目38番地 1	
上 田 道 博	古宇郡神恵内村80番地の 4		鈴 木 皎 一	室蘭市東町 4 丁目 4 番 3 ー507号	
工 藤 澄 子	古宇郡泊村大字茅沼村708番地 1		藤 崎 信 雄	登別市登別温泉町49番地	
栗 橋 和 夫	伊達市大町20番地12	札幌方面伊達警察署管内	篠 崎 憲 久	登別市新川町 4 丁目 1 番地13	
堀 家 潔	虻田郡洞爺村字洞爺町143番地		黒 澤 孝 三	室蘭市母恋北町 3 丁目 1 番 7 号	札幌方面苫小牧警察署管内
阿 部 勝 雄	伊達市南稀府町334番地		熊 谷 勲	登別市若山町 2 丁目12番地 7	
相 馬 勝 己	伊達市竹原町19番地215		矢 埜 利 夫	苫小牧市見山町 3 丁目11番 8 号	

佐藤和男	苫小牧市字沼ノ端646番地の1
居島恵美子	苫小牧市澄川町2丁目6番11号
門間博	苫小牧市新中野町2丁目8番10号
杉原奎子	苫小牧市緑町2丁目4番9号
伊藤利一	苫小牧市新富町1丁目2番6号
金崎親平	白老郡白老町字虎杖浜185番地
栄田利夫	苫小牧市日吉町4丁目11番21号
小幡秀雄	白老郡白老町字北吉原199番地の369
塚見雅雄	白老郡白老町大町1丁目10番24号
前川巖	勇払郡早来町大町144番地
菊地和治	勇払郡早来町安平665番地16
嘉指昭一	勇払郡厚真町字上厚真224番地
池川義厚	勇払郡厚真町表町7番地
北田正雄	勇払郡鷗川町福住町2丁目120番地
扇谷哲	勇払郡鷗川町福住町1丁目63番地
高田孝	勇払郡追分町青葉1丁目124番地
中澤久幸	勇払郡追分町美園698番地
浅野勝司	勇払郡穂別町字穂別441番地の7
越前一	勇払郡穂別町字穂別57番地の4
西村久雄	苫小牧市柏木町1丁目6番4号
菅原雅夫	苫小牧市緑町2丁目17番3号
乃村啓子	苫小牧市有明町2丁目2番20号
片石秀人	白老郡白老町字石山26番地の153
小倉玉彦	沙流郡門別町富川南5丁目6番15号
佐々木助也	沙流郡門別町字厚賀町63番地1
佐々木詮	沙流郡平取町本町49番地1
樫野公	沙流郡平取町振内町22番地6
井上勝三郎	沙流郡日高町本町東2丁目111番地の31

札幌方面門別警察署管内

斉藤勝義	沙流郡日高町栄町東2丁目258番地の4	札幌方面静内警察署管内
久保田英夫	静内郡静内町青柳町3丁目6番1号	
石垣勝英	静内郡静内町神森237番地の24	
永井政吉	静内郡静内町未広町3丁目5番11号	
川村孝一	新冠郡新冠町字節婦町284番地	
小林リエ子	新冠郡新冠町字節婦町262番地の1	
澤谷貫一	三石郡三石町字本町141番地	
原口新治	三石郡三石町字鳧舞74番地	
大宮邦夫	浦河郡浦河町字西幌別271番地の5	
秋山靖典	浦河郡浦河町堺町東2丁目10番22号	札幌方面浦河警察署管内
土田彰一	浦河郡浦河町東町かしわ1丁目6番4-4号	
松田章	様似郡様似町大通3丁目10番地の1	
吉田忠治郎	様似郡様似町西町72番地	
斉藤義雄	幌泉郡えりも町字庶野966番地	
藤井亀三郎	幌泉郡えりも町字東洋71番地の109	

北海道公安委員会告示第62号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成15年6月17日

北海道公安委員会委員長 佐野文男

1	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 永野裕豊
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地
	型式の 遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	型式の 遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	C R脱獄ブラザーズS

2	概要	製造業者名	豊丸産業株式会社
		型式試験番号	30030400
	検 定 年 月 日	平成15年6月17日	
	検 定 番 号	第30030400号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年6月17日）から3年	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 永 野 裕 豊	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地	
	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R脱獄ブラザーズV
		製造業者名	豊丸産業株式会社
		型式試験番号	30031500
	検 定 年 月 日	平成15年6月17日	
	検 定 番 号	第30031500号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年6月17日）から3年	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ	
	代表者の氏名	代表取締役 梅 村 義 孝	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一	
	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C RシシオウV
		製造業者名	株式会社サンセイアールアンドディ
		型式試験番号	30028500
	検 定 年 月 日	平成15年6月17日	
	検 定 番 号	第30028500号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年6月17日）から3年	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ	
	代表者の氏名	代表取締役 梅 村 義 孝	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一	

4	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C RシシオウF
		製造業者名	株式会社サンセイアールアンドディ
		型式試験番号	30025800
	検 定 年 月 日	平成15年6月17日	
	検 定 番 号	第30025800号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年6月17日）から3年	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ	
	代表者の氏名	代表取締役 梅 村 義 孝	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一	
5	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C RシシオウMV
		製造業者名	株式会社サンセイアールアンドディ
		型式試験番号	30027900
	検 定 年 月 日	平成15年6月17日	
	検 定 番 号	第30027900号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年6月17日）から3年	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和	
	代表者の氏名	代表取締役 中 島 潤	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8	
	型式概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R・ブラボーファイブF J 1
		製造業者名	株式会社平和
		型式試験番号	30030000
	検 定 年 月 日	平成15年6月17日	
	検 定 番 号	第30030000号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年6月17日）から3年	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和	

7	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 中 島 潤
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R ・ プラボーファイブX J 1
		製 造 業 者 名	株式会社平和
	型式試験番号		30031000
	検 定 年 月 日		平成15年6月17日
検 定 番 号		第30031000号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年6月17日）から3年	
8	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 市 原 高 明
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R チョッキモン
		製 造 業 者 名	株式会社大一商会
	型式試験番号		31028200
検 定 年 月 日		平成15年6月17日	
検 定 番 号		第31028200号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年6月17日）から3年	
9	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 市 原 高 明
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春町大字沖村字西ノ川1番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	チョッキモンF X
		製 造 業 者 名	株式会社大一商会
	型式試験番号		31025600
検 定 年 月 日		平成15年6月17日	
検 定 番 号		第31025600号	

10	検定の有効期間		公示の日（平成15年6月17日）から3年
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社ミズホ
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 安 藤 壽 雄
	製造又は検査を行う事業所の所在地		栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	ヤジキタドウチュウキ2
		製 造 業 者 名	株式会社ミズホ
型式試験番号		34023300	
検 定 年 月 日		平成15年6月17日	
検 定 番 号		第34023300号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年6月17日）から3年	
11	検定申請者の氏名又は名称及び住所		沖縄県宜野湾市真志喜2丁目13番10号 株式会社メーシー販売
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 別 所 直 鋼
	製造又は検査を行う事業所の所在地		千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R がんばれ桃太郎M 2
		製 造 業 者 名	株式会社メーシー販売
	型式試験番号		30005600
検 定 年 月 日		平成15年6月17日	
検 定 番 号		第30005600号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年6月17日）から3年	
12	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社ミズホ
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 安 藤 壽 雄
	製造又は検査を行う事業所の所在地		千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R 新選組
		製 造 業 者 名	株式会社ミズホ

13	要	型式試験番号	30028300
	検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日	
	検 定 番 号	第30028300号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番 2 号 サミー株式会社	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役社長 里 見 治	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地 8	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製 造 業 者 名 型式試験番号	回胴式遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 2 号 ダービーボーイ サミー株式会社 34023800
	検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日	
	検 定 番 号	第34023800号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号 株式会社サンセイアールアンドディ	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 梅 村 義 孝	
14	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県稲沢市大矢町高松五十二番地一	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製 造 業 者 名 型式試験番号	ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ C R シシオウ M 株式会社サンセイアールアンドディ 30030200
	検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日	
	検 定 番 号	第30030200号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中川区太平通一丁目 3 番地 株式会社高尾	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 内ヶ島 敏 博	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中川区鳶元町一丁目35番地	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製 造 業 者 名 型式試験番号	ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ C R アップー Y 株式会社高尾 30029700
	検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日	
	検 定 番 号	第30029700号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区松が谷一丁目 3 番 5 号 アイジーティージャパン株式会社	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 泉 義 幸	
15	式 の 概 要	遊技機の区分 型 式 名 製 造 業 者 名 型式試験番号	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ C R アップー X 株式会社高尾 30024500
	検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日	
	検 定 番 号	第30024500号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中川区太平通一丁目 3 番地 株式会社高尾	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 内ヶ島 敏 博	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中川区鳶元町一丁目35番地	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製 造 業 者 名 型式試験番号	ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ C R アップー W 株式会社高尾 30020600
	検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日	
	検 定 番 号	第30020600号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中川区太平通一丁目 3 番地 株式会社高尾	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 内ヶ島 敏 博	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中川区鳶元町一丁目35番地	
16	型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製 造 業 者 名 型式試験番号	ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ C R アップー W 株式会社高尾 30020600
	検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日	
	検 定 番 号	第30020600号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中川区太平通一丁目 3 番地 株式会社高尾	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 内ヶ島 敏 博	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中川区鳶元町一丁目35番地	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製 造 業 者 名 型式試験番号	ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ C R アップー Y 株式会社高尾 30029700
	検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日	
	検 定 番 号	第30029700号	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区松が谷一丁目 3 番 5 号 アイジーティージャパン株式会社	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 泉 義 幸	
	型式試験番号	30028300	

18	製造又は検査を行う事業所の所在地		大阪府大阪市西淀川区福町三丁目1番48号
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	オースティンパワーズ
		製造業者名	アイジーティージャパン株式会社
		型式試験番号	34021900
	検 定 年 月 日		平成15年6月17日
	検 定 番 号		第34021900号
検定の有効期間		公示の日（平成15年6月17日）から3年	
19	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中区長先町92番地 太陽電子株式会社
	代表者の氏名		代表取締役 石 田 正 八
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中区長先町92番地
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	シュリー30
		製造業者名	太陽電子株式会社
		型式試験番号	34019300
検 定 年 月 日		平成15年6月17日	
検 定 番 号		第34019300号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年6月17日）から3年	
20	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代表者の氏名		代表取締役社長 毒 島 秀 行
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C RフィーバーワンダーパワフルR X W
		製造業者名	株式会社三共
		型式試験番号	30030600
検 定 年 月 日		平成15年6月17日	
検 定 番 号		第30030600号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年6月17日）から3年	

21	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役社長 毒 島 秀 行
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C RフィーバービーチクラブMX
		製造業者名	株式会社三共
		型式試験番号	30032200
検 定 年 月 日		平成15年6月17日	
検 定 番 号		第30032200号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年6月17日）から3年	
22	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役社長 毒 島 秀 行
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C RフィーバービーチクラブR X
		製造業者名	株式会社三共
		型式試験番号	30033400
検 定 年 月 日		平成15年6月17日	
検 定 番 号		第30033400号	
検定の有効期間		公示の日（平成15年6月17日）から3年	
23	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都品川区東五反田一丁目6番3号 株式会社タイヨー
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 久 木 文 男
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県藤岡市鮎川211番地
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	ワンダーレオンX
		製造業者名	株式会社タイヨー
		型式試験番号	34026600

24	検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日	27	の 概 要	型 式 名	C R海です V S 2
	検 定 番 号	第34026600号			製 造 業 者 名	株式会社ソフィア
	検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年			型式試験番号	30031400
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア		検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 井 置 定 男		検 定 番 号	第30031400号	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地		検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製 造 業 者 名 型式試験番号		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県春日井市美濃町二丁目98番地 株式会社竹屋	
		ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ C R海です V 2 株式会社ソフィア 30033300		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 竹 内 正 博	
	検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日		製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県春日井市美濃町二丁目98番地	
	検 定 番 号	第30033300号		型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製 造 業 者 名 型式試験番号	ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ C Rどたばた空挺団 株式会社竹屋 30020200
25	検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年	28	検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア		検 定 番 号	第30020200号	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 井 置 定 男		検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製 造 業 者 名 型式試験番号		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 永 野 裕 豊	
		ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ C R海です G S 2 株式会社ソフィア 30030500		製造又は検査を行う 事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地	
	検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日		型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製 造 業 者 名 型式試験番号	ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ C R脱獄ブラザーズ T 豊丸産業株式会社 30030800
	検 定 番 号	第30030500号		検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年		検 定 番 号	第30030800号	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア		検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年	
26	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 井 置 定 男		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 永 野 裕 豊	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分				
		ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ				

29	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地	
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型 式 名	C R脱獄ブラザーズM2	
		製造業者名	豊丸産業株式会社	
		型式試験番号	30034700	
	検 定 年 月 日		平成15年6月17日	
	検 定 番 号		第30034700号	
	検定の有効期間		公示の日（平成15年6月17日）から3年	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事	
30	代表者の氏名		代表取締役 松 元 邦 夫	
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地	
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型 式 名	C RワンダーパークN	
		製造業者名	株式会社藤商事	
		型式試験番号	30025100	
	検 定 年 月 日		平成15年6月17日	
	検 定 番 号		第30025100号	
	検定の有効期間		公示の日（平成15年6月17日）から3年	
31	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社ミズホ	
	代表者の氏名		代表取締役 安 藤 壽 雄	
	製造又は検査を行う事業所の所在地		栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地	
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
		型 式 名	ヤジキタドウチュウキX	
		製造業者名	株式会社ミズホ	
		型式試験番号	34028900	
	検 定 年 月 日		平成15年6月17日	
	検 定 番 号		第34028900号	
	検定の有効期間		公示の日（平成15年6月17日）から3年	
32	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア	
	代表者の氏名		代表取締役 井 置 定 男	
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町七丁目201番地	
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型 式 名	C R海ですV	
		製造業者名	株式会社ソフィア	
		型式試験番号	30033500	
	検 定 年 月 日		平成15年6月17日	
	検 定 番 号		第30033500号	
	検定の有効期間		公示の日（平成15年6月17日）から3年	
33	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア	
	代表者の氏名		代表取締役 井 置 定 男	
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町七丁目201番地	
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型 式 名	海ですSV	
		製造業者名	株式会社ソフィア	
		型式試験番号	30035300	
	検 定 年 月 日		平成15年6月17日	
	検 定 番 号		第30035300号	
	検定の有効期間		公示の日（平成15年6月17日）から3年	
34	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中川区太平通一丁目3番地 株式会社高尾	
	代表者の氏名		代表取締役 内ヶ島 敏 博	
	製造又は検査を行う事業所の所在地		愛知県名古屋市中川区蔦元町一丁目35番地	
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型 式 名	C RアッポーC	
		製造業者名	株式会社高尾	
		型式試験番号	30034000	
	検 定 年 月 日		平成15年6月17日	
	検 定 番 号		第30034000号	
	検定の有効期間		公示の日（平成15年6月17日）から3年	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中川区太平通一丁目3番地 株式会社高尾	

35	検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日	38	の 概 要	型 式 名	C R 信長 Z
	検 定 番 号	第30034000号			製 造 業 者 名	株式会社藤商事
	検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年			型式試験番号	30036000
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目 1 番 4 号 株式会社藤商事		検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 松 元 邦 夫		検 定 番 号	第30036000号	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平 6 番地		検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製 造 業 者 名 型式試験番号		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目 1 番 4 号 株式会社藤商事	
		ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ C R 信長 R 株式会社藤商事 30034100		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 松 元 邦 夫	
	検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平 6 番地	
	検 定 番 号	第30034100号		型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製 造 業 者 名 型式試験番号	ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ C R 信長 S 株式会社藤商事 30035700
36	検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年	39	検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目 1 番 4 号 株式会社藤商事		検 定 番 号	第30035700号	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 松 元 邦 夫		検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平 6 番地		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目 1 番地25 株式会社ミズホ	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製 造 業 者 名 型式試験番号		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 安 藤 壽 雄	
		ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ C R 信長 C 株式会社藤商事 30032800		製造又は検査を行う事業所の所在地	栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目 1 番地	
	検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日		型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製 造 業 者 名 型式試験番号	回胴式遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 2 号 ゴールド X 株式会社ミズホ 34032000
	検 定 番 号	第30032800号		検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年		検 定 番 号	第34032000号	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目 1 番 4 号 株式会社藤商事		検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年	
37	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 松 元 邦 夫		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平 6 番地		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 新 井 悠 司	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分				
		ぱちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ				

40	製造又は検査を行う事業所の所在地		三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R コブラ M B R
		製 造 業 者 名	株式会社ニューギン
		型式試験番号	30036900
	検 定 年 月 日		平成15年6月17日
	検 定 番 号		第30036900号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年6月17日）から3年
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
41	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 新 井 悠 司
	製造又は検査を行う事業所の所在地		三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R コブラ M B
		製 造 業 者 名	株式会社ニューギン
		型式試験番号	30026700
	検 定 年 月 日		平成15年6月17日
	検 定 番 号		第30026700号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年6月17日）から3年
42	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 新 井 悠 司
	製造又は検査を行う事業所の所在地		三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R コブラ M A 2
		製 造 業 者 名	株式会社ニューギン
		型式試験番号	30033700
	検 定 年 月 日		平成15年6月17日
	検 定 番 号		第30033700号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年6月17日）から3年
43	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 新 井 悠 司
	製造又は検査を行う事業所の所在地		三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R コブラ M A
		製 造 業 者 名	株式会社ニューギン
		型式試験番号	30032600
	検 定 年 月 日		平成15年6月17日
	検 定 番 号		第30032600号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年6月17日）から3年
44	検定申請者の氏名又は名称及び住所		岡山県新見市高尾362番地の1 山佐株式会社
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 佐 野 慎 一
	製造又は検査を行う事業所の所在地		岡山県浅口郡寄島町12155－142番地
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	ネオマジックパルサー X X
		製 造 業 者 名	山佐株式会社
		型式試験番号	34031900
	検 定 年 月 日		平成15年6月17日
	検 定 番 号		第34031900号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年6月17日）から3年
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都台東区上野七丁目6番5号 株式会社エイベックス
45	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 望 月 光 三
	製造又は検査を行う事業所の所在地		神奈川県横浜市港北区新羽町610番地1 神奈川県横浜市港北区新羽町1180番地
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
		型 式 名	カイゾクガッポ
		製 造 業 者 名	株式会社エイベックス
		型式試験番号	34026200

46	検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日	49	の 概 要	型 式 名	ガンダムタイプB
	検 定 番 号	第34026200号			製 造 業 者 名	株式会社ラスター
	検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年			型式試験番号	34027200
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区上野七丁目 6 番 5 号 株式会社エイベックス		検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 望 月 光 三		検 定 番 号	第34027200号	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	神奈川県横浜市港北区新羽町610番地 1 神奈川県横浜市港北区新羽町1180番地		検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製 造 業 者 名 型式試験番号		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア	
		回胴式遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 2 号 ビッグショータイム		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 井 置 定 男	
		株式会社エイベックス 34015200		製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地	
	検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日		型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製 造 業 者 名 型式試験番号	ばちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ C R スーパーおぼけらんど V S 2 株式会社ソフィア 30038400
47	検 定 番 号	第34015200号	50	検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日	
	検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年		検 定 番 号	第30038400号	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区台東四丁目13番21号 株式会社ラスター		検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 河 田 節 子		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	栃木県下都賀郡野木町大字南赤塚1458		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 井 置 定 男	
	型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製 造 業 者 名 型式試験番号		製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地	
		回胴式遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 2 号 ハオウノブナガ		型 式 の 概 要	遊技機の種類 遊技機の区分 型 式 名 製 造 業 者 名 型式試験番号	ばちんこ遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ スーパーおぼけらんど S V 株式会社ソフィア 30036700
		株式会社ラスター 34021700		検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日	
	検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日		検 定 番 号	第30036700号	
	検 定 番 号	第34021700号		検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年	
48	検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年		検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区台東四丁目13番21号 株式会社ラスター		代 表 者 の 氏 名	代表取締役 井 置 定 男	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 河 田 節 子				
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	栃木県下都賀郡野木町大字南赤塚1458				
	型 式	遊技機の種類 遊技機の区分				
		回胴式遊技機 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 2 号				

51	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町七丁目201番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C RスーパーおばけらんどG S
		製 造 業 者 名	株式会社ソフィア
		型式試験番号	30038300
	検 定 年 月 日		平成15年6月17日
	検 定 番 号		第30038300号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年6月17日）から3年
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフィア
52	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 井 置 定 男
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町七丁目201番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C RスーパーおばけらんどG S 2
		製 造 業 者 名	株式会社ソフィア
		型式試験番号	30038100
	検 定 年 月 日		平成15年6月17日
	検 定 番 号		第30038100号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年6月17日）から3年
53	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 中 島 潤
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R・笑点F J
		製 造 業 者 名	株式会社平和
		型式試験番号	30035500
	検 定 年 月 日		平成15年6月17日
	検 定 番 号		第30035500号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年6月17日）から3年
54	検定申請者の氏名又は名称及び住所		群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8 株式会社平和
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 中 島 潤
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C R・笑点F S
		製 造 業 者 名	株式会社平和
		型式試験番号	30037500
	検 定 年 月 日		平成15年6月17日
	検 定 番 号		第30037500号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年6月17日）から3年
55	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社
	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 上 野 栄 作
	製造又は検査を行う事業所の所在地		本社工場：愛知県名古屋市中区鶴舞二丁目2番18号 小山工場：静岡県駿東郡小山町用沢字萩窪1441番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C Rまいっちんぐマチコ先生F C
		製 造 業 者 名	奥村遊機株式会社
		型式試験番号	30035900
	検 定 年 月 日		平成15年6月17日
	検 定 番 号		第30035900号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年6月17日）から3年
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社
56	代 表 者 の 氏 名		代表取締役 上 野 栄 作
	製造又は検査を行う事業所の所在地		本社工場：愛知県名古屋市中区鶴舞二丁目2番18号 小山工場：静岡県駿東郡小山町用沢字萩窪1441番地
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
		型 式 名	C Rまいっちんぐマチコ先生M
		製 造 業 者 名	奥村遊機株式会社
		型式試験番号	30033800
	検 定 年 月 日		平成15年6月17日
	検 定 番 号		第30033800号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年6月17日）から3年
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中区鶴舞二丁目2番18号 奥村遊機株式会社

57	検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日		
	検 定 番 号	第30033800号		
	検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年		
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区鶴舞二丁目 2 番18号 奥村遊機株式会社		
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 上 野 栄 作		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	本社工場：愛知県名古屋市中村区鶴舞二丁目 2 番18号 小山工場：静岡県駿東郡小山町用沢字萩窪1441番地		
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ	
		型 式 名	C R まいっちんぐマチコ先生MC	
		製 造 業 者 名	奥村遊機株式会社	
	型式試験番号	30034200		
検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日			
検 定 番 号	第30034200号			
検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年			
58	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野一丁目19番14号 株式会社アスワン東京		
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 松 本 孝 司		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	茨城県猿島郡三和町大字東山田字大綱3960番 1		
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 2 号	
		型 式 名	トコナツ-30	
		製 造 業 者 名	株式会社アスワン東京	
		型式試験番号	24014900	
	検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日		
	検 定 番 号	第24014900号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年			
59	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社		
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 永 野 裕 豊		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地		
	型 式	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ	

60	の 概 要	型 式 名	C R 脱獄ブラザーズ F 2	
		製 造 業 者 名	豊丸産業株式会社	
		型式試験番号	30036800	
	検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日		
	検 定 番 号	第30036800号		
	検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年		
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都品川区東五反田一丁目 6 番 3 号 株式会社タイヨー		
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 久 木 文 男		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県藤岡市鮎川211番地		
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機	
遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 2 号		
型 式 名		ラッキーパレード		
製 造 業 者 名		株式会社タイヨー		
型式試験番号		34029900		
検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日			
検 定 番 号	第34029900号			
検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年			
61	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共		
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役社長 毒 島 秀 行		
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1		
	型 式 の 概 要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ	
		型 式 名	C R フィーバービーチクラブ S X	
		製 造 業 者 名	株式会社三共	
		型式試験番号	30037200	
	検 定 年 月 日	平成15年 6 月17日		
	検 定 番 号	第30037200号		
検定の有効期間	公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年			
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社三共			
代 表 者 の 氏 名	代表取締役社長 毒 島 秀 行			

62	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地 1
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第 6 条第 1 号イ
		型 式 名	C R フィーバービーチクラブ F X
		製 造 業 者 名	株式会社三共
		型式試験番号	30036100
	検 定 年 月 日		平成15年 6 月17日
	検 定 番 号		第30036100号
	検定の有効期間		公示の日（平成15年 6 月17日）から 3 年

道函館方面公安委員会告示

北海道函館方面公安委員会告示第31号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第 1 項の規定により、次のとおり地域交通安全活動推進委員を委嘱した。

平成15年 6 月17日

北海道函館方面公安委員会委員長 山 根 繁

氏 名	住 所	活 動 区 域
田 中 照 彦	函館市高松町435番地68	函館方面函館中央警察署管内
高 橋 誠 一	亀田郡七飯町字鳴川町65番地の61	
小 濱 清 三	函館市宝来町26番 7 号	
村 田 正	函館市本町 4 番18号	
鶴 飼 登貴子	函館市五稜郭町17番 5 － 305号	
松 代 成 孝	函館市石崎町327番地	
原 田 俊 男	函館市石崎町766番地	
青 山 栄 八	函館市昭和 2 丁目 8 番11号	
前 原 勝	上磯郡上磯町久根別 4 丁目23番10号	
川 島 博 康	函館市豊原町140番地	
長谷川 一 夫	上磯郡上磯町追分 2 丁目 8 番17号	
大 槻 勝四郎	亀田郡戸井町字小安町125番地の 2	

桂 川 芳 弘	亀田郡大野町本町220番地の11	函館方面函館西警察署管内
高 橋 美智子	茅部郡南茅部町字大船275番地	
佐 藤 勲	亀田郡七飯町本町660－53	
鶴 蒔 清 一	上磯郡上磯町七重浜 2 丁目28番18号	
佐 藤 哲 三	亀田郡恵山町字日ノ浜171番地	
増 田 昭	亀田郡楸法華村字元村78番地の 1	
山 口 光 長	函館市五稜郭町17番 5 号	
加 藤 静 子	函館市田家町 6 番 8 号	
平 松 芳 光	上磯郡上磯町七重浜 2 丁目30番19号	
青 山 秀 雄	亀田郡大野町字開発409番地72	
関 川 俊 逸	亀田郡七飯町大川10丁目 3 番 1 号	
丹 野 義 雄	亀田郡七飯町字大沼町639番地の 1	
川 島 義 雄	亀田郡戸井町字小安町33番地	
高 千代吉	亀田郡恵山町字恵山218番地	
村 田 美 雄	亀田郡楸法華村字八幡27番地の 1	
秋 葉 元 平	函館市松陰町 3 番33号	
青 柳 敏 夫	函館市松陰町19番18号	
小田桐 隆 三	函館市若松町23番 9 号	
小 林 明	函館市湯浜町 7 番 3 号	
森 祐 平	函館市杉並町23番19号	
坂 下 吉 男	函館市海岸町10番40号	
福 田 勢津子	函館市港町 1 丁目19番22号	
中 江 佳代子	函館市宝来町23番12号	
渡 邊 兼 一	函館市湯川町 2 丁目 3 番 9 号	
久保田 公 雄	函館市港町 3 丁目18番28号	
高 橋 修	亀田郡七飯町字大川799番地の16	
中 鉢 登	函館市松川町 9 番16号	
松 田 俊 司	函館市本町26番15－1004号	

小坂洋	茅部郡森町字鷺の木町445番地の7	函館方面森警察署管内	笠谷政弘	檜山郡上ノ国町字汐吹153番地の3		函館方面北檜山警察署管内	
桜田貞昭	茅部郡森町上台町65番地		木村功	檜山郡上ノ国町字北村165番地の4			
鹿原庸嗣	茅部郡森町字島崎町186番地		小川信一	檜山郡厚沢部町新町26番地の1			
岡田富雄	茅部郡砂原町字紋兵エ砂原22番地の2		干山正作	桧山郡厚沢部町鶉141番地の1			
三好欣一	茅部郡砂原町字会所町71番地		光森克己	爾志郡乙部町字緑町712番地の2			
児玉進	茅部郡鹿部町字鹿部186番地の7		谷藤亮	爾志郡乙部町字緑町139番地の1			
福村直志	茅部郡鹿部町字鹿部117番地の2		井田年春	爾志郡熊石町字相沼115番地			
大川富雄	茅部郡南茅部町字木直358番地		荒田耕三	爾志郡熊石町字豊岩173番地			
嵐田洋悦	茅部郡南茅部町字白尻327番地の8		佐藤三千男	奥尻郡奥尻町字青苗411番地28			
本杉正治	山越郡八雲町東町206番地の18	函館方面八雲警察署管内	永洞博	奥尻郡奥尻町字奥尻17番地1			函館方面北檜山警察署管内
山田輝男	山越郡八雲町野田生451番地の11		朝田康哉	瀬棚郡北檜山町字北檜山261番地			
山崎哲哉	山越郡八雲町東野70番地の2		廣川弘	瀬棚郡北檜山町字北檜山269番地			
荒井信哉	山越郡長万部町字長万部434番地の127		山賀尚義	瀬棚郡北檜山町字丹羽28番地			
金谷勝秀	山越郡長万部町字長万部430番地の31		杉林正光	瀬棚郡今金町字今金299番地14			
松浦邦弘	山越郡長万部町字長万部15番地		本間行雄	瀬棚郡今金町字今金58番地8			
小笠原正泰	上磯郡木古内町字本町716番地3		函館方面木古内警察署管内	水野哲郎	瀬棚郡今金町字今金282番地		
吉田末治	上磯郡木古内町字釜谷77番地の1			内木昭一	瀬棚郡瀬棚町字本町447番地		
藤田政美	上磯郡木古内町字元町213番地			石橋邦雄	久遠郡大成町字都338番地		
成田敬二	上磯郡木古内町字札苅226番地の3	函館方面松前警察署管内	大岩實	寿都郡寿都町字大磯町91番地	函館方面寿都警察署管内		
加藤義喜	上磯郡知内町字元町102番地25		中島雄幸	寿都郡寿都町字渡島町47番地			
泊義光	松前郡松前町字朝日262番地		逢見幸一	寿都郡黒松内町字黒松内243番地1			
斉藤好己	松前郡松前町字博多89番地		牧野重春	寿都郡黒松内町字黒松内274番地			
花田貞夫	松前郡福島町字三岳48番地		和田定和	島牧郡島牧村字本目319番地1			
吉村次郎	松前郡福島町字福島271番地の3		渥美久行	島牧郡島牧村字泊7番地			
佐藤實	松前郡松前町字清部498番地						
増永信勝	檜山郡江差町字尾山町45番地		函館方面江差警察署管内				
嵯峨清作	檜山郡江差町字南が丘7番地の112						
竹内廣光	檜山郡江差町字南浜町16番地						

道旭川方面公安委員会告示	
北海道旭川方面公安委員会告示第30号	
道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり地域交	

通安全活動推進委員を委嘱した。

平成15年6月17日

北海道旭川方面公安委員会委員長 吉 田 裕

氏 名	住 所	活 動 区 域
菅 原 隆 司	上川郡比布町北3線7号	旭川方面旭川中央警察署管内
竹 本 秋 雄	旭川市7条通15丁目左4号	
尾 形 昭 三	旭川市6条通4丁目右2号	
長 田 弘 利	旭川市旭町1条6丁目841番地	
今 村 清 平	旭川市5条通15丁目右1号	
岩 寺 栄 吉	旭川市9条通13丁目右1号	
新 岡 輝 一	旭川市近文町16丁目3035番地	
坂 野 健 一	旭川市3条通1丁目右10号	
笠 井 松 夫	旭川市春光6条2丁目2番14号	
柴 田 福 一	旭川市旭町2条15丁目297番地	
田 中 稲 穂	旭川市春光町5区5条4丁目212番地1	
三 宅 国 博	旭川市神居1条10丁目1番20号	
鹿 島 千鶴代	旭川市末広5条3丁目8番7号	
番 浦 房 枝	旭川市神居7条6丁目2番2号	
竹 内 巖	旭川市春光台2条5丁目4番11号	
鈴 木 久 壽	旭川市東鷹栖2線17号2034番地26	
丹 羽 貞 雄	上川郡鷹栖町15線20号2	
水 野 龍 司	旭川市常磐通2丁目	
前 川 直 廣	旭川市亀吉2条1丁目2番地21	
岸 田 忠 雄	旭川市1条通20丁目左7号	旭川方面旭川東警察署管内
中 村 登	旭川市4条通24丁目右7号	
木 村 喜 一	旭川市東光7条1丁目1番12号	
庄 子 襲五郎	旭川市南4条22丁目3番地の193	
吉 川 耕 作	旭川市豊岡5条1丁目2番1号	

津 田 雄 三	旭川市豊岡2条6丁目9番9号	旭川方面士別警察署管内
小 野 政 男	旭川市6条通19丁目右2号	
木 戸 茂 吉	旭川市東光10条1丁目4番1号	
外 川 静 一	旭川市東光14条3丁目4番6号	
黒 田 清 春	旭川市東光10条6丁目3番15号	
安 達 允	旭川市神楽6条11丁目3番9号	
富 崎 義 信	旭川市神楽岡11条1丁目3番地の2236	
尾 崎 富 三	旭川市永山7条17丁目54番地の24	
中 時 利 昭	旭川市東3条7丁目1番13号	
星 野 善 平	旭川市神楽岡10条3丁目2番地の18	
藤 田 藤 男	旭川市永山1条16丁目6番19号	
奥 村 忠 義	旭川市永山2条2丁目4番4号	
青 木 友 和	旭川市東旭川町上兵村229番地の3	
高 森 溥 子	旭川市緑が丘4条1丁目2番地	
咲 間 節 子	旭川市宮下通20丁目左9号	
盛 永 康 夫	上川郡東川町東町1丁目2番13号	
茶 畑 勇 夫	上川郡東神楽町ひじり野北2条4丁目2番8号	
尾 形 明 男	上川郡美瑛町寿町3丁目2番17号	
高 田 勲	上川郡愛別町字愛山1067番地1	
河 村 嘉 春	上川郡当麻町4条東2丁目15番14号	
穴 井 滋 夫	士別市東7条2丁目25番地	
鶴 田 佳 夫	士別市西4条9丁目332番地47	
佐 藤 勝 彦	士別市東1条北1丁目12番地	
大 岡 忠 幸	上川郡朝日町字中央4035番地	
庄 司 勝 美	上川郡朝日町字中央4023番地	
八 田 武 廣	上川郡剣淵町市街地栄町	
山 口 好 男	上川郡剣淵町市街地元町	
石 上 恵 三	上川郡和寒町字南町54番地	

海老原 浄	上川郡和寒町字西町220番地		三 浦 利 昭	礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ128番地 1	
千 葉 勝 雄	名寄市東 3 条南 4 丁目18番地 1	旭川方面名寄警察署管内	小 室 昌 敏	宗谷郡猿払村鬼志別南町175番地	
今 健 司	名寄市西11条南12丁目75番地69		塩 田 哲 三	稚内市宝来 3 丁目 2 番 8 号	
山 下 敏 之	名寄市西10条北 2 丁目8番地66		若 狭 礼美子	稚内市栄 3 丁目 6 番18号	
武 田 義 一	上川郡風連町字東風連2847番地		長谷川 顕	稚内市緑 3 丁目 1 番 2 号	
久 保 輝 男	上川郡風連町字豊里1216番地		金 子 保	稚内市中央 3 丁目 4 番11号	
山 川 久四郎	上川郡下川町一の橋460番地		粂 山 勲	稚内市潮見 4 丁目 2 番18号	
上 村 善 範	上川郡下川町共栄町72番地		池 田 恵美子	稚内市宝来 3 丁目 6 番46号	
渡 邊 守	中川郡美深町東 1 条南 6 丁目15番地31	旭川方面美深警察署管内	大 和 アサ子	稚内市緑 5 丁目 7 番10号	
中 林 佳 昭	中川群美深町字西 1 条北 3 丁目		藤 原 稔	富良野市南麻町 9 番11号	旭川方面富良野警察署管内
神 田 節 子	中川郡美深町東 4 条南 5 丁目 3 番地85		福 岡 榮 一	富良野市緑町10番40号	
長谷川 三 男	中川郡音威子府村字音威子府400番地		長 田 壽 弘	富良野市字東山 8 号地の 4	
水 野 弘 雄	中川郡中川町字中川363番地		駿 河 武	富良野市字山部市街地 1 条通南 3 丁目	
村 田 光 男	中川郡中川町字佐久56番地		井 馬 智 勝	空知郡上富良野町本町 5 丁目 4 番39号	
高 木 利 治	枝幸郡枝幸町北栄町1474番地48	旭川方面枝幸警察署管内	中 村 邦 義	空知郡上富良野町旭町 3 丁目 2 番20号	
三 上 吉 丸	枝幸郡枝幸町問牧321番地 2		大 場 敏 男	空知郡中富良野町新町 6 番13号	
岩 間 忠 光	枝幸郡歌登町南町1076番地45		中 井 義 武	空知郡中富良野町字中富良野市街地	
須 藤 千 晶	枝幸郡歌登町西町121番地13		長 田 一 三	空知郡南富良野町字金山	
高 木 幸 男	枝幸郡中頓別町字中頓別48番地		高 橋 次 郎	空知郡南富良野町字幾寅914番地	
藤 倉 夫	枝幸郡中頓別町字小頓別600番地 4		小 峰 勝 明	勇払郡占冠村字中央	
橋 本 孝	枝幸郡浜頓別町字緑ヶ丘 4 丁目61		工 藤 國 忠	勇払郡占冠村字上トマム	
林 幸 雄	枝幸郡浜頓別町北 1 条 1 丁目23番地		長谷川 忠 一	深川市 6 条 1 番12号	旭川方面深川警察署管内
酒 井 税	利尻郡利尻町杓形字本町53番地	旭川方面稚内警察署管内	橋 本 榮 一	深川市 7 条 6 番27号	
柁 木 良 雄	利尻郡利尻富士町鬼脇字鬼脇127番地		秋 山 進	深川市北光町 2 丁目 3 番29号	
町 田 時 男	稚内市朝日町 5 丁目 8 番 3 号		伊 藤 勝 文	深川市一巳町字一巳4709番地	
藤 田 喬	稚内市富岡 4 丁目 3 番10号		宮 川 久 輝	深川市音江町 2 丁目 2 番11号	
岩 淵 穰	稚内市潮見 1 丁目 4 番 3 号		服 部 重 晴	深川市納内町字納内 2 丁目10番32号	
岩 泉 義 輝	稚内市港 2 丁目 8 番34号		四十坊 尚	雨竜郡秩父別町1546番地10	

尾 谷 重 良	雨竜郡秩父別町2064番地	旭川方面沼田警察署管内
田 坂 光 雄	雨竜郡妹背牛町字妹背牛406番地	
柳 良 信	雨竜郡妹背牛町字妹背牛233番地の59	
白 坂 孝 司	雨竜郡幌加内町字幌加内	
横 山 外 次	雨竜郡雨竜町字万寿33番地132	
林 敏 夫	雨竜郡沼田町南1条2丁目8番28号	
林 雅 昭	雨竜郡沼田町本通2丁目4番3号	
田 中 隆 子	雨竜郡沼田町旭町3丁目1番25号	
佐々木 康 宏	雨竜郡北竜町字和40番地の7	
山 田 孝 雄	雨竜郡北竜町字和26番地の21	旭川方面留萌警察署管内
有 沢 準 一	留萌市南町4丁目107番地7	
山 本 丈 夫	留萌市花園町3丁目5番5号	
戸 出 廣 次	留萌市東雲町1丁目69番地の12	
富 樫 広 纒	留萌市潮静町1丁目13番地の1	
坂 下 博	増毛郡増毛町永寿町2丁目17番地	
石 黒 一 男	留萌市小平町字小平町188番地	
三 浦 玲 子	留萌市寿町1丁目43番地	
工 藤 博 朋	苫前郡苫前町字苫前218番地	旭川方面羽幌警察署管内
田 口 文 雄	苫前郡苫前町字古丹別196番地の48	
西 村 教 子	苫前郡羽幌町南町16番地	
大 井 日出男	苫前郡羽幌町北4条3丁目11番地	
山 本 昭 光	苫前郡初山別村字豊岬241番地	
今 村 早 苗	苫前郡初山別村字初山別140番地1	
松 岡 進	天塩郡天塩町山手裏通2丁目1540番地	旭川方面天塩警察署管内
水 野 裕 一	天塩郡天塩町字川口8417番地	
奥 田 廣 吉	天塩郡幌延町宮園町13番地の6	
前 田 忠 實	天塩郡幌延町字問寒別118番地	
表 勝	天塩郡遠別町字本町5丁目7番地20	

渡 辺 靖 宏	天塩郡遠別町字北浜67番地16	
大 沼 安 三	天塩郡豊富町字東2条4丁目	
塩 田 昌 三	天塩郡豊富町字西1条11丁目	

道釧路方面公安委員会告示

北海道釧路方面公安委員会告示第30号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり地域交通安全活動推進委員を委嘱した。

平成15年6月17日

北海道釧路方面公安委員会委員長 西佐古 求

氏 名	住 所	活 動 区 域
館 精 一	釧路市貝塚2丁目7番18号	釧路方面釧路警察署管内
畑 山 一 郎	釧路市寿2丁目1番8号	
手 塚 一 至	釧路市松浦町13番19号	
笹 本 健 二	釧路市緑ヶ岡5丁目22番16号	
丸 山 正 勝	釧路市川端町5番6号	
藤 田 豊 満	釧路郡釧路町曙4丁目8番	
沼 倉 健 治	釧路市桜ヶ岡6丁目33番9号	
根 内 新 一	釧路市美原3丁目51番4号	
三 宮 久 蔵	釧路市大楽毛4丁目13番9号	
笹 壽 夫	釧路市鳥取南3丁目5番10号	
佐 藤 寿 昌	釧路市治水町6番1405号エステート治水	
秋 元 清 衛	釧路市昭和北2丁目13番9号	
吉 田 和 也	釧路市貝塚4丁目9番5号	
森 尾 王 一	釧路市白樺台6丁目16番20号	
見 田 貢	釧路郡釧路町光和4丁目6番地	
伊 藤 隆 三	釧路郡釧路町新開5丁目31番地	
那 須 裕 子	白糠郡白糠町上茶路基線70	

小宮山 幸 雄	阿寒郡阿寒町新町 2 丁目 4 番 7 号		奥 雅 彦	標津郡標津町字川北60番地52	
村 田 繁 信	釧路市幸町12丁目 2 番		中 野 晃	標津郡標津町北 5 条西 4 丁目 2 番地	
横 山 晃	釧路市共栄大通 4 丁目 2 番1034号		泉 登	野付郡別海町別海常盤町104番地	
中 島 三 郎	白糠郡白糠町庶路東 1 線 2 番20		久保田 繁	野付郡別海町別海旭町303番地	
福 田 茂	白糠郡音別町本町 3 丁目19番地		白 坂 重 敏	目梨郡羅臼町栄町100番地	
濱 名 豊	阿寒郡鶴居村幌呂東 3 丁目 1 番地		山 内 孝 治	目梨郡羅臼町知昭町27番地	
谷 口 順 一	釧路市文苑 4 丁目20番 7 号		江 刺 賢 一	中川郡池田町字旭町 6 丁目 6 番地の 6	釧路方面池田警察署管内
立 島 春 男	釧路郡釧路町光和 2 丁目29番地		伊 藤 正 美	中川郡池田町字旭町 6 丁目 5 番地の 8	
亀 水 光 生	厚岸郡厚岸町字真栄町 2 条33番地	釧路方面厚岸警察署管内	菊 地 忠 夫	十勝郡浦幌町字北町 1 番地の39	
高 橋 俊 雄	厚岸郡厚岸町字上尾幌市街地17番地		飛 田 寛	十勝郡浦幌町字幸町60番地の10	
宮 原 邦 彰	厚岸郡厚岸町字真栄町 1 条113番地16		内 山 寛	中川郡豊頃町中央新町112番地	
佐 藤 秀 男	厚岸郡浜中町字暮埦別東 1 丁目151番地		大 川 賢 児	中川郡豊頃町茂岩本町146番地	
佐 川 修	厚岸郡浜中町茶内若葉 2 丁目32番地		中 村 輝 久	中川郡本別町緑町36番地	釧路方面本別警察署管内
三 浦 実	川上郡弟子屈町美里 4 丁目13番 1 の 1 号	釧路方面弟子屈警察署管内	前 田 進	中川郡本別町共栄43番地 6	
松 田 勝 吉	川上郡弟子屈町川湯温泉 2 丁目 1 番10号		日 裏 孝 一	足寄郡足寄町旭町 4 丁目 2 番地	
山 口 紀久夫	川上郡弟子屈町湯の島 1 丁目118番 2 号		高 橋 博	足寄郡足寄町南 5 条 1 丁目25番地	
小 松 孝 義	川上郡標茶町常盤 2 丁目 9 番地		久 保 省 三	足寄郡陸別町字陸別東 1 条 1 丁目20番地	
渋谷 六 男	川上郡標茶町開運 1 丁目 9 番地 1		坂 本 良 秋	足寄郡陸別町字陸別東 1 条 2 丁目19番地	
小 滝 大三郎	根室市厚床 2 丁目204番地	釧路方面根室警察署管内	中 島 雄 介	帯広市西16条南 5 丁目15番 2 号	釧路方面帯広警察署管内
志 和 秀 春	根室市宝町 2 丁目20番地 7		石 原 正 光	帯広市東 4 条南 5 丁目13番地	
高 橋 幸 子	根室市東梅24番地		高 木 米次郎	帯広市西 4 条北 1 丁目 5 番地	
長谷川 誠	根室市昭和町 4 丁目372番地		増 田 昌 吉	帯広市西21条南 2 丁目55番地19号	
高 瀬 博 保	根室市宝町 2 丁目102番地		古 田 實	帯広市西15条南15丁目 7 番地 4 号	
柴 田 重 信	根室市緑町 1 丁目10番地		中 川 政 一	河東郡音更町木野西通10丁目6番地	
勝 山 鎮 城	標津郡中標津町東13条北 7 丁目 1 番地	釧路方面中標津警察署管内	山 口 健 二	帯広市西 5 条北 5 丁目 9 番地	
斎 藤 富 夫	標津郡中標津町東18条南 1 丁目 2 番地		小 川 孝 雄	帯広市西 8 条南 2 丁目 5 番地	
松 村 啓 市	標津郡中標津町東11条北 9 丁目 1 番地		神 田 哲 也	帯広市白樺16条南16丁目15番地	
湊 晃	標津郡中標津町東 9 条北10丁目 2 番地		菊 地 正 男	帯広市西23条南 1 丁目39番地	

志 賀 清 二	河東郡音更町新通12丁目8番地
山 上 政 行	河西郡芽室町東3条6丁目2番地
笹 井 俊 治	中川郡幕別町錦町42番地
逢 坂 和 男	中川郡幕別町札内青葉町5番地の13
牧 野 稔 美	中川郡幕別町札内桜町110の3番地
五十嵐 卓 雄	河東郡音更町駒場本通2丁目5番地
小 山 久	河西郡芽室町東1条5丁目14番地
成 瀬 茂	河西郡芽室町東6条8丁目2番地11
篠 原 昇 好	河東郡士幌町字士幌東9線139番地
木 下 邦 男	河東郡士幌町字士幌西2線166番地4
川 村 勝	河東郡上士幌町字上士幌東2線238番地
高 橋 俣	河東郡上士幌町字上士幌東3線244番地
河 尻 敏	河西郡中札内村東1線北2丁目1番地
奥 井 昭 信	河西郡中札内村大通南2丁目29番地
及 川 末 雄	河西郡更別村字更別632番地7
藤 澤 秀 紀	河西郡更別村字更別633番地9
野 村 伸 三	河西郡芽室町東1条7丁目1番地25
江 崎 忠 光	河東郡音更町字下士幌北5線東48番地
岡 本 金 吾	帯広市西8条北6丁目7番1号
加 納 末 好	帯広市東11条南10丁目1番地
板 垣 忠 雄	上川郡新得町西1条北1丁目17番地
竹 浦 隆	上川郡新得町屈足緑町2丁目24番地
藤 田 一 郎	上川郡清水町南8条10丁目13番地
伊 藤 哲 也	上川郡清水町御影本通2丁目7番地
森 瀧太郎	河東郡鹿追町新町1丁目12番地
佐 藤 年 樹	河東郡鹿追町東瓜幕西15線27番地
平 山 達 雄	広尾郡広尾町陣屋25番地
長 利 春	広尾郡広尾町公園通北3丁目3番地

釧路方面新得警察署管内

釧路方面広尾警察署管内

福 田 和 雄	広尾郡大樹町仲通り5番地
三 浦 祥 嗣	広尾郡大樹町鏡町1番地59
太 田 隆	広尾郡忠類村字忠類427番地
丸 田 耕 志	広尾郡忠類村字忠類427番地の4

道北見方面公安委員会告示

北海道北見方面公安委員会告示第21号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり地域交通安全活動推進委員を委嘱した。

平成15年6月17日

北海道北見方面公安委員会委員長 磯 江 良 三

氏 名	住 所	活 動 区 域
岩 永 重 勝	北見市高栄東町1丁目11番22号	北見方面北見警察署管内
二本松 礼 子	北見市緑ヶ丘3丁目19番21号	
櫻 井 治 夫	北見市高栄西町9丁目10番16号	
山 田 倫 敬	北見市西富町137番17号	
西 内 佳 久	北見市上ところ243番地	
齋 藤 博	北見市緑ヶ丘3丁目22番19号	
前 川 幸 雄	北見市美芳町1丁目7番5号	
高 橋 敏 子	北見市北央町115番地17	
大 西 哲 郎	常呂郡留辺藪町字上町51番地	
村 井 忠 男	常呂郡留辺藪町字温根湯17番地	
富 川 良 一	常呂郡端野町字端野36番地	
笹 木 すみ子	常呂郡端野町字緋牛内71番地	
広 部 正 雄	常呂郡訓子府町字末広47番地	
瀬 谷 隆 夫	常呂郡訓子府町字旭町59番地	
武 山 四 郎	常呂郡置戸町字北光50番地の123	
湊 谷 昭 男	常呂郡置戸町字秋田280番地の5	

村 井 節 治	北見市高栄西町2丁目8番14号	北見方面遠軽警察署管内	東海林 優 子	網走市潮見2丁目14番18号	北見方面美幌警察署管内
安 東 文 男	北見市高栄東町3丁目20番3号		小 玉 弥生子	網走市桂町2丁目5番16号	
高 橋 清 美	紋別郡遠軽町字学田3丁目5番地11		林 脩	網走市桂町5丁目2番6号	
片 石 利 見	紋別郡遠軽町宮前町1番地38		菅 原 時 枝	網走市桂町4丁目5番8号	
乾 禧 實	紋別郡遠軽町2条通北2丁目1番地13		風 間 誠	網走郡美幌町字東1条南1丁目21番地の2	
遠 藤 忠 男	紋別郡遠軽町2条通北2丁目1番地29		齊 藤 紀 一	網走郡美幌町字稲美105番地の41	
伊 藤 清 司	紋別郡遠軽町岩見通北4丁目27		佐 藤 ト ク	網走郡美幌町字新町1丁目7番地の11	
鹿野内 従 枝	紋別郡遠軽町西町1丁目3番地55		福 田 敏 郎	網走郡美幌町字青山北40番地の5	
渡 邊 肇	紋別郡湧別町字屯田市街地180番地		中 川 孝 敏	網走郡津別町字旭町65番地97	
長谷川 末 廣	紋別郡上湧別町字中湧別959番地の7		土 井 正 行	網走郡津別町字大通り16番地2	
刈 谷 一 郎	紋別郡湧別町緑町109番地		新 山 博 子	斜里郡清里町水元町19番地	北見方面斜里警察署管内
角 矢 賢 矩	紋別郡湧別町字東38番地		山 中 久 男	斜里郡小清水町字小清水151番地	
結 城 仲 治	常呂郡佐呂間町字宮前町110番地		伊 藤 ミサ子	斜里郡清里町字上斜里1087番地	
高 木 政 一	常呂郡佐呂間町字宮前町5番地3		渋 川 弘	斜里郡小清水町字浜小清水94番地	
高 橋 亘	常呂郡佐呂間町字宮前町110番地154		上 野 敏 雄	斜里郡斜里町文光町38番地19	
福 家 勝	紋別郡生田原町字生田原573番地		田 中 和 彦	斜里郡斜里町文光町53番地14	
柴 田 英 男	紋別郡丸瀬布町東町232番地	北見方面網走警察署管内	秋 葉 雅 治	紋別市潮見町3丁目4番30号	北見方面紋別警察署管内
安 在 仁八郎	紋別郡白滝村字白滝675番地		大 山 時 治	紋別市緑町1丁目2番21号	
佐 藤 重 行	網走市桂町2丁目8番5号		杉之目 儀 一	紋別市大山町2丁目50番地の78	
寺 屋 茂	網走市桂町2丁目4番3号		鈴 木 敏 子	紋別市大山町1丁目6番地の52	
古 田 信 喜	網走市向陽ヶ丘5丁目3番2号		奥 田 富士雄	紋別郡滝上町字オシラネッ原野北2線9番地	
古 川 一 美	網走市駒場南5丁目6番10号		小山内 健 昭	紋別郡滝上町字滝ノ上市街地1条通2丁目5番地	
旭 秀 二	網走郡女満別町西2条2丁目4番地の1		池 川 幸 則	紋別郡興部町字興部660番地	北見方面興部警察署管内
片 田 常 義	網走郡女満別町東2条1丁目1番地		竹 部 英 明	紋別郡興部町字興部318番地	
羽 生 辰 次	網走郡女満別町字豊里208番地		竹 内 幸 子	紋別郡興部町字沙留64番地の3	
藤 田 一	常呂郡常呂町字土佐2番地の11		鎌 田 誠	紋別郡雄武町字雄武718番地	
室 崎 喜 勝	常呂郡常呂町字常呂607番地の17		渋 谷 圭 子	紋別郡雄武町字雄武1430番地の9	
藤 原 光 雄	網走市潮見5丁目122番地の5				

安 部 愛 治	紋別郡西興部村字上興部93番地
---------	-----------------